

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任を果たしていくために－

令和 3 年 11 月
総務省行政評価局

目 次

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況…………… 3

II 点検結果の概況

- 1 点検対象・点検方法…………… 4
- 2 点検結果…………… 5
- 3 点検結果の活用及び今後の課題…………… 9

III 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 11
- 2 点検シート及び点検結果表…………… 14

<内閣府>

- ・内閣 01 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
 - 01-1 (オフィス減税)…………… 19
 - 01-2 (雇用促進税制)…………… 27
- ・内閣 02 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長…………… 41
- ・内閣 03 国家戦略特区における所得控除制度の延長…………… 49
- ・内閣 04 国家戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長…………… 57
- ・内閣 05 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等
 - 05-1 (特別償却又は法人税額の特別控除)…………… 69
 - 05-2 (認定法人の課税の特例)…………… 73
- ・内閣 06 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等…………… 85
- ・内閣 07 特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長…………… 95
- ・内閣 08 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等…………… 103
- ・内閣 09 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
 - 09-1 (法人税額の特別控除)…………… 113
 - 09-2 (認定法人の課税の特例)…………… 117
- ・内閣 10 沖縄の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における課税の特例措置の延長等…………… 127
- ・内閣 11 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
 - 11-1 (特別償却又は法人税額の特別控除)…………… 141
 - 11-2 (認定法人の課税の特例)…………… 145
- ・内閣 12 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長…………… 157

<金融庁>

- ・金融 01 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長…………… 167
- ・金融 02 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長…………… 173

<文部科学省>

- ・文科 01 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等…………… 181

<厚生労働省>

- ・厚労 01 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置…………… 199
- ・厚労 02 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続…………… 203
- ・厚労 03 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続…………… 209

<経済産業省>

- ・経産 01 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長…………… 223
- ・経産 02 2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置…………… 229
- ・経産 03 海外投資等損失準備金の延長…………… 233
- ・経産 04 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
 - 04-1 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)…………… 241
 - 04-2 (新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)…………… 245
- ・経産 05 保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長…………… 255
- ・経産 06 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長…………… 261
- ・経産 07 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長…………… 267
- ・経産 08 廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長…………… 273
- ・経産 09 ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長…………… 279

<国土交通省>

- ・国交 01 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長…………… 287
- ・国交 02 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充…………… 297

<環境省>

- ・環境 01 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長…………… 309

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

- (1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。
- (2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

イ 事後評価

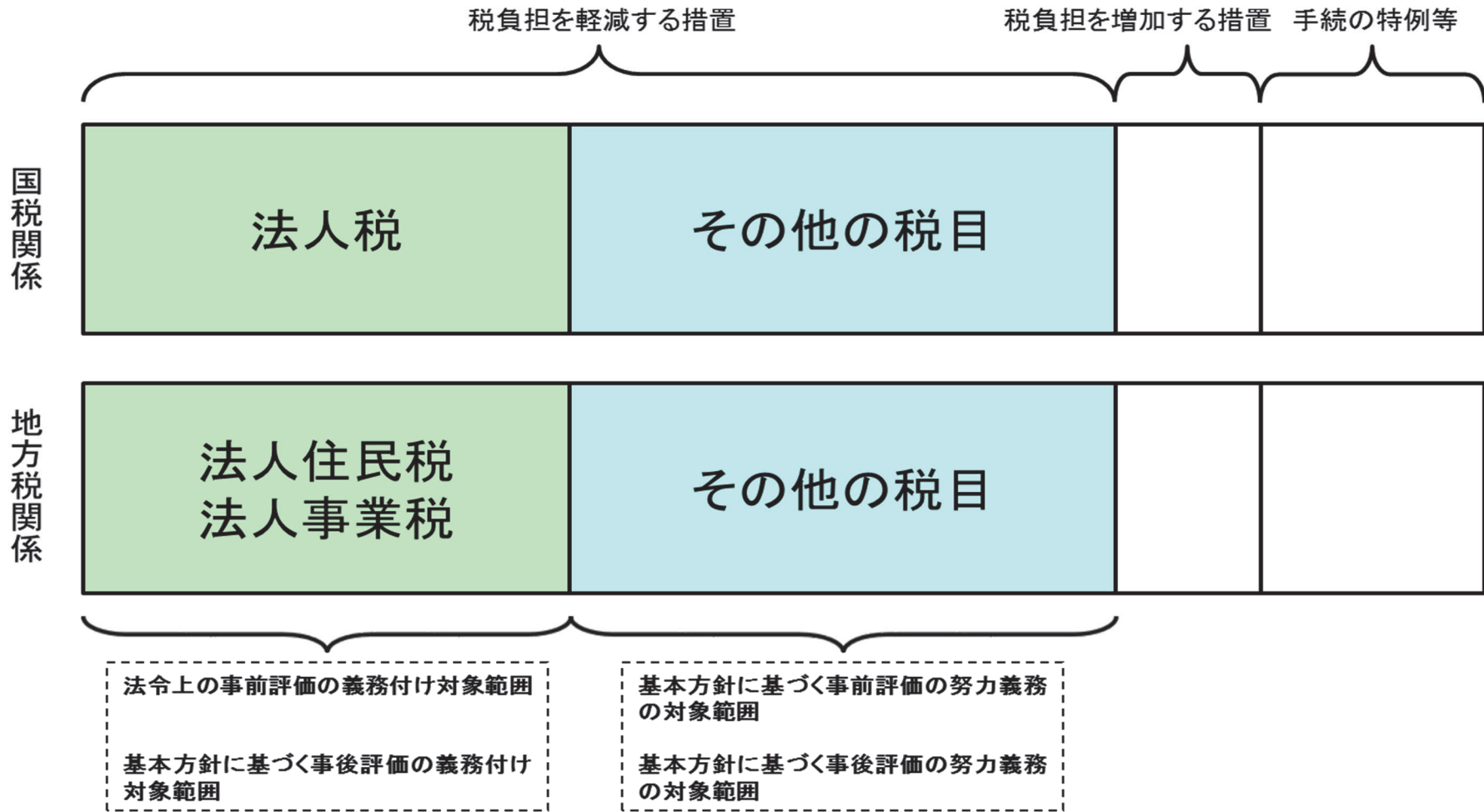
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。

- (3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和4年度税制改正要望に際し、原則、令和3年9月22日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、11行政機関で計75件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価						事後評価	合計
	義務付け対象					努力義務 対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	5	7	12	0	1	13
金融庁	1	0	0	1	2	0	0	2
復興庁	0	0	0	0	0	0	1	1
外務省	0	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	0	1	0	0	1	0	0	1
厚生労働省	1	0	2	0	3	1	0	4
農林水産省	0	0	0	0	0	0	8	8
経済産業省	1	0	6	2	9	10	12	31
国土交通省	0	1	1	0	2	0	5	7
環境省	0	0	1	0	1	0	1	2
防衛省	0	0	0	0	0	0	5	5
合計	3	2	15	10	30	11	34	75

Ⅱ 点検結果の概況

1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和3年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価30件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図2参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2参照）。

図2 点検項目

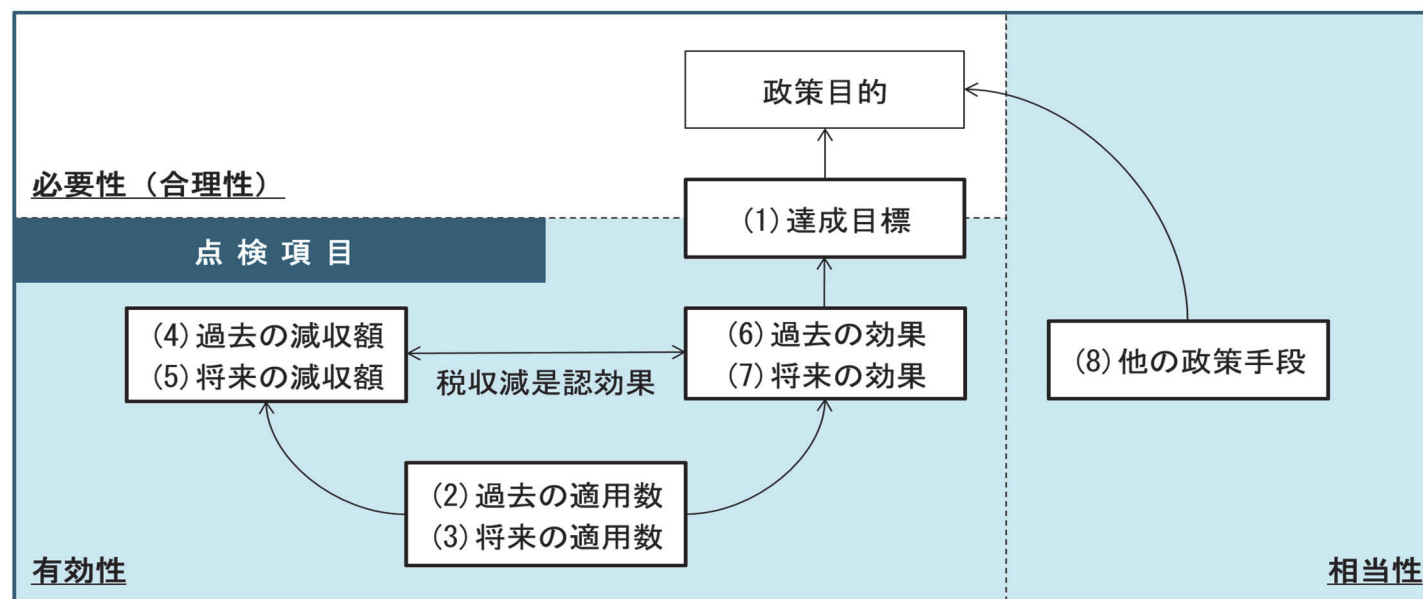


表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価30件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(1)達成目標」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの。「(8)他の政策手段」では、分析・説明がされていないため点検結果がE段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は70.0%（21/30件）から46.6%（14/30件）に、「(2)過去の適用数」は70.3%（19/27件）から33.3%（9/27件）に、「(3)将来の適用数」は60.0%（18/30件）から36.6%（11/30件）に、「(4)過去の減収額」は92.5%（25/27件）から55.5%（15/27件）に、「(5)将来の減収額」は83.3%（25/30件）から60.0%（18/30件）に、「(6)過去の効果」は100.0%（27/27件）から66.6%（18/27件）に、「(7)将来の効果」は100.0%（30/30件）

から93.3% (28/30件) に、「(8)他の政策手段」は23.3% (7/30件) から0.0% (0/30件) になった(表3参照)。一方、分析・説明がされていない項目 (E段階) が残る著しく不十分な評価書も15件あった。

図3 補足説明の前後における
分析・説明状況の比較

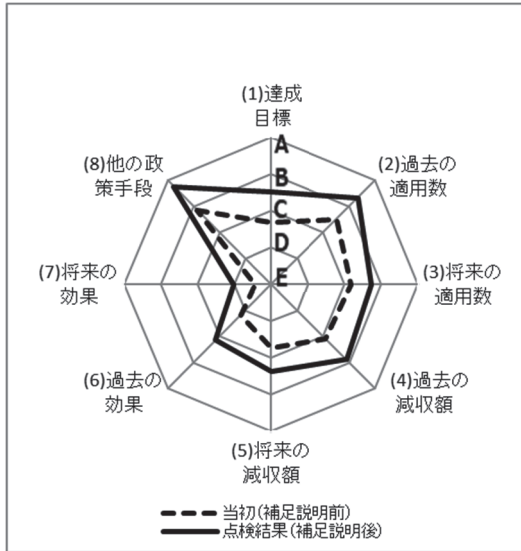


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (点検項目別)

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果	(8)他の 政策手段
A	15 (4)	18 (8)	19 (12)	12 (2)	12 (5)	4 (0)	2 (0)	23 (17)
B	1 (5)	— —	— —	— —	— —	5 (0)	0 (0)	7 (6)
C	4 (8)	9 (18)	2 (8)	15 (24)	11 (16)	13 (16)	7 (5)	— —
D	5 (4)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	9 (3)	— —
E	5 (9)	0 (1)	7 (9)	0 (1)	6 (9)	4 (11)	12 (22)	0 (7)

(注) 1 図3は、評価書ごとに、各項目に表2の段階に応じた点数 (A : 4点、B : 3点、C : 2点、D : 1点、E : 0点) を付し、その合計を評価書の数 (30件) で除すことにより作成

2 表3の () 内は、補足説明前の当初の評価書の数

3 点検項目(2)~(5)の「B」段階及び点検項目(8)の「C・D」段階については、表2で示した観点からの点検事項がなく、当該段階に該当することがないことから、「—」と表記している。

4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書3件を除いている。

(1)~(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

E B P Mでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが15件、B段階のものが1件、C段階のものが4件、D段階のものが5件、E段階のものが5件であった。B段階の1件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の4件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の5件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の5件は、達成目標が設定されていないものや、達成目標が政策目的と同一又は政策目的よりも発展した内容であり達成目標が設定されているとは言えないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが18件、C段階のものが9件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の9件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）の説明が不十分であるものが6件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いて把握されていないものが5件あった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが19件、C段階のものが2件、D段階のものが2件、E段階のものが7件であった。C段階の2件は、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものであった。D段階の2件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるもので

あることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが12件、C段階のものが15件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の15件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが10件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが8件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが12件、C段階のものが11件、D段階のものが1件、E段階のものが6件であった。C段階の11件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが3件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが9件あった。D段階の1件は、減収額が定量的に予測されていないものであった。E段階の6件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが4件、B段階のものが5件、C段階のものが13件、D段階のものが1件、E段階のものが4件であった。B段階の5件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが4件（把握された適用数が僅少であるものが3件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが2件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが1件、達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）を明らかにするとともに、達成できていない場合はその原因を分析した上で、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが2件あった。C段階の13件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが11件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが6件あった。D段階の1件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の4件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を

検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが2件、B段階のものが0件、C段階のものが7件、D段階のものが9件、E段階のものが12件であった。C段階の7件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが2件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが7件あった。D段階の9件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の12件は、効果が予測されていないものであった。

(8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにすることは、EBPMの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、A段階のものが23件、B段階のものが7件、E段階のものが0件であった。B段階の7件の中には、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないものが5件、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合、租税特別措置等と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が適切かつ明確であることが明らかにされていないものが2件あった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が明確でないものや、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。特に「(1)達成目標」は、政策評価の実施の前提となるものであることから、政策目的の実現に向け、租税特別措置等により達成しようとする目標を明確に設定する必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」については、他の項目と比べて、これらの

段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標及びその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

各行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要がある。総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

- 1 制度名 各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載

- 2 区分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載
 - [新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
 - [拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
 - [延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
 - [拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価

- 3 点検結果 点検結果に応じて、以下を記載
 - A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの
 - B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）
 - C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの
 - D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの
 - E 分析・説明されていないもの
 - － 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

番号	制度名	区分	点検結果							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	他の政 策手段
内閣府										
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	C	C	B	A	A
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長	延長	E	C	C	C	C	E	E	A
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長	延長	E	C	A	C	A	E	E	A
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長	延長	E	C	C	C	C	C	E	B
内閣05	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	C	C	A
内閣06	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等	拡・延	B	A	A	A	A	B	C	A
内閣07	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長	延長	A	C	A	C	A	C	C	A
内閣08	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	C	C	A
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	C	C	C	A
内閣10	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	B	D	A
内閣11	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	E	A	A
内閣12	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	C	D	A
金融庁										
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	拡・延	C	C	D	C	C	C	C	B
金融02	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長	新設	D	—	A	—	E	—	D	A
文部科学省										
文科01	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等	拡充	D	A	D	A	D	B	E	B
厚生労働省										
厚労01	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置	新設	D	—	E	—	E	—	E	A
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	C	E	C	E	C	E	A
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	C	E	C	E	C	E	A

番号	制度名	区分	点検結果							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	他の政 策手段
経済産業省										
経産01	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	C	C	B	E	A
経産02	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置	新設	E	—	E	—	E	—	E	B
経産03	海外投資等損失準備金の延長	延長	C	A	A	C	A	C	D	A
経産04	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長	拡・延	C	A	A	A	A	C	D	A
経産05	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長	延長	C	A	A	A	A	A	C	B
経産06	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除の見直し及び延長	延長	E	C	E	A	E	E	E	B
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	A	A	A	C	C	D	D	A
経産08	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長	延長	A	A	A	C	C	A	E	A
経産09	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長	延長	A	A	E	C	C	A	D	A
国土交通省										
国交01	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	A	D	A
国交02	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充	拡充	A	A	A	C	C	C	D	A
環境省										
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長	延長	D	C	E	C	C	C	E	B

2 点検シート及び点検結果表

(1) 点検シートの見方

「点検シート」は、各行政機関において政策評価が実施された租税特別措置等について、その制度概要や、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく適用状況等の基本的な情報を一覧化して示すため、総務省（行政評価局）が作成したものである。各項目の出典等は次のとおり。

<基本情報>

1	制 度 名	評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
2	措 置 名	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」の「総括表」の「措置名」欄又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）」の「措置又は特例名」欄を基に記載
3	措 置 内 容	「令和元年度時点」欄及び「令和2年度税制改正以後」欄は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」の「総括表」の「措置の概要」欄又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）」の「措置又は特例の概要」欄を基に記載し、「令和3年度税制改正以後」欄は、「令和3年度税制改正の解説」（財務省HP）を基に記載
4	政 策 目 的	評価書「9① 政策目的及びその根拠」欄の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」を基に記載
5	評 価 対 象 税 目	評価書「2① 政策評価の対象税目」欄を基に記載
6	関 係 条 項	評価書「4 内容」欄の「関係条項」から法人税、法人住民税又は法人事業税に係る条番号を抜粋して記載
7	要 望 内 容	評価書「4 内容」欄の「要望の内容」を基に記載
8	創 設 年 度	評価書「7 創設年度及び改正経緯」欄を基に記載

- 9 過去の政策評価の実績 評価書「13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期」欄を基に記載
- 10 区分 評価書「3 要望区分等の別」欄を基に記載

<適用状況>

- 1 「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載。ただし、法人住民税又は法人事業税のみを対象とする措置に係る「適用総額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
- 2 「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
- 3 各欄には、単体法人及び連結法人に係る合計の数値を記載

(2) 点検結果表の見方

- 1 制度名 評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
- 2 税目 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載
- 3 区分 [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

(注) 1 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省(行政評価局)へ提出された回答を転載している。

2 「租特透明化法」は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)を指す。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
内閣05	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣06	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等
内閣07	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
内閣08	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣10	沖縄の産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における課税の特例措置の延長等
内閣11	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (特別償却又は法人税額の特別控除、認定法人の課税の特例)
内閣12	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣01-1）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オ フィス減税)				
措置内容	令和元年度時点	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経 過日までに、地方活力向上地域等内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の①15% (移転型計画の場合には25%)の特別償却又は②4% (移転型計画の場合には7%)の税額控除(当期 の法人税額の20%を限度)ができる。			
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり			
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり			
政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第42条の11の3、第68条の15				
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延 長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和 等の拡充を行う。				
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内 閣01、H30内閣01-1、R1内閣01-1	区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合(法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/							
H24								
H25								
H26								
H27	2	300,897	-	37,651	2	79,363	-	0
H28	4	137,268	-	16,351	16	1,550,067	99.3%	1,379
H29	7	280,514	-	29,899	24	1,466,314	90.1%	4,599
H30	5	197,049	-	23,391	19	680,278	93.8%	2,209
R1	13	517,799	99.3%	57,481	27	895,747	91.3%	3,492

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（オフィス減税）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）から新たな達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、分析対象期間における年限を前提とした目標値を想定し、その達成率を記載しました。</p> <p>② 前回までの目標値を変更した経緯を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。</p> <p>② 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて</p>
--

<p>いない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げておりません。</p> <p>② 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成27年度から令和元年度までの法人税）について、「平成27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」（中略）をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（令和2年度）について、「令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。</p> <p>② 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p> <p>③ 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p> <p>④ 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度）について、「令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げておりま</p>

<p>す。</p> <p>② 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p> <p>③ 別紙1において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかでない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、過去の目標値に対する効果に加え、（繰り返しになりますが）目標値見直しの経緯を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合91.3%（令和元年度の税額控除）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、「達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あつてのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（令和3年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、将来的な目標値の達成見込みを定量的に記載しました（目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,000人）を直近ではクリアしているという想定です）。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、税制の適用実績・見込み件数が少なくても、本税制が目標達成に有効な手段であることを記載しました。（なお、税制の活用実績が少ない要因については、元素でも効果の最終段落「適用件数・適用額に関する留意事項」において分析・説明しています。）</p>

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本税制の政策目的や対象を踏まえても、税制優遇措置が最も適切かつ効果的であるという説明を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(4)、(5)及び(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

別紙 1

地方拠点強化税制（うち、オフィス減税）の算定根拠について

1. 適用数

○平成 27 年度～令和元年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下のとおり。

<令和 2 年度>

特別償却 7 件、税額控除 22 件

<令和 3 年度>

特別償却 5 件、税額控除 16 件

- ✓ 計画認定を受けた全事業者 488 件（試算当時）のうち、実績調査に回答のあった事業者は 330 件であったことから、上記の令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）に対して、**488/330 を乗じ**、全事業者ベースに割り戻して、最終的な適用見込み数を試算した。

<令和 2 年度>

特別償却 7 件×488/330=**10 件**、

税額控除 22 件×488/330=**32 件**、合計 10+32=**42 件**

<令和 3 年度>

特別償却 5 件×488/330=**7 件**、

税額控除 16 件×488/330=**23 件**、合計 7+23=**30 件**

○令和 4 年度・令和 5 年度（見込み）

- ✓ 令和元年度～令和 3 年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和 4・5 年度とも同数と設定。

<令和 4 年度>

特別償却 (13 件 (R1) + 10 件 (R2) + 7 件 (R3)) / 3 = **10 件**

税額控除 (27 件 (R1) + 32 件 (R2) + 23 件 (R3)) / 3 = **27 件**

合計 10 件 + 27 件 = **37 件**

<令和 5 年度>

特別償却 (13 件 (R1) + 10 件 (R2) + 7 件 (R3)) / 3 = **10 件**

税額控除 (27 件 (R1) + 32 件 (R2) + 23 件 (R3)) / 3 = **27 件**

合計 10 件 + 27 件 = **37 件**

※ 令和 4 年度税制改正要望において、本税制は適用期限の 2 年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成 27 年度～令和元年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和 2 年度・令和 3 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表 1 のとおり。

- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和 2・3 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表 2 のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいいため、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は **25/15**、後者は **7/4 を拡充型の平均額に乗じて**、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表 3 のとおり。

- ✓ 計画認定を受けた全事業者 488 件（試算当時）のうち、実績調査に回答のあった事業者は 330 件であったことから、上記の適用見込み額（仮）

の全体額に対して、**488/330 を乗じ**、全事業者ベースに割り戻して、最終的な適用見込み額を試算した。その結果は以下の表4のとおり。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもとの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。

※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

< (表1) 適用見込み数 (仮) >

		令和2年度			令和3年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	3	3	0	1	1
	拡充型	7	19	26	5	15	20
構築物	移転型	0	1	1	0	1	1
	拡充型	4	9	13	4	8	12

< (表2) 適用見込み額 (仮) (平均、万円単位) >

		令和2年度			令和3年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	4,041.1	3,940.8	-	5,587.5	5,694.5	-
	拡充型	2,424.7	2,251.9	-	3,352.5	3,254.0	-
構築物	移転型	369.6	330.3	-	1,214.2	322.5	-
	拡充型	221.8	188.8	-	728.5	184.3	-

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は25/15、税額控除の場合は7/4を乗じて、それぞれ算出。

< 令和2年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $2,424.7 \times 25 / 15 = 4,041.1$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $2,251.9 \times 7 / 4 = 3,940.8$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $221.8 \times 25 / 15 = 369.6$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $188.8 \times 7 / 4 = 330.3$ 万円

< 令和3年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $3,352.5 \times 25 / 15 = 5,587.5$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $3,254.0 \times 7 / 4 = 5,694.5$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $728.5 \times 25 / 15 = 1,214.2$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $184.3 \times 7 / 4 = 322.5$ 万円

< (表3) 適用見込み額 (仮) (全体額、万円単位) >

		令和2年度			令和3年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	11,823	11,823	0	5,695	5,695
	拡充型	16,973	42,787	59,760	16,763	48,810	65,573
構築物	移転型	0	330	330	0	323	323
	拡充型	887	1,699	2,586	2,914	1,475	4,389

※ 表1の適用見込み数に、表2の適用見込み額 (仮) (平均) を乗じてそれぞれ算出。

< 令和2年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $4,041.1 \times 0 = 0$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $2,424.7 \times 7 = 16,973$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $3,940.8 \times 3 = 11,823$ 万円

建物 (拡充型・税額控除) : $2,251.9 \times 19 = 42,787$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $369.6 \times 0 = 0$ 万円

構築物 (拡充型・特別償却) : $221.8 \times 4 = 887$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $330.3 \times 1 = 330$ 万円

構築物 (拡充型・税額控除) : $188.8 \times 9 = 1,699$ 万円

< 令和3年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $5,587.5 \times 0 = 0$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $3,352.5 \times 5 = 16,763$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $5,694.5 \times 1 = 5,695$ 万円

建物 (拡充型・税額控除) : $3,254.0 \times 15 = 48,810$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $1,214.2 \times 0 = 0$ 万円

構築物 (拡充型・特別償却) : $728.5 \times 4 = 2,914$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $322.5 \times 1 = 323$ 万円

構築物 (拡充型・税額控除) : $184.3 \times 8 = 1,475$ 万円

< (表4) 適用見込み額 (全体額、万円単位) >

		令和2年度			令和3年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	17,484	17,484	0	8,422	8,422
	拡充型	25,099	63,273	88,372	24,789	72,180	96,969
構築物	移転型	0	488	488	0	478	478
	拡充型	1,312	2,512	3,824	4,309	2,181	6,490
合計		26,412	83,756	110,168	29,097	83,258	112,355

※ 表3の適用見込み数額(仮)に、 $488/330$ を乗じてそれぞれ算出。

※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。

※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算があわない場合がある。

< 令和2年度 >

建物(移転型・特別償却)： $0 \times 488 / 330 = 0$ 万円

建物(拡充型・特別償却)： $16,973 \times 488 / 330 = 25,099$ 万円

建物(移転型・税額控除)： $11,823 \times 488 / 330 = 17,484$ 万円

建物(拡充型・税額控除)： $42,787 \times 488 / 330 = 63,273$ 万円

構築物(移転型・特別償却)： $0 \times 488 / 330 = 0$ 万円

構築物(拡充型・特別償却)： $887 \times 488 / 330 = 1,312$ 万円

構築物(移転型・税額控除)： $330 \times 488 / 330 = 488$ 万円

構築物(拡充型・税額控除)： $1,699 \times 488 / 330 = 2,512$ 万円

合計(特別償却)： $0 + 25,099 + 0 + 1,312 = \underline{26,412}$ 万円

合計(税額控除)： $17,484 + 63,273 + 488 + 2,512 = \underline{83,756}$ 万円

合計(適用額)： $26,412 + 83,756 = \underline{110,168}$ 万円

< 令和3年度 >

建物(移転型・特別償却)： $0 \times 488 / 330 = 0$ 万円

建物(拡充型・特別償却)： $16,763 \times 488 / 330 = 24,789$ 万円

建物(移転型・税額控除)： $5,695 \times 488 / 330 = 8,422$ 万円

建物(拡充型・税額控除)： $48,810 \times 488 / 330 = 72,180$ 万円

構築物(移転型・特別償却)： $0 \times 488 / 330 = 0$ 万円

構築物(拡充型・特別償却)： $2,914 \times 488 / 330 = 4,309$ 万円

構築物(移転型・税額控除)： $323 \times 488 / 330 = 478$ 万円

構築物(拡充型・税額控除)： $1,475 \times 488 / 330 = 2,181$ 万円

合計(特別償却)： $0 + 24,789 + 0 + 4,309 = \underline{29,097}$ 万円

合計(税額控除)： $8,422 + 72,180 + 478 + 2,181 = \underline{83,258}$ 万円

合計(適用額)： $29,097 + 83,258 = \underline{112,355}$ 万円

○令和4年度・令和5年度(見込み)

- ✓ 令和元年度～令和3年度までの適用額(見込みを含む)を平均して、試算。令和4・5年度とも同数と設定。

< 令和4年度 >

特別償却(517,799千円(R1) + 264,120千円(R2) + 290,970千円(R3)) / 3 = 357,630千円、

税額控除(895,747千円(R1) + 837,560千円(R2) + 832,580千円(R3)) / 3 = 855,296千円、

合計 357,630千円 + 855,296千円 = 1,212,926千円

< 令和5年度 >

特別償却(517,799千円(R1) + 264,120千円(R2) + 290,970千円(R3)) / 3 = 357,630千円、

税額控除(895,747千円(R1) + 837,560千円(R2) + 832,580千円(R3)) / 3 = 855,296千円、

合計 357,630千円 + 855,296千円 = 1,212,926千円

3. 減収額(国税)

○平成27年度～令和元年度(実績)

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率(23.2%と設定)を乗じ、税額控除の適用額は(既に法人税額が考慮されているため)そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

< 平成27年度 >

$300,897 \times 23.2\% + 79,363 = \underline{149,171}$ 千円

< 平成28年度 >

$137,268 \times 23.2\% + 1,550,067 = \underline{1,581,913}$ 千円

< 平成29年度 >

$280,514 \times 23.2\% + 1,466,314 = \underline{1,531,393}$ 千円

< 平成30年度 >

$197,049 \times 23.2\% + 680,278 = \underline{725,993}$ 千円

<平成30年度>

$517,799 \times 23.2\% + 895,747 = \underline{1,015,876}$ 千円

○令和2年度・令和3年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率（23.2%と設定）**を乗じ、税額控除の適用額は**（既に法人税額が考慮されているため）そのまま**として、それぞれの金額を合計して算出。

<令和2年度>

$264,120 \times 23.2\% + 837,560 = \underline{898,836}$ 千円

<令和3年度>

$290,970 \times 23.2\% + 832,580 = \underline{900,085}$ 千円

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率（23.2%と設定）**を乗じ、税額控除の適用額は**（既に法人税額が考慮されているため）そのまま**として、それぞれの金額を合計して算出。

<令和4年度>

$357,630 \times 23.2\% + 855,296 = \underline{938,266}$ 千円

<令和5年度>

$357,630 \times 23.2\% + 855,296 = \underline{938,266}$ 千円

4. 減収額（地方税）

○平成27年度～令和元年度（実績）

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000276.html

（※令和元年度公表版）

○令和2年度・令和3年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和4年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。

- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。

- ・ 所得割は、オフィス減税の適用額うち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、**税率3.4%を乗じた**数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に**税率76.8%を乗じた**数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。

- ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、**税率0.7%を乗じて**算出。

<令和2年度>

法人住民税：898,836 × 7.0% = **62,919** 千円

法人事業税：15,877 + 1,849 = **17,726** 千円

所得割：8,980 + 6,897 = 15,877 千円

所得割①：264,120 × 3.4% = 8,980 千円

特別法人事業税の減収額：8,980 × 76.8% = 6,897 千円

付加価値割：264,120 × 0.7% = 1,849 千円

合計（地方税）：62,919 + 17,726 = **80,644** 千円

<令和3年度>

法人住民税：900,085 × 7.0% = **63,006** 千円

法人事業税：17,491 + 2,037 = **19,528** 千円

所得割：9,893 + 7,598 = 17,491 千円

所得割①：290,970 × 3.4% = 9,893 千円

特別法人事業税の減収額：9,893 × 76.8% = 7,598 千円

付加価値割：290,970 × 0.7% = 2,037 千円

合計（地方税）：63,006 + 19,528 = **82,534** 千円

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和4年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。

- ・ 所得割は、オフィス減税の適用額うち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4%を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.8%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
- ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7%を乗じて算出。

<令和4年度>

法人住民税：938,266×7.0%=65,679千円

法人事業税：21,497+2,503=24,000千円

所得割：12,159+9,338=21,497千円

所得割①：357,630×3.4%=12,159千円

特別法人事業税の減収額：12,159×76.8%=9,338千円

付加価値割：357,630×0.7%=2,503千円

合計（地方税）：65,679+24,000=89,679千円

<令和5年度>

法人住民税：938,266×7.0%=65,679千円

法人事業税：21,497+2,503=24,000千円

所得割：12,159+9,338=21,497千円

所得割①：357,630×3.4%=12,159千円

特別法人事業税の減収額：12,159×76.8%=9,338千円

付加価値割：357,630×0.7%=2,503千円

合計：65,679+24,000=89,679千円

以上

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣01-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)				
措置内容	令和元年度時点	<p>(1) 地域再生法の認定事業者が各適用年度において、①の要件を満たす場合には、②の金額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 次の全ての要件</p> <p>イ 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと</p> <p>ロ 特定新規雇用者等数が2人以上であること</p> <p>ハ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること</p> <p>ニ 雇用保険法の適用事業を行い、風俗営業等を行っていないこと</p> <p>② 次の金額の合計額</p> <p>イ 30万円(基準雇用者割合が8%以上(移転型計画は5%以上)である場合には60万円)に、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数を上限)のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額</p> <p>ロ 20万円(基準雇用者割合が8%以上(移転型計画は5%以上)である場合には50万円)に、次の(イ)及び(ロ)の合計数を乗じて計算した金額</p> <p>(イ) 新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を上限)から特定新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数</p> <p>(ロ) 地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数</p> <p>ただし、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用を受ける事業年度については、適用できない。</p> <p>(2) 上記(1)の措置の適用を受ける又は受けた認定事業者(要件適格法人等を含む。)が、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、上記(1)①イ及びニの要件を満たしている場合には、30万円(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には20万円)に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)及び地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p>			
	令和2年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(1)の措置について、上記(1)①ハの要件を除外するとともに、税額控除限度額の計算方法を見直した。 ・ 上記(2)の措置について、地方事業所特別税額控除限度額の引上げ 			
	令和3年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出すること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税			
関係条項	租税特別措置法第42条の12、第68条の15の2				
要望内容	企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。				
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01、H30内閣01-2、R1内閣01-2	区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25				
H26				
H27	7	3,778	-	内訳不明
H28	5	4,891	-	内訳不明
H29	11	49,090	内訳不明	内訳不明
H30	11	23,717	内訳不明	内訳不明
R1	8	51,396	-	1,935

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（雇用促進税制）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）から新たな達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、分析対象期間における年限を前提とした目標値を想定し、その達成率を記載しました。</p> <p>② 前回までの目標値を変更した経緯を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。</p> <p>② 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度）について、「認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びそ</p>

<p>の出典）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中であり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げております。</p> <p>② 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から令和2年度までの法人住民税）について、「地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 過去の減収額（平成27年度から令和元年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、租税透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、平成27～29年度についても年度ごとの数値を記載しました。</p> <p>② 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p> <p>③ 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p> <p>④ 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 別紙2における説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和4年度及び5年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和3年度の法人税）について、「令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度の法人住民税）について、「地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて試算」と説明</p>

<p>されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和4・5年度についても数値を記載いたしましたので、ご確認ください。なお本文中にも記載したとおり、本税制については令和4年度税制改正要望において制度の延長に加え拡充を要望しているところ、拡充については現時点で財務当局との折衝中にあり見通しを示すことが困難であることから、制度の延長のみを想定して、数値を挙げておりません。</p> <p>② 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p> <p>③ 別紙2において、算定根拠を説明しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、過去の目標値に対する効果に加え、（繰り返しになりますが）目標値見直しの経緯を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、「達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あつてのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、将来的な目標値の達成見込みを定量的に記載しました（目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,000人）を直近ではクリアしているという想定です）。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、税制の適用実績・見込み件数が少なくても、本税制が目標達成に有効な手段であることを記載しました。（なお、税制の活用実績が少ない要因については、元素でも効果の最終段落「適用件数・適用額に関する留意事項」において分析・説明しています。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本税制の政策目的や対象を踏まえても、税制優遇措置が最も適切かつ効果的であるという説明を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(4)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

【国税 令和2年度及び令和3年度の推計】

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度、令和2年度改正）。

2. 令和3年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 平成30年度から令和2年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和3年7月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	60	50	49
	(i) 拡充型	56	45	40
	(ii) 移転型	4	5	9
	② 達成状況報告受付件数（件）	32	29	—
	(i) 拡充型	29	26	—
	(ii) 移転型	3	3	—
(国税)	③ 適用件数（件）	9	7	—
適用実態 調査	④ 適用減収総額（千円）	23,717	51,396	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和3年度

- 令和3年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型2件、拡充型8件の合計10件であることから、令和3年度においては、移転型 $2 \times 12/4 = 6$ 件、拡充型 $8 \times 12/4 = 24$ 件の合計**30件**。
- なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は**1件**としている。

<(1) 雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和2年度

- 令和3年7月末までの4ヶ月間にハローワークで確認を受けた雇用促進計画の達成状況は、移転型3件、拡充型12件の合計15件であることから、令和2年度においては、移転型 $3 \times 12/4 = 9$ 件、拡充型 $12 \times 12/4 = 36$ 件の合計**45件**。
- なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は**1件**としている。

令和3年度

- ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、平成30年度53.3%（ $=32/60$ ）、令和元年度58.0%（ $=29/50$ ）、令和2年度推計91.8%（ $=45/49$ ）であることから、令和3年度においては、この3年間の平均値67.7%になると仮定し、移転型 $6 \times 67.7\% = 4$ 件、拡充型 $24 \times 67.7\% = 16$ 件の合計**20件**。
- なお、準地方活力向上地域への移転を盛り込んだ整備計画の認定件数等を踏まえ、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は**1件**としている。

<(2) 「税額控除実施法人数」について>

令和2年度

- 雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は平成30年度28.1%（ $=9/32$ ）、令和元年度24.1%（ $=7/29$ ）であることから、令和2年度においては、この2年間の平均値26.1%になると仮定し、移転型 $9 \times 26.1\% = 2$ 件、拡充型 $36 \times 26.1\% = 9$ 件の合計**11件**。

令和3年度

- 令和3年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の26.1%になると仮定し、移転型 $4 \times 26.1\% = 1$ 件、拡充型 $16 \times 26.1\% = 4$ 件の合計**5件**。

<(2) 「新規雇用者総数 ①」について>

平成30年度

- 税額控除実施法人は移転型2件、拡充型7件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が1:9とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業6件となる。
- それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた1法人当たりの新規雇用者数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

- 移転型・大企業0件 $\times 7.2$ 人 $=0$ 人
- 移転型・中小企業2件 $\times 2.7$ 人 $=5$ 人
- 拡充型・大企業1件 $\times 18.6$ 人 $=19$ 人
- 拡充型・中小企業6件 $\times 7.2$ 人 $=43$ 人

合計 **67人**

（※）平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和元年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、**合計 58 人**となる。

令和 2 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 2 件、拡充型 9 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 2 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 8 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、**合計 82 人**となる。

令和 3 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 4 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 1:9 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 3 件となる。
- ・上記の平成 30 年度と同様の計算により、**合計 44 人**となる。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計 43 人)**

令和元年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計 37 人)**

令和 2 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計 52 人)**

令和 3 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。**(合計 28 人)**

<(2)「うち基準雇用者割合 \geq 8%の法人に係る数 ③」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数（移転型・拡充型、大企業・中小企業の別）それぞれについて、基準雇用者割合 \geq 8%となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合（アンケート結果）を乗じて算出。**(合計 26 人)**

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。**(合計 21 人)**

<(2)「うち5% \leq 基準雇用者割合 $<$ 8%の法人に係る数 ④」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 \geq 8%の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。**(合計 5 人)**

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。**(合計 5 人)**

<(2)「うち基準雇用者割合 $<$ 5%の法人に係る数 ⑤」について>

平成 30 年度

- ・特定新規雇用者基礎数（43 人）から、上記で求めた 26 人、5 人を控除すると **12 人**。

令和元年度

- ・平成 30 年度と同様の方法により算出。**(合計 11 人)**

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数 ⑥」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち5% \leq 基準雇用者割合 \leq 8%の法人に係る数 ④」について>で算出した 5 人のうち、移転型に係る人数 **1 人**。

令和元年度

- ・<(2)「うち5% \leq 基準雇用者割合 \leq 8%の法人に係る数 ④」について>で算出した 5 人のうち、移転型に係る人数 **1 人**。

令和 2 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>のうち、移転型に係る人数 **3 人**。

令和 3 年度

- ・<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>のうち、移転型に係る人数 **2 人**

<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>

平成30年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計17人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計14人)

<(2)「非新規基準雇用者数 ⑧」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>と同様の方法による。(合計57人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計51人)

令和2年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計62人)

令和3年度

- ・平成30年度と同様の方法による。(合計46人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計 ⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成30年度

$$17人 + 57人 = \underline{74人}$$

令和元年度

$$14人 + 51人 = \underline{65人}$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 \geq 8%の法人に係る数 ⑩」について>

平成30年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合 \geq 8%の法人に係る数 ③」について>に倣って、移転型・拡充型・大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合 \geq 8%となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合(アンケート結果)を乗じて算出。(合計41人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様の方法により算出。(合計33人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち5% \leq 基準雇用者割合 $<$ 8%の法人に係る数 ⑪」について>

平成30年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 \geq 8%の法人に係る数 ⑩」について>と同様に算出。(合計10人)

令和元年度

- ・平成30年度と同様に算出。(合計9人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 $<$ 5%の法人に係る数 ⑫」について>

- 合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

平成30年度

$$74人(⑨) - 41人(⑩) - 10人(⑪) = \underline{23人}$$

令和元年度

$$65人(⑨) - 33人(⑩) - 9人(⑪) = \underline{23人}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑬」について>

令和2年度

$$\begin{aligned} \text{⑬} &= ② \times 30 \text{万円} + ⑥ \times 20 \text{万円} + (⑧ + ⑭) \times 20 \text{万円} \\ &= 52人 \times 30 \text{万円} + 3人 \times 20 \text{万円} + (62人 + 0人) \times 20 \text{万円} = \underline{28.6 \text{百万円}} \end{aligned}$$

令和3年度

$$\begin{aligned} \text{⑬} &= ② \times 30 \text{万円} + ⑥ \times 20 \text{万円} + (⑧ + ⑭) \times 20 \text{万円} \\ &= 28人 \times 30 \text{万円} + 2人 \times 20 \text{万円} + (46人 + 0人) \times 20 \text{万円} = \underline{18.0 \text{百万円}} \end{aligned}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑰~⑱」について>

平成30年度

$$\begin{aligned} \text{⑰} &= ③ \times 60 \text{万円} + ⑩ \times 50 \text{万円} \\ &= 26人 \times 60 \text{万円} + 41人 \times 50 \text{万円} = \underline{36.1 \text{万円}} \end{aligned}$$

$$\text{⑱、⑲も同様に、⑱} = \underline{3.8 \text{百万円}}、\text{⑲} = \underline{8.2 \text{百万円}}$$

令和元年度

- ・⑰＝③×60万円＋⑩×50万円
＝21人×60万円＋33人×50万円 ＝ **29.1百万円**
- ・⑱、⑲も同様に、⑱＝**3.6百万円**、⑲＝**7.9百万円**

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑳」について>

平成30年度

- ・移転型は2件で、アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、2件×26.3人＝53人
- ・移転型の上乗せは最大3年続いたため、平成29年度の4件について、それぞれ半数の13.2人が平成30年度も適用を受けるとすると、4件×13.2人＝53人
- ・53人と53人の合計 **106人**

令和元年度

- ・移転型は1件で、アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、1件×26.3人＝26人
- ・移転型の上乗せは最大3年続いたため、平成29年度に上乗せの適用を受けた4件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和元年度も適用を受けるとすると、4件×6.6人＝26人
- ・平成30年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれの半数の13.2人が令和元年度も適用を受けるとすると2件×13.2人＝26人。
- ・26人と26人と26人の合計 **78人**

令和2年度

- ・移転型は2件と推計している。アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、2件×26.3人＝53人
- ・移転型の上乗せは最大3年続いたため、平成30年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和2年度も適用を受けるとすると、2件×6.6人＝13人。
- ・令和元年度に上乗せの適用を受けた1件について、それぞれの半数の13.2人が令和2年度も適用を受けるとすると1件×13.2人＝13人。
- ・53人と13人と13人の合計 **79人**

令和3年度

- ・移転型は1件と推計している。アンケート結果により1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数は26.3人であるため、1件×26.3人＝26人
- ・移転型の上乗せは最大3年続いたため、令和元年度に上乗せの適用を受けた1件について、それぞれ半数の更に半数の6.6人が令和3年度も適用を受けるとすると、1件×6.6人＝7人。
- ・令和2年度に上乗せの適用を受けた2件について、それぞれの半数の13.2人が令和3年度も適用を受けるとすると2件×13.2人＝26人。
- ・26人と7人と26人の合計 **59人**

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉒」について>

- ・準地方活力向上地域への移転に係る整備計画の認定件数等を踏まえ、㉒について、平成30年度 **0人**、令和元年度 **10人**、令和2年度 **10人**、令和3年度 **10人**と推計。
- ・上記を踏まえ、㉑について、㉑から㉒を控除して、平成30年度 **106人**、令和元年度 **68人**、令和2年度 **69人**、令和3年度 **49人**と推計。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (㉑)×40万円＋㉒×30万円) ㉓」について>

令和2年度

$$69人 \times 40万円 + 10人 \times 30万円 = \underline{\underline{30.6百万円}}$$

令和3年度

$$49人 \times 40万円 + 10人 \times 30万円 = \underline{\underline{22.6百万円}}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (㉑)×30万円＋㉒×20万円) ㉔」について>

平成30年度

$$106人 \times 30万円 + 0人 \times 20万円 = \underline{\underline{31.8百万円}}$$

令和元年度

$$68人 \times 30万円 + 10人 \times 20万円 = \underline{\underline{22.4百万円}}$$

<(2)「税額控除額」について>

令和2年度 ⑰及び㉓の合計額。

$$28.6 + 30.6 = \underline{\underline{59.2百万円}}$$

令和3年度 ⑰及び㉓の合計額。

$$18.0 + 22.6 = \underline{\underline{40.6百万円}}$$

【地方税 平成27年度～令和3年度の推計】

「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づき、国税（法人税）（推計値含む）に一定の率を乗じて推計。

平成27年度 3.8百万円×0.129=0.5百万円
平成28年度 4.9百万円×0.129=0.6百万円
平成29年度 49.1百万円×0.129=6.3百万円
平成30年度 23.7百万円×0.129=3.1百万円
令和元年度 51.4百万円×0.07=3.6百万円
令和2年度 59.2百万円×0.07=4.1百万円
令和3年度 40.6百万円×0.07=2.8百万円

【国税及び地方税 令和4年度及び令和5年度の推計】

適用数、適用額、減収額のいずれも、それぞれの令和元年度から令和3年度までの実績（見込み）の3カ年平均により算出。

（以上）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税1)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 (1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)
		《要望の内容》 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二 地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成27年10月2日(※)～令和6年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)

		○平成28年度 ・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充) ○平成29年度 ・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) ○平成30年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。整備計画認定時の雇用者増加要件を10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等) ○令和2年度望 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を3年間で最大150万円から170万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等)
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。
		《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版(令和2年12月21日閣議決定) 「東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく。その際、地方拠点強化税制について地方創生推進交付金との連携を含め活用を推進するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による融資制度といった関係施策により、総合的に対応していく。」

	<p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を地方において雇用を創出し、地方への新たなひとの流れを生み出す観点から、企業の地方移転を地方拠点強化税制などの関連施策により引き続き支援する。その際、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた検討を行い、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定) 「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」</p> <p>・成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定) 「地方創生に資するテレワークを更に推進していくため、サテライトオフィスの整備、利用を進めるとともに、進出企業による地域課題解決に向けた事業展開を後押しする。また、地方への人材派遣や移住、企業の本社機能の移転を後押しする。」</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計): 3万人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」においては、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「①適用数」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移しているものと承知している。本制度の分析対象期間(令和6年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を「27,000人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値(分析対象期間ベース)の69.4%を達成していることになる。</p> <p>なお、前回の政策評価時(令和元年度)においては、新たな目標値の</p>

		<p>設定・記載を予定していた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定前であったため、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。過去の目標値においては、目標値の対象範囲が曖昧・不明確であり、フォローアップ時に客観的かつ正確な効果分析が困難であるとの課題が見いだされたことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた『地方活力向上地域等特定業務施設整備計画』」に記載された『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』(2015～2024年度累計): 3万人」に見直した経緯がある。</p>																																																		
10: 有効性等	①: 適用数	<p><整備計画の認定状況等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27年度</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td> <td>77件</td> <td>79件</td> <td>71件</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>認定整備計画における雇用創出数</td> <td>4,421人</td> <td>3,214人</td> <td>2,793人</td> <td>3,497人</td> </tr> <tr> <td>目標値の達成率</td> <td>147.4%</td> <td>107.1%</td> <td>93.1%</td> <td>116.6%</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td>25件</td> <td>47件</td> <td>62件</td> <td>60件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td> <td>76件</td> <td>69件</td> <td>15件</td> <td>488件</td> </tr> <tr> <td>認定整備計画における雇用創出数</td> <td>1,349人</td> <td>3,118人</td> <td>343人</td> <td>18,735人</td> </tr> <tr> <td>目標値の達成率</td> <td>45.0%</td> <td>103.9%</td> <td>11.4%</td> <td>62.5%</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td>50件</td> <td>49件</td> <td>10件</td> <td>303件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典等】令和3年度に関して、認定整備計画数は令和3年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和3年7月31日までに労働局から報告のあったもの ※目標値の達成率は、上記「10年間」で雇用創出数を「3万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,000人」として試算。 ※本制度の分析対象期間(令和6年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,000人×9年間=)「27,000人」とすることになると想定。</p> <p><適用件数></p>		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	目標値の達成率	147.4%	107.1%	93.1%	116.6%	雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	累計	認定整備計画数	76件	69件	15件	488件	認定整備計画における雇用創出数	1,349人	3,118人	343人	18,735人	目標値の達成率	45.0%	103.9%	11.4%	62.5%	雇用促進計画受付件数	50件	49件	10件	303件
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度																																																
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件																																																
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人																																																
目標値の達成率	147.4%	107.1%	93.1%	116.6%																																																
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件																																																
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	累計																																																
認定整備計画数	76件	69件	15件	488件																																																
認定整備計画における雇用創出数	1,349人	3,118人	343人	18,735人																																																
目標値の達成率	45.0%	103.9%	11.4%	62.5%																																																
雇用促進計画受付件数	50件	49件	10件	303件																																																

○オフィス減税					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
特別償却	2件	4件	7件	5件	
税額控除	2件	16件	24件	19件	
合計	4件	20件	31件	24件	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別償却	13件	10件	7件	10件	10件
税額控除	27件	32件	23件	27件	27件
合計	40件	42件	30件	37件	37件
<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計 ※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>					
○雇用促進税制					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
税額控除	7件	5件	7件	9件	
合計	7件	5件	7件	9件	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
税額控除	7件	11件	5件	8件	8件
合計	7件	11件	5件	8件	8件
<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計 ※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>					
②：適用額	○オフィス減税				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	

	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円	
損金算入額					
税額控除額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円	
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
損金算入額	517,799 千円	264,120 千円	290,970 千円	357,630 千円	357,630 千円
税額控除額	895,747 千円	837,560 千円	832,580 千円	855,296 千円	855,296 千円
合計	1,413,546 千円	1,101,680 千円	1,123,550 千円	1,212,926 千円	1,212,926 千円
<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計 ※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>					
○雇用促進税制					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
税額控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	
合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
税額控除	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円
合計	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円
<p>【出典】平成27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和2年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計 ※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>					
③：減収額	○オフィス減税				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	

国税 (法人税)	149.2 百万円	1,581.9 百万円	1,531.4 百万円	726.0 百万円
地方税	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	176.9 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国税 (法人税)	1,015.9 百万円	898.8 百万円	900.1 百万円	938.3 百万円	938.3 百万円
地方税	47.1 百万円	80.6 百万円	82.5 百万円	89.7 百万円	89.7 百万円
法人 住民税	19.0 百万円	62.9 百万円	63.0 百万円	65.7 百万円	65.7 百万円
法人 事業税	28.1 百万円	17.7 百万円	19.5 百万円	24.0 百万円	24.0 百万円
計	1,063.0 百万円	979.5 百万円	982.6 百万円	1,027.9 百万円	1,027.9 百万円

【出典等】

- 平成 27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。
- 令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円
地方税(法人 住民税)	0.5 百万円	0.6 百万円	6.3 百万円	3.1 百万円
計	4.3 百万円	5.5 百万円	55.4 百万円	26.8 百万円

	令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

国税 (法人税)	51.4 百万円	59.2 百万円	40.6 百万円	50.4 百万円	50.4 百万円
地方税 (法人住 民税)	3.6 百万円	4.1 百万円	2.8 百万円	3.5 百万円	3.5 百万円
計	55.0 百万円	63.3 百万円	43.4 百万円	53.9 百万円	53.9 百万円

【出典等】

- 平成 27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- 令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計。
- 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算。
- 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 「地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計)：3万人」という達成目標に対して、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「27,000人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の7割弱を達成していることになる。

この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。

なお、前回の政策評価時においては、上記「9. 必要性等③」で説明したとおり、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。当該目標値についても、上記のとおり一定の雇用が地方において創出される見込みであるという観点では、その目標に対して直接的に貢献する効果を実現していると言える。他方で、当該目標値には明確な数値目標が定められていなかったため、どの程度の達成度であるか客観的かつ正確に示すことが困難という課題があった。そのため、これも既に説明したとおり、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた『地方活力向上地域等特定業務施設整備計画』に記載された『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』(2015～2024年度累計)：3万人」に見直した経緯がある。

加えて将来的な効果見込みとして、過去6年間に創出した雇

	<p>用数の平均は3,000人を超過(約3,065人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(10年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした9年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,000人」であることから)目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。</p> <p>それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和3年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,700億円を超える経済波及効果が見込まれる。</p> <p>○設備投資に伴う経済波及効果</p> <table border="1" data-bbox="495 722 922 927"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設備投資に伴う経済波及効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27～29年度</td> <td>153,728百万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>33,621百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>49,451百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>59,650百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75,072百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>371,522百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。</p> <p>《適用件数・適用額に関する留意事項》 整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、整備計画の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、コロナ禍の影響で事業計画を見直した、といった企業の声も挙がっている。</p> <p>また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要</p>	年度	設備投資に伴う経済波及効果	平成27～29年度	153,728百万円	平成30年度	33,621百万円	令和元年度	49,451百万円	令和2年度	59,650百万円	令和3年度	75,072百万円	合計	371,522百万円
年度	設備投資に伴う経済波及効果														
平成27～29年度	153,728百万円														
平成30年度	33,621百万円														
令和元年度	49,451百万円														
令和2年度	59,650百万円														
令和3年度	75,072百万円														
合計	371,522百万円														

		<p>する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の6割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない(むしろ、少ない出費(=減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p> <p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。</p> <p>これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特別措置による支援は、一般論として、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなく</p>

		<p>なれば、インセンティブとして機能し得ない。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。</p>
	<p>②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>企業の地方移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 ・ 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 ・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	<p>③： 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和4年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
<p>12： 有識者の見解</p>		<p>—</p>

<p>13： 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和元年8月(R1内閣01-1、R1内閣01-2)</p>
-------------------------------	----------------------------------

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣02）

【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた法人が、国家戦略特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、次の区分に応じた①特別償却又は②税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 (1) 平成31年4月1日以後に事業実施計画の確認を受けた場合：取得価額の45%（建物等は23%）の特別償却又は14%（建物等は7%）の税額控除 (2) 平成31年3月31日以前に事業実施計画の確認を受けた場合：取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除					
	令和2年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発税制の特例を廃止 対象事業の見直し 					
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第42条の10、第68条の14					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H26	過去の政策評価の実績	H26内閣06、08、H27内閣05、 H29内閣02、R1内閣02			区分	延長

（評価実施府省：内閣府）

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23								
H24								
H25								
H26								
H27	1	20,517	-	2,151	1	3,000	-	-
H28	1	13,620	-	1,597	0	-	-	-
H29	0	-	-	-	2	208,433	-	-
H30	0	-	-	-	3	174,843	-	-
R1	0	-	-	-	1	2,581,162	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》に資する。</p> <p>本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p> <p>（※）</p> <p>令和4年度 適用見込み数 2件 13,796百万円 令和5年度 適用見込み数 1件 21,497百万円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p> <p>② 特区に調査した実数を代入したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p> <p>② 特区に調査した実数を代入したものである。適用額については特別償却、税額控除で分けて記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 算定に誤りがあったため、当該部分の評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与することを《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》としている。</p> <p>本税制措置の活用によって、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>								
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》に資する。</p> <p>本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p> <p>（※）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>適用見込み数</td> <td>2件</td> <td>13,796百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>適用見込み数</td> <td>1件</td> <td>21,497百万円</td> </tr> </table>	令和4年度	適用見込み数	2件	13,796百万円	令和5年度	適用見込み数	1件	21,497百万円
令和4年度	適用見込み数	2件	13,796百万円					
令和5年度	適用見込み数	1件	21,497百万円					
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>								

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税2) ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする) 《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、 同施行規則第20条の5、第22条の27、 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度:創設 平成27年度:拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度:見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度:見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長) 令和2年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、②高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、③外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特

		<p>定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>特別償却又は投資税額控除等特例措置の延長においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的事例として、国家戦略特区内で、法人が先進性のある特定事業を行うことを検討(規制改革等の活用も含め)した場合、先進的、革新的が故に、通常設備投資よりも導入当初はリスクがあるため、当初リスクを軽減し、継続的に事業が行えるよう、政策支援による後押しが必要である。本税制を活用することで、先進的な事業の設備投資の後押しとなる。</p> <p>期待される効果は以下のとおり。</p>

		<p>○本税制を活用して、先進的な特定事業を進めることで、例えば、まだ問題解決できていない疾病に対する再生医療等製品の開発や、グローバル化の進展に伴う海外資本獲得のための国際的事業による競争力の強化、スマート農業の普及による革新的な農業生産革命の実現に資する事業への後押しとなり、日本において国際競争力のある事業や国際的規模のビジネス展開が見込まれる。</p> <p>○本税制を活用して、設備投資が促進されることで、更なる経済波及効果・雇用誘発効果を生み出し、我が国の経済活力の向上が見込まれる(現時点で396億円の設備投資で、経済波及効果約576億円、雇用誘発効果で約1700人を実現)。</p> <p>○税のインセンティブを用いた積極的な設備投資による事業のスピード化、支援制度活用による宣伝効果、資金調達時における各投資家の信用度の上昇等、事業の円滑化を図ることができ、特区における企業の事業推進にも効果的である。</p>																								
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。) (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	適用法人数	4	5	4	1	2	2	1								
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																			
適用法人数	4	5	4	1	2	2	1																			
		<p>②: 適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>41</td> <td>18</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>13.46</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>2,311</td> <td>3,697</td> <td>33,517</td> <td>432</td> <td>0</td> <td>965.72</td> <td>1,504.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	特別償却	41	18	46	0	13.46	0	0	税額控除	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																			
特別償却	41	18	46	0	13.46	0	0																			
税額控除	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79																			

		(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額																																
③	減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,559.62</td> <td>4,082.44</td> <td>36,981.12</td> <td>487.73</td> <td>3.47</td> <td>1,065.19</td> <td>1,659.78</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.67</td> <td>0.29</td> <td>0.75</td> <td>0</td> <td>0.22</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>60.5</td> <td>96.3</td> <td>871.44</td> <td>11.23</td> <td>0.13</td> <td>25.11</td> <td>39.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	法人税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78	法人住民税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0	法人事業税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																											
法人税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78																											
法人住民税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0																											
法人事業税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12																											
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績があり、令和3年度から令和5年度までは5法人で、2,470.51百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>所期の目標の達成状況は、上記のとおりである。国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具</p>																																

		<p>体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するという観点から、引き続き延長を要望する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>国家戦略特区全体における税制支援対象設備投資総額は約396億円に上った。この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果(総合経済波及効果)は約576億円と推計される。</p> <p>○適用数が僅少であることについて</p> <p>本特例措置の適用件数は累計13件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、当該少数の適用実績であっても、事業内容が都市部の大規模建設や再生医療に係る施設及び機械装置であることを鑑みると、いずれの特区も、投資金額規模に加え、波及効果、並びに雇用誘発効果が生まれやすい事業内容であることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、実績が少ないことへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るため、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。</p>
	⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>平成29年度から令和元年度までの国家戦略特区全体における税制支援対象設備投資総額は約396億円に上った。この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果(総合経済波及効果)は約576億円と推計され、同期間減収額447億円を上回っていることから、税制上の支援措置は国家戦略特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p> <p>本要望の実現により、令和4年度に2法人において、11億円の減収見込額、令和5年度には1法人において、17億円の減収見込額を想定しているが、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効であり、減収額を上回る効果がある。</p>
11	相当性	<p>①</p> <p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強</p>

(別紙 1)

		化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月 (R1 内閣 02)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	41 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	2,311 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	2620.78 百万円	2559.62 百万円+0.67 百万円+60.5 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	2559.62 百万円	(41 百万円×23.4%+2311 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.67 百万円	41 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	60.5 百万円	0.41 百万円+60.09 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.41 百万円	41 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	60.09 百万円	2311 百万円×1%×260%	③×税率

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	5 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	18 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	3,697 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	4,179.03 百万円	4082.44 百万円+0.29 百万円+96.3 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	4,082.44 百万円	(18 百万円×23.4%+3697 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.29 百万円	18 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	96.3 百万円	0.18 百万円+96.12 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.18 百万円	18 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	96.12 百万円	3697 百万円×1%×260%	③×税率

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	46 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	33,517 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	37,853.78 百万円	36981.12 百万円+0.75 百万円+871.9 百万円	⑤ +⑥+⑦
⑤ 法人税	36,981.12 百万円	(46 百万円×23.4%+33517 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.75 百万円	46 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	871.9 百万円	0.46 百万円+871.44 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.46 百万円	46 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	871.44 百万円	33517 百万円×1%×260%	③×税率

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	432 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	487.73 百万円	476.5 百万円+0 百万円+11.23 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	476.5 百万円	(0 百万円×23.4%+432 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	11.23 百万円	0 百万円+11.23 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	11.23 百万円	432 百万円×1%×260%	③×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	13.46 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	3.82 百万円	3.47 万円+0.22 万円+0.13 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3.47 百万円	(13.46 百万円×23.4%+0 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0.22 百万円	13.46 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.13 百万円	0.13 百万円+0 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.13 百万円	13.46 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0 百万円	0 百万円×1%×260%	③×税率

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	965.72 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,090.3 百万円	1065.19 百万円+0 百万円+25.11 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,065.19 百万円	(0 百万円×23.4%+965.72 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	25.11 百万円	0 百万円+25.11 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円×1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	25.11 百万円	965.72 百万円×1%×260%	③×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	1,504.79 百万円	特区に対する調査	
④ 減収額	1,698.90 百万円	1659.78 百万円+0 百万円+39.12 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,659.78 百万円	(0 百万円×23.4%+1504.79 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	39.12 百万円	0 百万円+39.12 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 百万円	0 百万円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	39.12 百万円	1504.79 百万円×1%×260%	③×税率

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣03）

【基本情報】

制度名 (措置名)		国家戦略特区における所得控除制度の延長 (国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	国家戦略特別区域法の指定法人は、設立後5年間、国家戦略特別区域において行われる特定事業に係る所得金額の20%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	対象事業の見直し					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第61条、第68条の63の2					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H28	過去の政策評価の実績	H26内閣01、H27内閣01、H29内閣03、R1内閣03			区分	延長

(評価実施府省：内閣府)

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	/			
H24				
H25				
H26				
H27				
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	1	1,072	-	127
R1	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》に資する。</p> <p>本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。</p> <p>結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。</p> <p>（※） 令和4年度 適用見込み数 2件 令和5年度 適用見込み数 1件</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度及び令和元年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区に調査した実数を代入したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 各国家戦略特区の各区域計画に定める目標を達成するため、税制も含めた規制の特例を活用し、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成や経済社会の活力の向上及び持続発展を図るものであることから、ご指摘のような特区税制部分のみを切り取った適切な達成目標の設定は困難であると考えているため、過去の達成目標の設定やそれに対する効果の把握も同様に困難と考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする）は、政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする）を表しているものであり、達成</p>
--

<p>目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】 ① 《租税特別措置等により達成しようとする目標》は、各区域方針に定める目標の達成に寄与し、結果として《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》に資する。 本税制措置の活用（※）によって、区域方針に定める目標（例：東京圏国家戦略特別区域は、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的なビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する」こと。）に資する先進的・革新的事業を進めるインセンティブになる。 結果として国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）で掲げる「産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことに資する。 （※） 令和4年度 適用見込み数 2件 令和5年度 適用見込み数 1件</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】 —</p>
<p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業: 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野: 医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 <p>①指定期限: 令和4年3月31日</p> <p>②設立時期: 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件: 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件: 特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和4年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法第27条の3 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和3年8月

	象期間	分析対象期間: 平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度: 創設 平成30年度: 適用期限の延長 令和2年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、②国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、③外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) <p>第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等</p> <p>第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進														
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>所得控除の特例においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的事例として、特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。平成29年度に指定を受けた1法人が令和2年度まで活用し、人的資源への投資を喚起している。</p> <p>期待される効果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特区目標の実現に向け、廃業リスクの高い先進的・革新的事業に取り組むベンチャー企業の起業を促進 ○ ベンチャー企業が高度な研究開発等へ取り組むインセンティブとなり、ベンチャーキャピタル等からの投資を呼び込む 														
10: 有効性等	①: 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> <th>令和4 年度</th> <th>令和5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数 (社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p>	年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	適用 法人 数 (社)	1	1	1	2	2	1	
年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度											
適用 法人 数 (社)	1	1	1	2	2	1											

		<p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>																																		
	②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> <th>令和4 年度</th> <th>令和5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人 数 (社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用 額(万 円)</td> <td>615</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22,491</td> <td>100,261</td> <td>372,952</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>							年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	適用 法人 数 (社)	1	1	1	2	2	1	適用 額(万 円)	615	0	0	22,491	100,261	372,952							
年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																														
適用 法人 数 (社)	1	1	1	2	2	1																														
適用 額(万 円)	615	0	0	22,491	100,261	372,952																														
	③: 減収額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30年 度</th> <th>令和1 年度</th> <th>令和2 年度</th> <th>令和3 年度</th> <th>令和4 年度</th> <th>令和5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 税(万 円)</td> <td>31.48</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,151.07</td> <td>5,131.28</td> <td>19,087.38</td> </tr> <tr> <td>法人 住民 税(万 円)</td> <td>2.20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>80.57</td> <td>359.19</td> <td>1,336.12</td> </tr> <tr> <td>法人 事業 税(万 円)</td> <td>4.43</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>161.93</td> <td>721.88</td> <td>2,685.25</td> </tr> </tbody> </table>							年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	法人 税(万 円)	31.48	0	0	1,151.07	5,131.28	19,087.38	法人 住民 税(万 円)	2.20	0	0	80.57	359.19	1,336.12	法人 事業 税(万 円)	4.43	0	0	161.93	721.88	2,685.25
年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																														
法人 税(万 円)	31.48	0	0	1,151.07	5,131.28	19,087.38																														
法人 住民 税(万 円)	2.20	0	0	80.57	359.19	1,336.12																														
法人 事業 税(万 円)	4.43	0	0	161.93	721.88	2,685.25																														

		(注)算定根拠については、別紙1参照
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、各特区の区域方針に定める目標に寄与し、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展を図る。</p> <p>上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることにより、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>・会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。</p> <p>本税制は、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社(福岡市)で適用され、平成29年度に517万円、平成30年度に1,759万円の法人税所得を減収しており、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援している。</p> <p>イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資するという観点から引き続き延長を要望する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○適用数が僅少であることについて</p> <p>本特例措置の適用件数は1件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、達成目標である国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することは、大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区において確実に進展しており、さらなる国家戦略遠くの目的に資する民間主導の新たな事業を協力を推進すべく、事業環境の整備を図る必要があることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、実績が少ないことへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るため、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。</p>

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本要望の実現によって、令和4年度に2法人において、6,212万円の減収見込額、令和5年度に23,108万円の減収額を想定しているが、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効であり、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進されることで減収額を上回る効果がある。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 内閣 03)

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	615 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	123 万円	② × 20%	② × 税率
④ 減収額	38.11 万円	⑤ + ⑥ + ⑦	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	31.48 万円	(③ × 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	③ × 税率
⑥ 法人住民税	2.20 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
⑦ 法人事業税	4.43 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	1.23 万円	③ × 1%	③ × 税率
⑨ 地方法人特別税	3.20 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率

○令和元年度

① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	0 万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	0 万円	② × 20%	② × 税率
④ 減収額	0 万円	⑤ + ⑥ + ⑦	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	0 万円	(③ × 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	③ × 税率
⑥ 法人住民税	0 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
⑦ 法人事業税	0 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0 万円	③ × 1%	③ × 税率
⑨ 地方法人特別税	0 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	0万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	0万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	0万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	0万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	0万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	0万円	③×1%×260%	③×税率

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	100.261万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	20,052.2万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	6,212.35万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	5,131.28万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	359.19万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	721.88万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	200.52万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	521.36万円	③×1%×260%	③×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	22,491万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	4,498.2万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	1,393.57万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	1,151.07万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	80.57万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	161.93万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	44.98万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	116.95万円	③×1%×260%	③×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
② 適用額	372,952万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
③ 控除額	74,590.4万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	23,108.75万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	19,087.38万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	1,336.12万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	2,685.25万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	745.9万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	1,939.35万円	③×1%×260%	③×税率

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣04）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 （措置名）		国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 （国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）					
措置内容	令和元年度時点	総合特別区域法の指定法人が、国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、次の区分に応じた①特別償却又は②税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 （1）平成31年4月1日以後に法人の指定を受けた場合：取得価額の34%（建物等は17%）の特別償却又は10%（建物等は5%）の税額控除 （2）平成31年3月31日以前に法人の指定を受けた場合：取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却又は12%（建物等は6%）の税額控除					
	令和2年度 税制改正以後	対象事業の見直し					
	令和3年度 税制改正以後	従前どおり					
政策目的		産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H23	過去の政策評価の実績	H22内閣10、H24内閣03、H25内閣05、H27内閣06、H29内閣04、R1内閣04			区分	延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 （法人税・件）	適用総額 （法人税・千円）	適用額の 上位10社割合 （法人 税・%）	地方税への影響額 （地方法人二税・地方法人 特別税・千円）	適用件数 （法人税・件）	適用総額 （法人税・千円）	適用額の 上位10社割合 （法人 税・%）	地方税への影響額 （法人住民税・千円）
H23	2	81,492	-	11,344	-	-	-	-
H24	5	279,860	-	32,270	14	1,696,067	98.9%	-
H25	8	545,236	-	71,507	29	2,498,713	87.0%	-
H26	6	270,900	-	35,403	37	5,662,323	90.5%	-
H27	11	1,386,343	99.9%	173,102	37	3,499,538	85.2%	-
H28	3	96,459	-	11,443	25	1,437,005	88.3%	-
H29	6	2,118,439	-	220,651	23	1,632,337	88.9%	-
H30	4	258,897	-	30,732	24	749,232	83.6%	-
R1	1	98,807	-	11,700	15	808,438	98.4%	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 総合特区制度については、地域の包括的・戦略的な取組みを、税制支援だけでなく、規制の特例措置や財政・金融支援措置を地域の実情に合わせ一体として実施することで、各特区が区域計画で定めた政策目的や目標の達成を目指していることから、ご指摘のような、税制支援部分のみを切り取り、達成目標を設けることは困難であると考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p> <p>② 毎年、各特区に対して前年度の実績を調査しているため、過去の適用数及び適用額については推計値を用いていない。 なお、当該適用見込法人数及び特別償却、税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用した具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、本年度特区への見込み調査を行い、その数値を使用しており推計は行っていない。 なお、当該適用見込法人数及び特別償却及び税額控除実施額は各特区への調査結果を基にしているが、当該調査は公表を前提にしておらず、また、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数を公表してしまうと、一の年度の適用法人数が少ない特区において適用する具体的な法人名、また投資額等が推測され得るなど、法人の適切な事業活動を阻害する恐れがあるため、特区ごとかつ年度ごとの適用法人数等は伏せることが適当であると考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数が記載されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p> <p>② 特区に調査した実数を代入したものである。減収額については特別償却、税額控除で分けて記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 計算式及び出典は別紙1に記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① アジアヘッドクォーター特区の所期の達成目標（評価指標：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数、数値目標：4年間で40社以上誘致（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種））に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 各特区の所期の達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）に対する過去の効果について、租税透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）に対する過去の直接的な効果について、「国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は23社、82件で371億円に上った。昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約167億円と推計される。ただし、事業創出効果は（総合経済波及効果）約167億円は、税の軽減効果約40億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。また、これらの設備投資がもたらした雇用誘発効果は合計で約630人と推計され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる（あずさ監査法人調査調べ）」と説明されているが、過去の効果（国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（アジアヘッドクォーター特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区、グリーンアジア国際戦略総合特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期（令和2年度又は令和3年度）までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する（つくば国際戦略総合特区、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、関西イノベーション国際戦略総合特区））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにも</p>
--

<p>かかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになっていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① アジアヘッドクォーター特区の所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度）を追記した。なお、令和2年度は集計中のため一のままとした。</p> <p>② 特区の所期の達成目標に対する過去の効果については、年度ごとに評価書を作成し、専門家委員の評価を受けている。</p> <p>③ 各特区における数値目標の達成実現に向け、大小様々な事業者が区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものとする。</p> <p>④ 他の要因の影響を除いた本特例措置の直接的な効果を示す根拠として、アンケート調査結果を追記した。</p> <p>⑤ 評価指標「外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数」にて記載している。</p> <p>⑥ 本特例措置を引き続き実施する必要性について追記した。</p> <p>⑦ 本特例措置を引き続き実施する必要性について追記した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年度は集計中のため一のままとした」との説明では、令和2年度の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「大小様々な事業者が区内の産業拠点形成に係る設備投資を行っていく過程において、適用額の偏りが生じることは自然の流れであり、その偏りが達成目標の実現寄与に影響を与えるものではなく、むしろ大小多くの事業者がいかに関与できるかが特区の推進に影響を与えるものとする」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が58%であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える（あずさ監査法人調査調べ）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ ①の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和元年度における実績値35社との説明では、令和2年度の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされておらず、これを踏まえて本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになっていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥・⑦ 「令和2年度に特区自治体に対して実施した税制支援措置活用に関するアンケート調査によると、特区自治体への効果として、税制支援措置は、設備投資、雇用増、税収増、企業誘致等の効果を複合的にもたらすとされている（あずさ監査法人調査調べ）」及び「各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が58%であり、設備投資を行う際の意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える（あずさ監査法人調査調べ）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(7) 将来の効果</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 総合特区制度については、地域の包括的・戦略的な取組みを、税制支援だけでなく、規制の特例措置や財政・金融支援措置を地域の実情に合わせて一体として実施することで、</p>

各特区が区域計画で定めた政策目的や目標の達成を目指していることから、税制支援部分のみを切り取り、達成目標を設けることは困難であると考えているため、ご指摘のような将来の効果の検証も同様に難しいと考える。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 一例として、アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では約7割を生産している地域・法人特性を活かし、国際共同開発航空機等の生産に対応できる体制を構築している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、中でも(1)達成目標が設定されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限: 令和4年3月31日 ・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間: 法人指定の日から令和4年3月31日まで <p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度: 創設 平成25年度: 拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加) 平成26年度: 延長(2年間) 平成28年度: 見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長) 平成30年度: 延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和2年度: 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第二款 課税の特例</p> <p>第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又</p>

		は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】</p> <p>全7特区において、合計 35 種類の数値目標を掲げている。</p> <p>各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <p>○北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 評価指標：特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 数値目標：2,600 億円 [平成 28 年度に対する5年間(平成 29 年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標：ライフノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標：連携企業数 173 社(平成 29 年度)→641 社(令和2年度)</p> <p>○アジアヘッドクォーター特区 評価指標：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 数値目標：4年間で 40 社以上誘致(対象業種：IoT、ビッグデータ、AI 等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</p> <p>○京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区 評価指標：特区事業の実施によるライフノベーション分野における経済効果 数値目標：特区関連事業による投資額 5年間(平成 29 年度～令和3年度)累計：475 億円</p>

		<p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標：8.7 千億円(平成 25 年度)→11.8 千億円(令和2年度)</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標：研究段階(入口)における効果 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成 23 年度～令和3年度の累積 570 億円</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標：年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.19 兆円(令和2年 12 月)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。</p> <p>これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p> <p>また、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p> <p>例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。</p> <p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等</p>
--	--	--

		に関する設備投資が促進される。																															
10 有効性等	① 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>23 法人</td> <td>24 法人</td> <td>9 法人</td> <td>11 法人</td> <td>24 法人</td> <td>18 法人</td> <td>7 法人</td> </tr> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人															
	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																									
	適用法人数	23 法人	24 法人	9 法人	11 法人	24 法人	18 法人	7 法人																									
② 適用額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> <tr> <td>特別償却税額</td> <td>15.0 億円</td> <td>23.7 億円</td> <td>2.8 億円</td> <td>0.1 億円</td> <td>12.9 億円</td> <td>0 億円</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>31.1 億円</td> <td>16.9 億円</td> <td>39.0 億円</td> <td>40.9 億円</td> <td>25.6 億円</td> <td>66.3 億円</td> <td>0.4 億円</td> </tr> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	特別償却税額	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円	税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円								
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																										
特別償却税額	15.0 億円	23.7 億円	2.8 億円	0.1 億円	12.9 億円	0 億円	1.1 億円																										
税額控除	31.1 億円	16.9 億円	39.0 億円	40.9 億円	25.6 億円	66.3 億円	0.4 億円																										
③ 減収額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>38.2 億円</td> <td>24.8 億円</td> <td>43.8 億円</td> <td>45.1 億円</td> <td>31.6 億円</td> <td>73.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2 億円</td> <td>0.4 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0.2 億円</td> <td>0 億円</td> <td>0 億円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.0 億円</td> <td>0.7 億円</td> <td>1.0 億円</td> <td>1.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>1.7 億円</td> <td>0 億円</td> </tr> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>※令和3年度～令和5年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円	法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円	法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																										
法人税	38.2 億円	24.8 億円	43.8 億円	45.1 億円	31.6 億円	73.1 億円	0.8 億円																										
法人住民税	0.2 億円	0.4 億円	0 億円	0 億円	0.2 億円	0 億円	0 億円																										
法人事業税	1.0 億円	0.7 億円	1.0 億円	1.1 億円	0.8 億円	1.7 億円	0 億円																										

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>国際戦略総合特区7区域において、指定時に定められた「おおむね5年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。</p> <p>租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> <th>数値目標</th> <th>実績値</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価指標</td> <td>平成29年度</td> <td rowspan="4">特区が関与した食品の輸出額・ 輸入代替額 (増加額累計)</td> <td>170 億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>179 億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>600 億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>904 億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,157 億円</td> </tr> </table> <p>※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成29年度より新たな目標値を設定。</p> <p>平成30年度までは概ね目標を達成し、過去を通して設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が4法人で約6,320百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。</p>	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値	評価指標	平成29年度	特区が関与した食品の輸出額・ 輸入代替額 (増加額累計)	170 億円	平成30年度	179 億円	令和元年度	600 億円	令和2年度	904 億円				1,157 億円
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		数値目標	実績値																	
評価指標	平成29年度	特区が関与した食品の輸出額・ 輸入代替額 (増加額累計)	170 億円																	
	平成30年度		179 億円																	
	令和元年度		600 億円																	
	令和2年度		904 億円																	
			1,157 億円																	

つくば国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 連携企業数 (累積)	173 社	233 社
	平成 30 年度		329 社	451 社
	令和元年度		486 社	616 社
	令和 2 年度		641 社	781 社

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定（平成 28 年度は単年度の実績値のみ掲載）。

すべての年度において数値目標を上回る結果となっている。本税制措置の活用する法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により当該指標に影響を与えたとは言い難い。

特区による今後の本税制措置の積極的活用により、更にライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致数（累計）	10 社	10 社
	平成 30 年度		20 社	20 社
	令和元年度		4 年間で 40 社	35 社
	令和 2 年度		4 年間で 40 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 26 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 1 法人で約 2,360 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果（特区関連事業による投資額）	115 億円	119 億円
	平成 30 年度		81 億円	141 億円
	令和元年度		87 億円	116 億円
	令和 2 年度		93 億円	135 億円

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、平成 29 年度より新たな目標値を設定。

平成 28 年度は目標未達成であったが、平成 29 年度以降は目標を達成し、平成 30 年度以降目標値を大きく上回る成果が続いている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 5 法人で約 1,267 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	中部地域における航空宇宙産業の生産高 (代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高)	7,000 億円	7,925 億円
	平成 30 年度		7,400 億円	7,598 億円
	令和元年度		7,800 億円	7,796 億円
	令和 2 年度		8,200 億円	5,663 億円

平成 28 年度から令和元年度にかけて毎年度目標を達成し、継続的に成果を挙げている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標を達成することはできなかったが、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 23 法人で約 25,729 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

関西イノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	研究段階（入口）における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療 機器関連設備投資額（累積）	470 億円	510 億円
	平成 30 年度		490 億円	590 億円
	令和元年度		510 億円	593 億円
	令和 2 年度		540 億円	616 億円

平成 29 年度から令和 2 年度にかけて毎年度目標を達成している。過去を通して概ね設定した目標値で推移している。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 3 法人で約 9,769 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

グリーンアジア国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 29 年度	当地域が貢献する環境を軸とした 産業の年間売上高	2.67 兆円	3.10 兆円
	平成 30 年度		3.35 兆円	3.53 兆円
	令和元年度		4.20 兆円	3.70 兆円
	令和 2 年度		5.19 兆円	3.29 兆円

平成 28 年度から平成 30 年度まで目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 21 法人で約 30,343 百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

なお、令和 2 年度に特区自治体に対して実施した税制支援措置活用に関するアンケート調査によると、特区自治体への効果として、税制支援措置は、設備投資、雇用増、税收増、企業誘致等の効果を複合的にもたらすとされている。（あずさ監査法人調査調べ）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、

		<p>82 件で 371 億円に上った。</p> <p>昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計される。</p> <p>ただし、事業創出効果は（総合経済波及効果）約 167 億円は、税の軽減効果約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p> <p>また、これらの設備投資がもたらした雇用誘発効果は合計で約 630 人と推計され、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与するといえる。</p> <p>なお、各特区の企業に対するアンケートを実施したところ、今後の税制支援措置の活用を希望する企業が 58%であり、設備投資を行う際意思決定比重として、税制支援措置によるキャッシュフロー創出効果を選択する企業が全体の 25.3%であり、税制上の支援措置が企業の意思決定に直接寄与していると言える。（あずさ監査法人調査調べ）</p> <p>○適用数が僅少であることについて</p> <p>本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の割合が高いが、これは 1 件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1 件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。平成 29 年度から令和元年度までの適用法人数が 23 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（令和 3 年度から令和 5 年度まで）の適用見込法人数が 49 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>特区への調査結果によると、平成 29 年度から令和元年度までの国際戦略総合特区全体の税制支援対象設備投資総額は 23 社、82 件で 371 億円に上った。</p> <p>昨年度実施した事業創出効果等の調査報告書によると、この設備投資額が創出した、直接効果・間接 1 次波及効果・間接 2 次波及効果を合算した事業創出効果（総合経済波及効果）は約 167 億円と推計され、同期間の減収額約 40 億円より上回っていることから、税制上の支援措置は国際戦略総合特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p>

(別紙 1)

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力を担うべき妥当性等	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 内閣 04)	

適用数等及び減収額の算定根拠

平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	23 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	1495 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	3110 百万円	特区に対する調査	
④減収額	3936.49 百万円	3816.19 百万円 +24.49 百万円+95.81 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	3816.19 百万円	(1495 百万円 × 23.4% + 3110 百万円) × (1 + 10.3%)	(② × 税率 + ③) × (1 + 税率)
⑥法人住民税	24.49 百万円	1495 百万円 × 23.4% × 7.0%	② × 税率 × 税率
⑦法人事業税	95.81 百万円	14.95 百万円 + 80.86 百万円	⑧ + ⑨
⑧所得割	14.95 百万円	1495 百万円 × 1%	② × 税率
⑨特別法人事業税	80.86 百万円	3110 百万円 × 1% × 260%	③ × 税率

平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	24件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	2370百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	1695百万円	特区に対する調査	
④減収額	2587.88百万円	2481.29百万円 +38.82百万円+67.77 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	2481.29百万円	(2370百万円× 23.4%+1695百万 円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	38.82百万円	2370百万円×23.4% ×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	67.77百万円	23.7百万円+44.07 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	23.7百万円	2370百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	44.07百万円	1695百万円×1%× 260%	③×税率

令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	9件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	276百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	3902百万円	特区に対する調査	
④減収額	4483.88百万円	4375.14百万円+4.52 百万円+104.21百万 円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	4375.14百万円	(276百万円×23.4% +3902百万円)×(1 +10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	4.52百万円	276百万円×23.4% ×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	104.21百万円	2.76百万円+101.45 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	2.76百万円	276百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	101.45百万円	3902百万円×1%× 260%	③×税率

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	11件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	12百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	4088百万円	特区に対する調査	
④減収額	4618.77百万円	4512.16百万円+0.2 百万円+106.41百万 円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	4512.16百万円	(12百万円×23.4% +4088百万円)×(1 +10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0.2百万円	12百万円×23.4%× 7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	106.41百万円	0.12百万円+106.29 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0.12百万円	12百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	106.29百万円	4088百万円×1%× 260%	③×税率

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	24件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	1291.61百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	2564.25百万円	特区に対する調査	
④減収額	3262.48百万円	3161.73百万円 +21.16百万円+79.59 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	3161.73百万円	(1291.61百万円× 23.4%+2564.25百万 円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	21.16百万円	1291.61百万円× 23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	79.59百万円	12.92百万円+66.67 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	12.92百万円	1291.61百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	66.67百万円	2564.25百万円×1% ×260%	③×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	18 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	6631.53 百万円	特区に対する調査	
④減収額	7487 百万円	7314.58 百万円+0 百万円+172.42 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	7314.58 百万円	(0 百万円×23.4%+6631.53 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	172.42 百万円	0 百万円+172.42 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 百万円	0 百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	172.42 百万円	6631.53 百万円×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	7 件	特区に対する調査	
②特別償却実施額	113.90 百万円	特区に対する調査	
③税額控除実施額	41.50 百万円	特区に対する調査	
④減収額	79.26 百万円	75.17 百万円+1.87 百万円+2.22 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	75.17 百万円	(113.90 百万円×23.4%+41.50 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	1.87 百万円	113.90 百万円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	2.22 百万円	1.14 百万円+1.08 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	1.14 百万円	113.90 百万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	1.08 百万円	41.50 百万円×1%×260%	③×税率

<令和4年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R3内閣05-1)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)				
措置内容	令和元年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50% (建物等は25%) の特別償却又は②15% (建物等は8%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し) ができる。			
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり			
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム (5G情報通信システム) に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。 対象事業から、自然科学研究所に属する事業、法律事務所に属する事業、特許事務所に属する事業、公認会計士事務所に属する事業及び税理士事務所に属する事業を除外 特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることにおける「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。 			
政策目的	金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27				
要望内容	沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること (次期通常国会に法律案提出予定) を前提に、措置内容を変更の上、適用期限 (令和4年3月31日) を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。				
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-1、H30内閣03-2、R2内閣02-1	区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合 (法人 税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	/				1	451	-	78
H24					0	-	-	-
H25					0	-	-	-
H26	0	-	-	-	0	-	-	-
H27	0	-	-	-	3	91,729	-	12,566
H28	1	10,528	-	1,254	2	67,828	-	8,749
H29	1	586	-	69	4	34,217	-	4,414
H30	1	246,907	-	29,309	4	62,998	-	8,127
R1	1	2,704	-	320	4	101,839	-	13,138

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等（特別償却又は法人税額の特別控除）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（「特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする」、「特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする」、「特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする」、「名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする」、「名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする」及び「名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする」）から新たな達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>																																				
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。なお、事業税の件数に誤りがあったため併せて以下のとおり修正。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> <tr> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	2	3	2	3	投資税額控除	2	4	4	4	5	特別償却（法人）	1	1	1	1	1	法人住民税	6	7	8	7	9	事業税	4	3	4	3	4
項目	H28	H29	H30	R1	R2																															
所得控除	3	2	3	2	3																															
投資税額控除	2	4	4	4	5																															
特別償却（法人）	1	1	1	1	1																															
法人住民税	6	7	8	7	9																															
事業税	4	3	4	3	4																															
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																				

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>																																																																			
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② ご指摘のとおり評価書を修正。</p> <p>③ 以下のとおり評価書を修正。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> <tr> <td>所得控除</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>102</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>0.1</td> <td>58</td> <td>0.6</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>所得控除</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105</td> <td>45.1</td> <td>173</td> <td>119.2</td> <td>124.3</td> </tr> </table>	項目	年度					H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	16	5	10	8	10	投資税額控除	68	34	63	102	90	特別償却	3	0.1	58	0.6	15	法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7	投資税額控除	9	4	8	7	6	特別償却	0	0	7	0	1	事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6	特別償却	1	0	22	0	1	合計	105	45.1	173	119.2	124.3
項目		年度																																																																	
	H28	H29	H30	R1	R2																																																														
所得控除	16	5	10	8	10																																																														
投資税額控除	68	34	63	102	90																																																														
特別償却	3	0.1	58	0.6	15																																																														
法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7																																																													
	投資税額控除	9	4	8	7	6																																																													
	特別償却	0	0	7	0	1																																																													
事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6																																																													
	特別償却	1	0	22	0	1																																																													
合計	105	45.1	173	119.2	124.3																																																														
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																																																			

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和3年度から5年度までの法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万円、特別償却15百万円、法人住民税は所得控除1百万円、投資税額控除7百万円、特別償却1百万円、事業税は所得控除1百万円、特別償却1百万円の減収を見込む。</p>

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。

② 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。

③ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
 なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

④ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数4件（令和元年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑤ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されおらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
 なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数：平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社、令和元年度48社及び2年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数：平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人、令和元年度1,206人及び2年度1,173人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等：平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 所期の達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をイ

ンセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数：平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年度6,554千人、30年度6,661千人、令和元年度6,462千人及び2年度3,093人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑩ 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額：平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円、30年度71億円及び令和元年度62億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑪ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量：平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
 なお、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑫ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①～③ 令和元年度及び令和2年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。

④・⑤ 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが主な要因と考えられる。
 一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。
 なお、適用件数が僅少である理由の記載については、特別償却の原因が分析されていないとご指摘を踏まえ、以下のとおり原因が明示的になるよう評価書を修正。
 「本制度は対象地域である名護市のみ適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は赤字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。」

⑥～⑪ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して名護市における企業集積が図られることで、政策目的である経済金融の活性化が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。

⑫ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、H26の制度創設以降着実に立地企業数や適用件数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されることではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における

<p>経済金融の活性化を図ることは必要である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、新規立地企業数及び制度活用した設備投資による付加価値額の増加額が示されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（経済金融活性化産業の集積及び設備投資による付加価値額の増加）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和3年度から5年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の企業立地状況及び国税の適用実績を基に沖縄県が算出したもの。評価書にもその旨追記済み。</p> <p>② 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、特別償却の適用件数が僅少な原因は、名護市のみが対象地域であることが主要因と考えられる。</p> <p>一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「沖縄県試算」とあるが、何らかの試算を行っている場合には、計算式、計算に用いた数値及びその出典が必要であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣05-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例)				
措置内容	令和元年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。				
	令和2年度税制改正以後	従前どおり				
	令和3年度税制改正以後	対象事業から自然科学研究所に属する事業、法律事務所に属する事業、特許事務所に属する事業、公認会計士事務所に属する事業及び税理士事務所に属する事業が除外				
政策目的		金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63				
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。				
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03、H30内閣03-3、R2内閣02-2	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	1	7,090	-	888
H28	3	65,016	-	7,744
H29	2	20,395	-	2,420
H30	3	43,849	-	5,206
R1	2	33,360	-	3,950

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等（認定法人の課税の特例）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（「特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする」、「特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする」、「特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする」、「名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする」、「名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする」及び「名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする」）から新たな達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>																																				
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。なお、事業税の件数に誤りがあったため併せて以下のとおり修正。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	2	3	2	3	投資税額控除	2	4	4	4	5	特別償却（法人）	1	1	1	1	1	法人住民税	6	7	8	7	9	事業税	4	3	4	3	4
項目	H28	H29	H30	R1	R2																															
所得控除	3	2	3	2	3																															
投資税額控除	2	4	4	4	5																															
特別償却（法人）	1	1	1	1	1																															
法人住民税	6	7	8	7	9																															
事業税	4	3	4	3	4																															
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																				

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度の減収額が明らかにされていない。</p>																																																																			
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② ご指摘のとおり評価書を修正。</p> <p>③ 以下のとおり評価書を修正。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>102</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>0.1</td> <td>58</td> <td>0.6</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人住民税</td> <td>所得控除</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>所得控除</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105</td> <td>45.1</td> <td>173</td> <td>119.2</td> <td>124.3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度					H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	16	5	10	8	10	投資税額控除	68	34	63	102	90	特別償却	3	0.1	58	0.6	15	法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7	投資税額控除	9	4	8	7	6	特別償却	0	0	7	0	1	事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6	特別償却	1	0	22	0	1	合計	105	45.1	173	119.2	124.3
項目		年度																																																																	
	H28	H29	H30	R1	R2																																																														
所得控除	16	5	10	8	10																																																														
投資税額控除	68	34	63	102	90																																																														
特別償却	3	0.1	58	0.6	15																																																														
法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7																																																													
	投資税額控除	9	4	8	7	6																																																													
	特別償却	0	0	7	0	1																																																													
事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6																																																													
	特別償却	1	0	22	0	1																																																													
合計	105	45.1	173	119.2	124.3																																																														
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																																																			

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和3年度から5年度までの法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度の減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万</p>

円、特別償却150万円、法人住民税は所得控除100万円、投資税額控除700万円、特別償却100万円、事業税は所得控除100万円、特別償却100万円の減収を見込む。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
- ③ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。
なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ④ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和元年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑤ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（企業数：平成27年度40社、28年度36社、29年度42社、30年度49社、令和元年度48社及び2年度48社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑥ 所期の達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（従業員数：平成27年度1,095人、28年度1,100人、29年度1,046人、30年度1,109人、令和元年度1,206人及び2年度1,173人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 所期の達成目標（特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額等：平成27年度414.8億円、28年度412.8億円、29年度432億円及び30年度451億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 所期の達成目標（名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市への入込客数：平成27年度5,682千人、28年度5,633千人、29年

度6,554千人、30年度6,661千人、令和元年度6,462千人及び2年度3,093人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑨ 所期の達成目標（名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の農業産出額：平成27年度73億円、28年度73億円、29年度72億円、30年度71億円及び令和元年度62億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑩ 所期の達成目標（名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする）に対する過去の直接的な効果について、「名護市が特区内外企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答（n=71）しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている」と説明されているが、過去の効果（名護市の漁業生産量：平成27年度336トン、28年度330トン、29年度297トン及び30年度280トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
なお、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- ⑪ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～③ 令和元年度及び令和2年度の実績が公表されていないため、効果の把握ができていない。
- ④ 当該箇所における「黒字化が困難」という記載については、会計法上ではなく税法上における決算状況を示しているものであり、税法上赤字となっている企業においては所得控除が利用できないことから、適用数が僅少である要因の一つになると考える。また、名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、適用件数が僅少な原因は、黒字化に時間を要することに加えて、名護市のみが対象地域であることが主な要因と考えられる。
一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内外企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。
なお、適用件数が僅少である理由の記載については、別途特別償却の原因が分析されていないとご指摘いただいていることを踏まえ、以下のとおり原因が明示的になるよう評価書を修正。
「本制度は対象地域である名護市のみ適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。」
- ⑤～⑩ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性にのみ限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して名護市における企業集積が図られることで、政策的である経済金融の活性化が図られることになると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。
- ⑪ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、H26の制度創設以降着実に立地企業数や適用件数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されることではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における

<p>経済金融の活性化を図ることは必要である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、新規立地企業数及び制度活用した設備投資による付加価値額の増加額が示されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（経済金融活性化産業の集積及び設備投資による付加価値額の増加）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和3年度から5年度まで所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 過去の企業立地状況及び国税の適用実績を基に沖縄県が算出したもの。評価書にもその旨追記済み。</p> <p>② 名護市における事業所数3,490社は沖縄県全体（78,658社）の4.4%であることを踏まえると、所得控除の適用件数が僅少な原因は、事業開始後黒字化に時間を要することに加えて、名護市のみが対象地域であることが主な要因と考えられる。</p> <p>一方、制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 達成目標（「経済金融活性化産業の集積」及び「設備投資による付加価値額の増加」）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「沖縄県試算」とあるが、何らかの試算を行っている場合には、計算式、計算に用いた数値及びその出典が必要であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度創設以降、立地企業数、適用件数とも増加傾向であり、特区内企業に対するアンケート調査によると本特例措置が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業が全体の50%となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（ア～ウは選択制）</p> <p>ア 所得控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間） <p>イ 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 1,000万円を超える建物及びその附属設備8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15% 法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円を超える建物及びその附属設備25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50% 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年（aとbは選択制） <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年） <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）

	<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>(1) 投資税額控除、特別償却に係る対象資産の取得下限額の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの生産等設備 1,000万円 → 500万円 機械・装置、器具・備品 100万円 → 50万円 <p>(2) 対象資産に、ソフトウェアを追加</p>	
	<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 沖縄振興特別措置法施行令 第26条 租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 地方税法 第6条 	
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済金融活性化特別地区を創設 金融特区を廃止 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長 <p>平成31年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和4～5年度)

<p>9 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）（令和 3 年 8 月） 1 新たな沖縄振興策の必要性 現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。 これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。 しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略）</p> <p>2 新たな沖縄振興の法的枠組み 法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。</p> <p>5 産業の振興 産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。 このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。 また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産</p>
---------------	---------------------	---

		<p>性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。 このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。 （1）競争力強化・生産性向上のための横断的な取組 ① デジタル化 企業におけるデジタル化や A I の導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。（後略） ② （略） ③ 産業人材の育成・中小企業支援 沖縄においては、従業者数で捉えても約 9 割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。（後略） （4）製造業・物流産業等の振興 沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。 さらに近年では、那覇空港第 2 滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。 このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。 また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。</p> <p>7 北部の振興 北部地域においては、過疎化や人口減少が進む地域を多く抱え、また、所得面でも本島中南部とは一定程度の格差があるなど、依然として大きな課題が残っている。 一方で、北部地域には世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みも存在している。 このため、県土の均衡ある発展を図る観点から、様々な好機を着実に捉えて北部地域が発展するよう、定住条件の整備及び産業の振興のために必要な支援を行う。</p> <p>○沖縄振興審議会 意見具申（令和 3 年 8 月 23 日） （前略）今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション（DX）を迅速かつ強</p>
--	--	---

	<p>力に推進することで、沖縄の不利益を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)</p> <p>(参考) ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定) 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定) 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的</p>
--	--

	<p>な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連産業 金融業及び金融関連産業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。 このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、</p>
--	---

		情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①:経済金融活性化産業の集積 測定指標①:制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数 目標値①:令和5年度までに22社</p> <p>達成目標②:設備投資による付加価値額の増加 測定指標②:制度を活用した設備投資による付加価値の増加額 目標値②:令和5年度までに440万円</p> <p>達成目標③:事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③:制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③:令和5年度までに4件</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。 令和3年度までに ・金融及び情報関連企業数 65社 (金融関連企業30社、情報通信関連企業35社) ・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694人 (金融関連企業770人、情報通信関連企業924人) ・製造品出荷額等 520億円 ・入込客数 819万人 ・農業産出額 91億円 ・漁業生産量 594トン</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市のへの金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、沖縄県調べ。</p> <p>2. 今後の適用見込み 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除6件、投資税額控除10件、特別償却3件程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	2	3	2	3	投資税額控除	2	4	4	4	5	特別償却(法人)	1	1	1	1	1	法人住民税	6	7	8	7	9	事業税	4	3	4	3	4
		項目	H28	H29	H30	R1	R2																																
		所得控除	3	2	3	2	3																																
投資税額控除	2	4	4	4	5																																		
特別償却(法人)	1	1	1	1	1																																		
法人住民税	6	7	8	7	9																																		
事業税	4	3	4	3	4																																		
② 適用額	<p>1. 過去5年間の適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>102</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>11</td> <td>0.5</td> <td>247</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税の適用状況については、推計値。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除84百万円、投資税額控除95百万円、特別償却66百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	65	20	44	33	38	投資税額控除	68	34	63	102	12	特別償却(法人)	11	0.5	247	3	14	法人住民税	11	5	17	14	3	事業税	7	2	26	3	0.8		
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																		
所得控除	65	20	44	33	38																																		
投資税額控除	68	34	63	102	12																																		
特別償却(法人)	11	0.5	247	3	14																																		
法人住民税	11	5	17	14	3																																		
事業税	7	2	26	3	0.8																																		
③ 減収額	<p>1. 過去5年間の減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2																																
年度	H28	H29	H30	R1	R2																																		

項目						
	所得控除	16	5	10	8	10
	投資税額控除	68	34	63	102	90
	特別償却	3	0.1	58	0.6	15
法人住民税	所得控除	2	0	1	0.6	0.7
	投資税額控除	9	4	8	7	6
	特別償却	0	0	7	0	1
事業税	所得控除	6	2	4	1	0.6
	特別償却	1	0	22	0	1
合計		105	45.1	173	119.2	124.3

※国税について、平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。
 ※令和2年度の国税の減収状況については、推計値(別紙参照)。
 ※なお、試算において法人税率を平成28年度は23.9%、平成29年度～平成30年度は23.4%、令和元年度以降は23.2%とした。
 ※地方税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定
 ※令和2年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定

2. 今後の減収額見込み
 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万円、特別償却15百万円、法人住民税は所得控除1百万円、投資税額控除7百万円、特別償却1百万円、事業税は所得控除1百万円、特別償却1百万円の減収を見込む。
 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)
 (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。)
 (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)

④ 効果
 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 1. 政策目的の達成状況
 平成25年度から令和2年度までの8年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から48社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,173人へ増加している。
 なお、令和元年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約103百万円(名護市の法人市民税額全体の約18.2%に相当)で、令和元年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。
 また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。
 今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民

所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。

2. 所期の目標の達成状況
 【達成目標】

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	15	30
	情報	20	24	22	27	31	32	33	35
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	531	770
	情報	556	618	594	590	604	676	642	924
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	-	520
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,462	3,093	8,190
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	62	-	91
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	-	594

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 令和2年度における本制度の活用企業数は9社、活用企業による雇用者数も301人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。
 また、名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答(n=71)しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

【測定指標】令和5年度までに
 進出後に本税制を活用した企業数 14社
 本税制を活用した企業による雇用者数の増加 435人

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
活用企業数(指標)	8	10	15	18	20	22	11	14
活用企業数(実績)	6	7	8	7	9	-	-	-
活用企業数(見込み)	-	-	-	9	7	9	11	14
雇用者数(指標)	136	170	255	306	340	374	-	-
雇用者数(実績)	213	157	283	276	301	-	-	-
雇用者数(見込み)	-	-	-	280	218	280	342	435

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。
 ※平成 28 年度から令和元年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。令和 2 年度は沖縄県調査。
 ※令和 3 年度から令和 5 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。
 ※雇用者数（実績）は沖縄県調査。

なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

【令和 4 年度以降の達成見込み】

	R4	R5
新規立地企業数	9	13
制度活用した設備投資による付加価値額の増加額（万円）	147	297
制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新規事業開拓件数（件）	1	3

※過去の適用実績等による沖縄県試算。

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。

これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はまだまだ他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくるのが懸念される。

※名護市が特区内企業 243 社を対象に令和 3 年 3 月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答している。(n=71)

この他、令和 2 年度沖縄県企業誘致セミナー（オンラインにて 2 回開催）における参加者アンケートにおいても、沖縄の投資環境として関心のある項目で「特区・地区制度による税制の優遇措置」や、立地を検討する上での希望する支援として「税制上の優遇措置」がともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。

3. 適用実績が僅少な理由

本制度は対象地域である名護市のみ適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。

一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図ってきたい。

4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。

令和 2 年度からは、新たに作成した各種チラシや広告に QR コードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どの QR コードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成 30 年度から実施している名護市での出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を図っている。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和 2 年度の相談件数は 361 件（うち経金特区 20 件）と令和元年度に比べ減少したが、初めてのオンラインセミナーを開催するなど企業や支援団体等への周知に努めている。

また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和 4 年度以降は、経済金融活性化対象産業に対し、幅広く制度を周知するため、説明会やセミナーを開催する等、周知広報を強化する予定である。

⑤ 税収減を是認する理由

本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 301 名の雇用が生じているところ。

そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を令和 2 年度で約 19 億円、今後 3 年間（R3～R5）で 68 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。

- ・税活用企業による雇用者数：301 人
- ・沖縄県の労働生産性：6,370,973 円
→県内総生産の押し上げ効果：約 19 億円

※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産：4,505,641 百万円/県内就業者数：707,214 人）（「平成 30 年度県民経済計算」（沖縄県企画部）より試算）

- ・今後 3 年間の経済効果
R3： 280 人 × 6,370,973 円 = 18 億円

			<p>R4 : 342人×6,370,973円 = 22億円 R5 : 435人×6,370,973円 = 28億円 計 68億円</p> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減(R3～R5で4億円見込み)を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。</p>
		③: 地方公共団体が協力の相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長を要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力の相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2内閣02)

令和3年8月
(百万円)

実績値	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
H28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
H29年度	5	2	20	4	4	34	1	1	0	39
H30年度	3	3	44	10	4	63	1	247	57	131
R元年度	5	2	33	7	4	102	1	3	0	110
合計	24	11	169	39	5	359	4	262	61	459
平均	4	2	28	7	3	60	1	44	10	77
1件あたりの額	-	-	14	4	-	20	-	44	10	11
										適用額計 790.0

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。
 ※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。

推計値(下線は推計)

(1) 取得下限額を引き下げた場合【拡充】

仮定 ① 特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業) 出所・名護市調べ
 過去7年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	218	-
平成26年度	236	8.3%
平成27年度	247	4.7%
平成28年度	268	8.5%
平成29年度	265	-1.1%
平成30年度	289	9.1%
令和元年度	271	-6.2%
		増加企業数
令和2年度	282	11
令和3年度	283	11
令和4年度	304	11
令和5年度	318	12

仮定 ② 認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業)
 過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%
令和2年度	5	0.0%
		増加企業数
令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 ③ 認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④ 所得控除1件当たりの適用額は14百万円とする。

仮定 ⑤ 立地企業が投資税額控除を適用する割合は、取得下限額を引き下げにより3.19%に増加すると仮定。
 (H26～R1平均適用割合:1.14%【適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社】)

仮定 ⑥ 投資税額控除1件あたりの適用額は10百万円とする。

仮定 ⑦ 立地企業が特別償却を適用する割合は、取得下限額を引き下げにより1.06%に増加すると仮定。
 (H26～R3平均適用割合:0.38%【適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件】)

仮定 ⑧ 特別償却1件あたりの適用額は22百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

(百万円)

企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	
		件数	適用額 (14百万/件)	減収額	件数	適用額 (減収額) (10百万/件)	件数	適用額 (22百万/件)	減収額		
令和2年度	282	5	3	42	9	90	3	66	15	115	
令和3年度	293	6	5	70	9	90	3	66	15	121	
令和4年度	304	8	7	98	10	100	3	66	15	138	
令和5年度	316	10	9	126	10	100	3	66	15	144	
R2～R5合計	-	-	24	336	78	380	12	264	61	519	
平年度	-	-	6	84	19	10	95	3	66	15	130
										適用額計 980.0	

※法人税率については23.2%として試算。

(2)単純延長の場合

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業) 出所:名護市調べ
過去7年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	218	-
平成26年度	236	8.3%
平成27年度	247	4.7%
平成28年度	268	8.5%
平成29年度	265	-1.1%
平成30年度	289	9.1%
令和元年度	271	-6.2%
		3.9%
増加企業数		
令和2年度	282	11
令和3年度	293	11
令和4年度	304	11
令和5年度	316	12

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業)
過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

企業数(累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4	100.0%
平成28年度	5	25.0%
平成29年度	5	0.0%
平成30年度	3	-40.0%
令和元年度	5	66.7%
令和2年度	5	0.0%
		25.3%
増加企業数		
令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件当たりの適用額は14百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.14%とする。
投資税額控除 適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社

仮定 ⑥投資税額控除1件あたりの適用額は20百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.38%とする。
特別償却 適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は44百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

	企業数	事業認定件数(累計)	所得控除		投資税額控除		特別償却			減収額計	
			件数	適用額(14百万/件)	減収額	件数	適用額(減収額)20百万/件)	件数	適用額(44百万/件)		減収額
令和2年度	282	5	3	42	9.7	3	60.0	1	44.0	10.2	79.95
令和3年度	293	6	5	70	16.2	3	60.0	1	44.0	10.2	86.45
令和4年度	304	8	7	98	22.7	3	60.0	1	44.0	10.2	92.94
令和5年度	316	10	9	126	29.2	4	80.0	1	44.0	10.2	119.44
R2～R5合計	-	-	24	336	78	13	260	4	176	41	379
平年度	-	-	6	84	19	3	65	1	44	10	95
									適用額計		772.00

※法人税率については23.2%として試算。

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣06）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等 (沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。					
政策目的		人口減少や高齢化の進行などの課題を抱える沖縄の離島地域において、本特例措置によって設備投資を促進することで、旅館業や農林水産物等販売業など、離島地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直し（※）を行った上で適用期限を2年間延長する。</p> <p>※次に掲げる他の条件不利地域振興立法に係る税制特例措置を基にした内容の見直し（一部要件の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 ・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度 ・過疎地域における事業用設備等に係る割増償却制度 					
創設年度	H9	過去の政策評価の実績	H23内閣03、H28内閣04、H30内閣04、R2内閣03		区分	拡充・延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	7,632	-	878
H25	1	71,112	-	8,132
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	1	79,999	-	9,528
H29	2	185,520	-	17,019
H30	1	4,360	-	519
R1	3	248,457	-	29,420

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【内閣府の補足説明】
① 本特例措置の直接的効果を知るため、事前の確認手続の際、本特例を活用した事業者の当該設備投資に係る新規雇用者数について、調査を行う予定である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和2年度）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙に追記。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和3年度）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将来の適用数（令和4年度及び5年度のうち、旅館業を除く業種）について、「平年度値と同等を見込み推計」と説明されているが、「平年度値」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙に追記。
② 別紙に追記。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 別紙に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「H24年度～R元年度の平均値」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和4年度及び5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税のうち、旅館業を除く業種）について、「平年度値を5で除した値を「割増償却1件当たりの適用額*」とし、上述の見込み件数に掛け合わせることで推計」と説明されているが、「平年度値」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙に追記。
② 別紙に追記。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果（平成27年度から令和2年度まで）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する過去の直接的な効果（平成29年度から令和2年度まで）について、「宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数に対する本特例措置の適用件数の割合」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成見込みとしているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書に追記。
② 要望書に記載のとおり、従前の達成目標である収容人員数は着実に増加しており、本特例措置が従前の達成目標の実現に一定程度有効な手段であると考えられる。
③ 評価書を修正。宿泊施設数が増加すれば、目標である収容人員数も増加すると考えられることから、また、本特例措置は、その性質から宿泊施設ごとに適用されることから、沖縄の離島地域における宿泊施設の増加数に対して、本特例措置が与えた効果を測定したところ。

④ 今般の要望にあたっては、従前の達成目標を達成見込みであること等も勘案し、評価書「9必要性等」で説明したとおり、政策目的及び達成目標を変更しているところ。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和3年度までに旅館業用建物等の収容人員数50,531人）に対する将来の効果（令和3年度）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
② 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標（令和5年度までに沖縄の離島地域の就業者数61,150人）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書に追記。
② 別紙に記載のとおり。なお、目標の達成を見込んだ上で本特例措置を要望しているため、将来の見込み値が目標値と一致するものと考えている。
③ 要望書に記載のとおり、改正初年度である令和4年度については、適用数がやや僅少となることが見込まれるが、令和5年度以降は、適用数も増加することが見込まれ、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 「R4年の見込み値は、R5年度に目標を達成することを見込み、かつ、就業者数が線形に推移するものとして算出」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税8) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100)</p> <p>(2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合(次期通常国会に法律案提出予定)に、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直し(※)を行った上で適用期限を2年間延長する。 ※次に掲げる他の条件不利地域振興立法に係る税制特例措置を基にした内容の見直し(一部要件の拡充)。 ・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 ・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度 ・過疎地域における事業用設備等に係る割増償却制度</p> <p>○見直し内容 1. 対象業種に、「製造業」、「農林水産物等販売業*」及び「情報サービス業等**」を追加する。 *「農林水産物等販売業」 沖縄の離島地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において販売することを目的とする事業 **「情報サービス業等」 ・情報サービス業 ・有線放送業</p>

<p>・インターネット付随サービス業</p> <p>・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業</p> <p>① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務 (租税特別措置法施行規則第二十条の十六第六項と同様)</p> <p>2. 全対象業種の対象設備を、「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」とする。</p> <p>3. 対象要件の「新設又は増設」、「取得又は製作若しくは建設(建物等にあつては改修を含む。)」に見直す。</p> <p>4. 通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を、次のように見直す。 ○割増償却(5年間) 償却限度額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">機械・装置:普通償却限度額の 32/100</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">建物・付属設備、構築物:普通償却限度額の 62/100</td> </tr> </table> </p> <p>5. 取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。 ※ただし、次のとおり資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。 【旅館業・製造業】 ・個人又は資本金 5,000 万円以下の法人: 500 万円以上の取得等 ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下の法人: 1,000 万円以上の新增設に係る取得等 ・資本金 1 億円超の法人: 2,000 万円以上の新增設に係る取得等 【農林水産物等販売業・情報サービス業等】 ・個人又は資本金 5,000 万円以下の法人: 500 万円以上の取得等 ・資本金 5,000 万円超の法人: 500 万円以上の新增設に係る取得等</p> <p>6. 特例措置の適用に当たって、事前の確認手続を導入する。 沖縄県又は市町村が、当該地域における産業振興を促進するための計画を策定した上で、事業者が適用を受けようとする際、当該計画に適合する旨の事前の確認を受けることを要件化する。 (※当該計画の策定主体や記載事項等を始め、事前の確認手続の詳細については、改正沖縄振興特別措置法における離島振興の在り方</p>	機械・装置:普通償却限度額の 32/100	建物・付属設備、構築物:普通償却限度額の 62/100
機械・装置:普通償却限度額の 32/100		
建物・付属設備、構築物:普通償却限度額の 62/100		

		等の見直しと一体的に検討する。)
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法第 93 条、第 94 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長 令和3年度 1年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1)政策目的 人口減少や高齢化の進行などの課題を抱える沖縄の離島地域において、本特例措置によって設備投資を促進することで、旅館業や農林水産物等販売業など、離島地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 (2)施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、依然として、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、本島に比して、物流等の高コスト構造がみられるほか、人口減少や高齢化の進行などの課題を抱えている。一方で、沖縄の離島地域は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有し、その保全や活用の観点からも、重要性が認められる。 そのため、沖縄の離島地域の地域社会の維持・活性化が必要であるが、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会の創出・確保することが重要であり、その方策として、当該産業に係る設備投資を促進する本特例措置が必要である。 対象業種については、これまで、沖縄の離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業等の振興を図るために、旅館業を対象としてきたが、沖縄の離島地域における産業振興の更なる推進のため、離島地域の地域資源を活用し、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う業種である、次の3業種を追加する必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 沖縄の離島地域における特産物等の製造を始めとし、地域経済の活性化を底支えている業種であるため。 ・農林水産物等販売業 沖縄の離島地域において、就業者比率が相対的に高い農林水産業の6次産業化を支える業種であるため。 ・情報サービス業等 距離的・時間的制約が少なく、また、新たな働き方やDX等の時代潮流を踏まえ、今後、需要の増大が見込まれる業種であるため。 なお、旅館業についても、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、引き続き、対象業種とする必要がある。 <p>適用要件については、これまで、取得価格「1,000万円超」の「建物及び付属設備等」の「新增設」を対象としてきたが、政策目的の実現に向け、より効果的な施策とするため、以下のとおり見直しが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の離島地域の立地企業は、小規模な企業の割合が多く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、上記対象業種に係る設備投資を促すためには、取得価額を「500万円以上」に引き下げる必要がある。(なお、資本金の規模に応じて取得価額要件を区分する。) ・沖縄の離島地域において、企業活動の持続性に寄与する設備投資を促進するため、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加する必要がある。特に、建物等の改修を追加することは、企業活動の持続性を高める観点から効果が見込まれる。 <p>特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、沖縄の離島地域における産業振興を更に推進し、企業活動の持続性を高めるためには、複数年度にわたり税制優遇効果をもたらし、投資の見通しが立てやすい割増償却制度(5年間)への移行を行う必要がある。</p> <p>なお、「建物・付属設備、構築物」の償却率については、台風等の襲来が多く鉄筋コンクリート造りの建物が多い沖縄の状況を踏まえ、耐用年数が長い建物の場合でも現行制度の特別償却による特例措置と同等の効果を維持するため、償却率を「普通償却限度額の62/100」以上とする必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄) 第2章の3.(8)分散型国づくりと個性を生かした地域づくり(中略) これまでの沖縄振興策の検証結果※1も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法※2期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p>
--	--	--

	<p>※1 「沖縄振興の現状と課題－沖縄振興計画総点検結果(ロジックモデル等に基づく現状分析)－」(令和3年3月26日内閣府取りまとめ)。 ※2 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、本年度末に期限を迎える。</p> <p>○「沖縄の振興について」(令和3年8月23日沖縄振興審議会意見具申)(抄) 本審議会は、沖縄振興特別措置法第111条第2項の規定に基づき、今後の沖縄の振興に関し、別添の総合部会専門委員会最終報告を踏まえ、下記のとおり意見を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(前略)</p> <p>さらに、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向(内閣府案)(令和3年8月24日内閣府)(抄)</p> <p>8 離島の振興</p> <p>離島地域は沖縄本島からも遠隔に位置し、市場規模の狭小性や様々な生活コストが割高であることなどの条件不利性を抱えている。多くの離島では人口の減少や過疎化が課題となっているが、離島は我が国の広大な領海及び排他的経済水域の保全にも極めて重要な役割を果たしており、引き続き、離島における定住促進や産業振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、離島の条件不利性の克服や持続可能性の向上を図る観点から、定住促進・産業振興等に資する取組を支援する。</p> <p>また、離島の産業振興等の観点から、離島における旅館業用建物等の課税の特例を見直す(注8)などの措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">(注8)特別償却の見直し、業種の拡大等</p> <p>(参考)現行法制における根拠</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は、「沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」を目的とし、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)においては、離島の振興に関する基本的な事項として、「各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の</p>
--	---

	<p>活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す」とこととされている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的)</p> <p>第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例)</p> <p>第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>9 離島の振興に関する基本的な事項</p> <p>離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。</p> <p>このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。</p> <p>【測定指標】</p>

	<p>・沖縄の離島地域の就業者数 【目標値】 ・令和5年度:61,150人</p> <p>(目標値設定の考え方) 沖縄の離島地域における就業者数が減少傾向にあること(H17年、H22年、H27年国勢調査)を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。(詳細は別紙参照)</p> <p>○政策目的・達成目標の変更理由 従前の政策目的・達成目標は、旅館業のみを対象とした特例措置に係るものであったが、今般、対象業種等を拡充するに当たり、政策目的を変更し、また、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の政策目的:沖縄の離島地域における旅館業等の立地を促進すること ・従前の達成目標:沖縄の離島地域における宿泊施設の収容人員数《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 旅館業や農林水産物等販売業など離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進し、当該産業の振興を図ることで、定住条件の一つである雇用機会が創出・確保されれば、人口流出の抑制及び人口流入の拡大につながる。</p>																																																
<p>10 有効性等</p>	<p>①:適用数</p> <p>○適用数の実績及び見込み (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。 ※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。 ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	2					H30年度	1					R元年度	3					R2年度	1					R3年度	1					R4年度	3	1	1	1	6	R5年度	6	2	2	2	12
年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																												
H29年度	2																																																
H30年度	1																																																
R元年度	3																																																
R2年度	1																																																
R3年度	1																																																
R4年度	3	1	1	1	6																																												
R5年度	6	2	2	2	12																																												

	<p>②:適用額</p> <p>○適用額の実績及び見込み (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>185,520</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>4,360</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>248,457</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>66,342</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>66,342</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>39,805</td> <td>13,268</td> <td>13,268</td> <td>13,268</td> <td>79,610</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>79,610</td> <td>26,537</td> <td>26,537</td> <td>26,537</td> <td>159,221</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。 ※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。 ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	185,520					H30年度	4,360					R元年度	248,457					R2年度	66,342					R3年度	66,342					R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610	R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221																																																		
年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																														
H29年度	185,520																																																																																																		
H30年度	4,360																																																																																																		
R元年度	248,457																																																																																																		
R2年度	66,342																																																																																																		
R3年度	66,342																																																																																																		
R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610																																																																																														
R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221																																																																																														
	<p>③:減収額</p> <p>○減収額の実績及び見込み (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H29年度</td> <td>国税</td> <td>特別償却 43,412</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 11,419</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H30年度</td> <td>国税</td> <td>特別償却 1,012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 387</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R元年度</td> <td>国税</td> <td>特別償却 57,642</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 21,984</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R2年度</td> <td>国税</td> <td>特別償却 15,391</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 4,294</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R3年度</td> <td>国税</td> <td>特別償却 15,391</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 4,452</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R4年度</td> <td>国税</td> <td>割増償却 9,235</td> <td>3,078</td> <td>3,078</td> <td>3,078</td> <td>18,469</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 2,671</td> <td>890</td> <td>890</td> <td>890</td> <td>5,341</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R5年度</td> <td>国税</td> <td>割増償却 18,470</td> <td>6,157</td> <td>6,157</td> <td>6,157</td> <td>36,941</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>事業税 5,343</td> <td>1,781</td> <td>1,781</td> <td>1,781</td> <td>10,686</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29年度～R元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき、法人税率をH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として算出。 ※H29年度～R元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より。(事業税は、地方法人特別税を含む。) ※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	国税	特別償却 43,412					地方税	事業税 11,419					H30年度	国税	特別償却 1,012					地方税	事業税 387					R元年度	国税	特別償却 57,642					地方税	事業税 21,984					R2年度	国税	特別償却 15,391					地方税	事業税 4,294					R3年度	国税	特別償却 15,391					地方税	事業税 4,452					R4年度	国税	割増償却 9,235	3,078	3,078	3,078	18,469	地方税	事業税 2,671	890	890	890	5,341	R5年度	国税	割増償却 18,470	6,157	6,157	6,157	36,941	地方税	事業税 5,343	1,781	1,781	1,781	10,686
年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																													
H29年度	国税	特別償却 43,412																																																																																																	
	地方税	事業税 11,419																																																																																																	
H30年度	国税	特別償却 1,012																																																																																																	
	地方税	事業税 387																																																																																																	
R元年度	国税	特別償却 57,642																																																																																																	
	地方税	事業税 21,984																																																																																																	
R2年度	国税	特別償却 15,391																																																																																																	
	地方税	事業税 4,294																																																																																																	
R3年度	国税	特別償却 15,391																																																																																																	
	地方税	事業税 4,452																																																																																																	
R4年度	国税	割増償却 9,235	3,078	3,078	3,078	18,469																																																																																													
	地方税	事業税 2,671	890	890	890	5,341																																																																																													
R5年度	国税	割増償却 18,470	6,157	6,157	6,157	36,941																																																																																													
	地方税	事業税 5,343	1,781	1,781	1,781	10,686																																																																																													

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 従前の政策目的及び達成目標の状況</p> <p>○達成目標(収容人員数)の実現状況[達成度%]</p> <p>平成27年度(実績):38,713 [93.7%]</p> <p>平成28年度(実績):40,669 [98.4%]</p> <p>平成29年度(実績):42,234 ※当初目標 41,325 達成 (新規目標 50,531)</p> <p>平成30年度(実績):45,930 [91.0%]</p> <p>令和元年度(実績):49,886 [98.7%]</p> <p>令和2年度(推計):52,226 ※達成見込み</p> <p>令和3年度(推計):54,566</p> <p>(出典:沖縄県「離島関係資料」)</p> <p>※令和2年度及び3年度の値については、平成27年度～令和元年度の平均増加数(+2,340)を用いて推計。</p> <p>○政策目的の達成状況</p> <p>上述のとおり、所期の目標は達成が見込まれ、「離島地域における旅館業等の立地を促進する」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。</p> <p>2. 新たな政策目的及び達成目標の状況</p> <p>○達成目標(※)の実現見込み</p> <p>※沖縄の離島地域の就業者数:61,150人(令和5年度)</p> <p>今般の改正によって、適用数の増加及び本特例を活用した事業者の新規雇用の増加が見込まれ、減少トレンドにある沖縄の離島地域の就業者数を増加させる効果が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度:60,778人 ・令和5年度:61,150人(目標達成見込み) <p>(推計の方法については、別紙参照)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 従前の達成目標に対する直接的効果</p> <p>(参考)</p> <p>過去の直接的効果を推計する数値として、各年度における、宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数に対する本特例措置の適用件数の割合を求めると、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度※</th> <th>令和3年度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用要件を満たす宿泊施設増加数*</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>直接効果</td> <td>7.14%</td> <td>3.13%</td> <td>5.66%</td> <td>4.17%</td> <td>4.17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度及び令和3年度は、平成24年度～令和元年度の平均値(H24～R元年度の累計適用件数9件÷8か年度≒1件、H24～R元年度の適用要件を満たす宿泊施設の増加数の累計192件÷8か年度=24件)として推計。</p> <p>*宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数については、不動産取得税の適用件数(沖縄県調べ)と仮定して推計。</p> <p>2. 新たな達成目標に対する直接的効果</p> <p>本特例措置の直接的効果を測るため、事前の確認手続の際、本特</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24	適用件数	2	1	3	1	1	直接効果	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※																				
適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24																				
適用件数	2	1	3	1	1																				
直接効果	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%																				

	<p>例を活用した事業者の当該設備投資に係る新規雇用量について、調査を行う予定である。</p> <p>3. 制度が拡充・延長されない場合の影響</p> <p>沖縄の離島地域の地域社会の維持・活性化のためには、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大が必要であるが、雇用の創出・確保に寄与する本特例措置が拡充・延長されない場合、沖縄の離島振興に大きな負の影響をもたらすことが予想される。</p> <p>4. 適用数が僅少であることについて</p> <p>○令和3年度まで</p> <p>国税に係る特例措置の適用数が僅少なものは、事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。また、上述のとおり、従前の達成目標である収容人員数は着実に増加しており、本特例措置が従前の達成目標の実現に一定程度有効な手段であると考えられる。</p> <p>○令和4年度以降</p> <p>対象業種の拡充や取得価額要件の引き下げ等により、適用数の増加が見込まれるが、改正初年度である令和4年度については、適用数がやや僅少となることを見込まれる。主な原因として、事前の確認制度を始めとする新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要することが考えられる。しかし、令和5年度以降は、適用数も増加することが見込まれ、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>なお、適用数が僅少であるにも関わらず本特例措置を存置すべき理由としては、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性を抱える一方で、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖縄の離島地域の振興を、民間活力を生かして行う必要があるからである。さらに、今般の改正によって適用数の増加及び効果の増幅が見込まれ、政策目的の達成に向け、より効果的な措置となることが期待される。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>○税収減を是認するに足る効果</p> <p>離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大に寄与する本特例措置は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖縄の離島地域において、その条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。</p> <p>また、遠隔性、散在性等の条件不利性を克服しつつ、沖縄の離島の持つ潜在力を発揮した魅力ある島づくりの実現に資する効果があり、島独自の自然環境、歴史、文化等の維持・保全に寄与するだけでなく、我が国が国家戦略として進める沖縄振興に寄与する効果も有する。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖縄の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。</p>

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>上述のとおり、沖縄の離島地域において、離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが必要であるが、当該政策目的を民間活力を生かして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。</p> <p>事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが大きな影響を与えられられるため、税制優遇措置による支援が手段として適当であると考えられる。(民間事業者の個人資産の形成に、補助金を充当することは適当ではない。)</p> <p>また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも最終的な負担は少ないという点においても、手段としての適切性が認められる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて拡充・延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2内閣03)

【目標値】

- 離島の就業者数を61,150人とする(令和5年度)

【目標値の設定の考え方】

- 直近3回分の国勢調査(H17年、H22年、H27年調査)によると、沖縄の離島地域における就業者数は減少傾向にあること(下図参照)を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。

	H17年	H22年	H27年	平均
就業者数	61,652	60,823	60,976	61,150 ←目標値(R5年)
(参考)人口	129,829	127,766	125,940	—

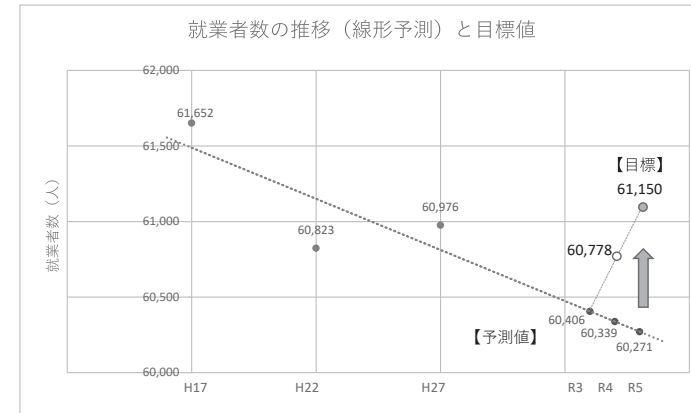
出典：沖縄県「離島関係資料」

【参考】沖縄の離島地域の就業者数の推移と本特例を踏まえた見込み値

- ・H17年を0とする年数をx軸に、就業者数をy軸に取り、H17年、H22年、H27年の値から線形予測を行ったところ、R3年、R4年、R5年の就業者数は下表のとおり推計される。(y=-67.6x+61488)

	R3年	R4年	R5年
就業者数(予測)	60,406	60,339	60,271
見込み値(目標値)	—	60,778	61,150

※R4年の見込み値は、R5年度に目標を達成することを見込み、かつ、就業者数が線形に推移するものとして算出。



沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等【別紙2】

（適用数、適用額及び減収額の推計方法）

●適用数の実績及び見込み

（単位：件）

年度	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計
H29年度	2				
H30年度	1				
R元年度	3				
R2年度	1				
R3年度	1				
R4年度	3	1	1	1	6
R5年度	6	2	2	2	12

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。

※下線を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

【推計の方法】

- ・ R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値（以下「平年度値」という。）として推計。
- ・ R4年度は、旅館業については、適用要件を拡充することを踏まえ、過年度の最大値（R元年度：3件）として推計。他の3業種については、平年度値と同等を見込み推計。
- ・ 令和5年度については、新規件数を令和4年度と同等と見込み推計。

●適用額の実績及び見込み

（単位：千円）

年度	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計
H29年度	185,520				
H30年度	4,360				
R元年度	248,457				
R2年度	66,342				
R3年度	66,342				
R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610
R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221

*割増償却1件当たりの適用額

13,268

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。

※下線を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

【推計の方法】

- ・ R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値（以下「平年度値」という。）として推計。
- ・ R4年度及び令和5年度は、割増償却の期間が5年間であることから、平年度値を5で除した値を「割増償却1件当たりの適用額*」とし、上述の見込み件数に掛け合わせることで推計。

●減収額の実績及び見込み

（単位：千円）

年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計	
H29年度	国税	特別償却	43,412				
	地方税	事業税	11,419				
		法人住民税	5,600				
H30年度	国税	特別償却	1,012				
	地方税	事業税	387				
		法人住民税	132				
R元年度	国税	特別償却	57,642				
	地方税	事業税	21,984				
		法人住民税	7,436				
R2年度	国税	特別償却	15,391				
	地方税	事業税	4,294				
		法人住民税	1,077				
R3年度	国税	特別償却	15,391				
	地方税	事業税	4,452				
		法人住民税	1,077				
R4年度	国税	割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078	18,469
	地方税	事業税	2,671	890	890	890	5,341
		法人住民税	646	215	215	215	1,291
R5年度	国税	割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157	36,941
	地方税	事業税	5,343	1,781	1,781	1,781	10,686
		法人住民税	1,293	431	431	431	2,586

※H29年度～R元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率をH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として算出。

※H29年度～R元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より。（事業税は、地方法人特別税を含む。）

※下線を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

【推計の方法】

- ・ 国税：上述の適用額（推計）に、法人税率23.2%を乗じて推計。
- ・ 地方税：各府省庁税制担当課長会議（令和3年8月4日総務省自治税務局主催）資料「地方法人二税に係る減収額算定方法について」に基づき、次のとおり算出。

○法人住民税＝法人税の減収額×7.0%

○法人事業税＝次の①、②、③の和（※税率は令和3年度以降の推計に用いたものを記載【令和2年度】）

①法人事業税所得割（収入割）＝法人税の適用額×3.4%【3.1%】

②特別法人事業税＝①×76.8%【83.0%】

③法人事業税（付加価値割）＝法人税の適用額×0.7%【0.8%】

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣07）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長 (収用換地等の場合の所得の特別控除)						
措置内容	令和元年度時点	資産が土地収用法等の規定により収用換地等され、補償金等又は交換資産の取得をした場合には、圧縮記帳による課税の繰延べとの選択で、その譲渡益の額の範囲内で5,000万円の特別控除ができる。						
	令和2年度税制改正以後	-						
	令和3年度税制改正以後	-						
政策目的		駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資すること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第65条の2、第68条の73						
要望内容		沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を延長する（法期限(R4.3.31)を迎える跡地利用特措法の延長が必要）。						
創設年度	H24	過去の政策評価の実績			H26内閣07		区分	延長

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の測定指標（将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合）から新たな測定指標（特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来必要となる公共用地の面積については、地元の自治体における跡地利用計画等の進捗（熟度）によって随時追加されることとなるため、測定指標を割合（その都度、母数）が変化する数値とするよりも、実際に取得した面積そのものを指標とする方が適切であると判断したため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成25年度から28年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度から令和元年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書本文に別紙に記載がある旨、記載する。</p> <p>② 過去の適用数は、沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで把握している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「過去の適用数は、沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで把握している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成25年度から28年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用</p>
--

<p>いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成25年度から令和元年度まで）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書本文に別紙に記載がある旨、記載する。</p> <p>② 積算根拠を別紙で説明し、評価書においてその旨、記載する。</p> <p>③ 沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで適用額を把握し、その数値をもとに減収額を算定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人県民税（法人税割）：法人税額に次の税率を乗じて得た額。法人の資本金1億円以下：税率3.2%（R1.10.1以降は1%）、左以外：税率4%（同1.8%）」及び「法人事業税（普通法人・所得割）：[契約額－取得費（契約額の5%）]により得た額について、同額のそれぞれの額の区分に応じて次の税率を乗じて得た額を合算。400万以下の区分：税率3.4%（R1.10.1以降は3.5%）、400万超～800万の区分：5.1%（R1.10.1以降は5.3%）、800万超～の区分：6.7%（R1.10.1以降は7.0%）」との説明では、各区分の法人数が明らかでなく、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「沖縄県を通じて市町村へ直接問い合わせることで適用額を把握し、その数値をもとに減収額を算定している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和3年度から13年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙で説明し、その旨、評価書に記載する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の測定指標（将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「将来必要となる公共用地の面積57.5haに対し、先行取得された土地面積は令和2年度までに41.8haと72.8%が取得済みとなっており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となっている」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の適用数1件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、</p>

その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「将来必要となる公共用地の面積 57.5ha に対し、先行取得された土地面積は令和 2 年度までに 41.8ha と 72.8%が取得済みとなっており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となっている」との説明では、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（各年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（測定指標：特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績、達成目標：令和13年度までに57.5ha）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置により、地方公共団体等による公共用地先行取得が円滑に行われることで、駐留軍用地の跡地利用の早期化が図られる」と説明されているが、将来の効果（特定駐留軍用地等の土地取得見込み）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書に追記する。 地元の自治体における跡地利用計画等の進捗（熟度）によって特定事業の見通しが追加され、それを目標値として設定している。</p> <p>② 将来の法人適用数を1件/年としているが、今後、目標値の増加に伴い、増加するものと想定している。</p> <p>③ 評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「土地取得残15.6ha（達成目標57.5haと令和2年度までの実績値41.8haとの差）を令和13年度までに同水準で取得すると想定」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする</p> <p>② 「将来の法人適用数を1件/年としているが、今後、目標値の増加に伴い、増加するものと想定している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国9) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地7)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 跡地利用特措法に基づき、特定駐留軍用地等内の土地について、特定事業の用に供するため、沖縄県、関係市町村等により買い取られる場合、譲渡所得から特別控除(最高5,000万円)。
		《要望の内容》 ・沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、特定駐留軍用地等内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を延長 (法期限(R4.3.31)を迎える跡地利用特措法の延長が必要)
		《関係条項》 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第14条、第15条、第16条 ・沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)第34条の3、第63条の3、第63条の4 ・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第33条の4、第65条の2、第68条の73
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月、分析対象期間:平成25年度～令和13年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成24年度 沖縄の特定駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(最高5,000万円)を創設 ・平成27年度 特定駐留軍用地跡地に係る同様の特例措置を創設
8	適用又は延長期間	改正法の法期限まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するため。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号) <p>第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特種事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。</p> <p>第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。</p> <p>2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。</p> <p>3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、国の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあつせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。</p> <p>・新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月 内閣府公表)</p> <p>9 駐留軍用地跡地の利用の推進 駐留軍用地跡地の利用については、平成24年に施行された跡地利用特別措置法に基づき公有地の先行取得が進展し、平成27年3月に</p>
--	--	--

		<p>返還された西普天間住宅地区を始め計画的な跡地利用が関係市町村において着実に進められてきた。</p> <p>今後、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて返還される沖縄本島中南部の駐留軍用地の面積は約 1,000 ヘクタールの規模であり、引き続き、返還の時期を踏まえつつ、計画的かつ効果的な跡地利用の推進を図ることが重要である。</p> <p>このため、跡地利用特別措置法を延長・拡充するとともに、特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について必要な措置を講ずる。</p> <p>また、今後の跡地利用のモデルケースとして整備が進められている西普天間住宅地区跡地の健康医療拠点については、着実に整備を進める。</p>																								
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>内閣府本府政策体系 【政策】9.沖縄政策 【施策】9.沖縄振興に関する施策の推進</p>																								
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標: 特定駐留軍用地及び跡地における土地取得実績 ・達成目標: 令和 13 年度までに 57.5ha (※) <p>(※) 特定事業の見通しの面積合計値(R3.3.31 現在)に基づく。 ただし、特定事業の見通しは、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。</p> <p>【特定駐留軍用地等の土地取得実績】 (単位: ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段 () は制度開始 (平成 25 年度) からの累計。西普天間住宅地区跡地 (H30.4.1 跡地指定解除) 26.7ha については含めていない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、返還が見込まれる駐留軍用地等において、地方公共団体等による公共用地の確保が推進されることで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)														
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																						
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																						
10	有効性等	<p>①: 適用数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25-28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4-13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td> <td>計 708</td> <td>543</td> <td>216</td> <td>156</td> <td>80</td> <td>35 ※2</td> <td>35 /年</td> </tr> <tr> <td>法人税 ※1</td> <td>計 3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1 ※2</td> <td>1 /年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【過去の年度ごとの適用件数は別紙に記載】</p>	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13	所得税 ※1	計 708	543	216	156	80	35 ※2	35 /年	法人税 ※1	計 3	2	2	1	1	1 ※2	1 /年
年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13																			
所得税 ※1	計 708	543	216	156	80	35 ※2	35 /年																			
法人税 ※1	計 3	2	2	1	1	1 ※2	1 /年																			

		<p>※1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、適用数については、地方公共団体等に土地を売却した件数を記載。</p> <p>※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5haと令和2年度までの実績値 41.8haとの差(57.45ha-41.82ha))を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定し、過去実績(H25~R2)から1件あたりの売却面積を 400 m²/件と設定して試算。(なお、法人は過去実績(9件/9年)から1件/年と試算)。</p>																																																
	②: 適用額	<p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25-28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4-13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td> <td>計 163.9</td> <td>127.6</td> <td>35.5</td> <td>38.3</td> <td>21.5</td> <td>7.9 ※2</td> <td>7.9 /年</td> </tr> <tr> <td>法人税 ※1</td> <td>計 0.4</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.2 ※2</td> <td>0.2 /年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【過去の年度ごとの適用額は別紙に記載】</p> <p>※1 土地を売却した者が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、適用額については、地方公共団体等への土地売却額を記載。</p> <p>※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5haと令和2年度までの実績値 41.8haとの差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定し、過去実績(H25~R2)からm²あたりの買取り単価を 56,726 円/m²と設定して試算。(なお、法人は過去実績(2.2 億円/9件)から 0.2 億円/件と仮定)。</p>	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13	所得税 ※1	計 163.9	127.6	35.5	38.3	21.5	7.9 ※2	7.9 /年	法人税 ※1	計 0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.2 ※2	0.2 /年																								
年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13																																											
所得税 ※1	計 163.9	127.6	35.5	38.3	21.5	7.9 ※2	7.9 /年																																											
法人税 ※1	計 0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.2 ※2	0.2 /年																																											
	③: 減収額	<p>(単位: 億円(推計))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25-28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4-13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 ※1</td> <td>計 28.7</td> <td>22.3</td> <td>6.2</td> <td>6.7</td> <td>3.8</td> <td>1.4 ※2</td> <td>1.4 /年</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>計 9.2</td> <td>7.2</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> <td>0.4</td> <td>0.4 /年</td> </tr> <tr> <td>法人税 ※1</td> <td>計 0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.04</td> <td>0.02</td> <td>0.04 ※2</td> <td>0.04 /年</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>計 0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>百万円未満</td> <td>百万円未満</td> <td>百万円未満</td> <td>百万円未満/年</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>計 0.02</td> <td>0.05</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> <td>百万円未満</td> <td>0.01</td> <td>0.01 /年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【過去の年度ごとの減収額及び将来の減収見込み額、それらの積算根拠は別紙に記載】</p> <p>※1 (契約金額-取得費)×税率。 取得費を契約金額の5%、所得税率を長期譲渡所得 15%、短期譲</p>	年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13	所得税 ※1	計 28.7	22.3	6.2	6.7	3.8	1.4 ※2	1.4 /年	個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2	0.4	0.4 /年	法人税 ※1	計 0.1	0.2	0.1	0.04	0.02	0.04 ※2	0.04 /年	法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円未満	百万円未満	百万円未満	百万円未満/年	法人事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円未満	0.01	0.01 /年
年度	H25-28	H29	H30	R1	R2	R3	R4-13																																											
所得税 ※1	計 28.7	22.3	6.2	6.7	3.8	1.4 ※2	1.4 /年																																											
個人住民税	計 9.2	7.2	2.0	2.2	1.2	0.4	0.4 /年																																											
法人税 ※1	計 0.1	0.2	0.1	0.04	0.02	0.04 ※2	0.04 /年																																											
法人住民税	計 0.01	0.02	0.02	百万円未満	百万円未満	百万円未満	百万円未満/年																																											
法人事業税	計 0.02	0.05	0.03	0.01	百万円未満	0.01	0.01 /年																																											

	<p>渡所得 30%、法人税率を 25/26 年度は 25.5%、27 年度は 23.9%、28/29 年度は 23.4%、H30 年度以降は 23.2%に設定。 ※2 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると仮定。</p>																									
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1 政策目的の達成状況 ・キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)における取組 平成 25 年5月に内閣総理大臣がキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)を跡地利用特措法に基づく「特定駐留軍用地」に指定(その後「特定駐留軍用地跡地」に指定)、平成 26 年6月に宜野湾市が「特定事業の見通し」を公表し先行取得を開始、平成 27 年3月に返還、平成 30 年3月に支障除去措置が終了し地権者へ土地を引き渡し、同年4月に「特定駐留軍用地跡地」の指定解除(先行取得終了)、平成 31 年2月に土地区画整理事業認可、令和2年3月から造成工事に着手した。 このように租税特別措置により必要な公有地が確保されたことから、駐留軍用地返還後の迅速かつ円滑な事業着手が可能になった。 (同地区内の沖縄健康医療拠点の核となる琉球大学医学部及び同病院の移転整備について、先行取得により必要な用地が確保できており、令和元年度から造成工事、同2年度から建設工事に着手。)</p> <p>2 達成目標の実現状況 ① 過去の実現状況 将来必要となる公共用地の面積 57.5ha に対し、先行取得された土地面積は令和2年度までに 41.8ha と 72.8%が取得済みとなっており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となっている。</p> <p>【特定駐留軍用地等の土地取得実績】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段()は制度開始(平成 25 年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1 跡地指定解除)26.7ha については含めていない。</p> <p>② 今後の実現見込み 【特定駐留軍用地等の土地取得見込み】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7～13 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4 (43.2)</td> <td>1.4 (44.6)</td> <td>1.4 (46.0)</td> <td>1.4 (47.4)</td> <td>1.4/年 (R13 57.5)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下段()は制度開始(平成 25 年度)からの累計。 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると想定(注)。 ただし、達成目標(特定事業の見通し)は、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。</p> <p>(注)15.6ha/11 年=1.4ha/年</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7～13 年度	1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)	※				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																						
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																						
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7～13 年度																						
1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)																						
※																										

	<p>R3 年度(現行の跡地利用特措法の法期限)及び R4 から R13 まで(同改正法の延長期間を仮に現行法と同様 10 年と設定)の 11 年間で平均。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>駐留軍用地における土地の売買価格(例えば普天間飛行場の土地については、年間軍用地料の 40～50 倍程度で民間取引され、地方、自治体による買取り価格は同 30 倍程度と安価)に鑑み、通常の土地取引において、本特例措置がなければ自治体による土地の先行取得は価格的に不可能であり、特例措置の効果がすべて土地取得の実績として直接的効果となって現れている。</p> <p>① 過去の実現状況(再掲) 【特定駐留軍用地等の土地取得実績】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.6 (20.9)</td> <td>7.1 (28.0)</td> <td>4.9 (32.9)</td> <td>5.3 (38.2)</td> <td>3.6 (41.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段()は制度開始(平成 25 年度)からの累計。西普天間住宅地区跡地(H30.4.1 跡地指定解除)26.7ha については含めていない。</p> <p>② 今後の実現見込み(再掲) 【特定駐留軍用地等の土地取得見込み】(単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7～13 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4 (43.2)</td> <td>1.4 (44.6)</td> <td>1.4 (46.0)</td> <td>1.4 (47.4)</td> <td>1.4/年 (R13 57.5)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下段()は制度開始(平成 25 年度)からの累計。 土地取得残 15.6ha(達成目標 57.5ha と令和2年度までの実績値 41.8ha との差)を令和 13 年度までに同水準で取得すると想定(注)。 ただし、達成目標(特定事業の見通し)は、今後の各跡地利用計画等の進捗により増加する可能性がある。</p> <p>(注)15.6ha/11 年=1.4ha/年 R3 年度(現行の跡地利用特措法の法期限)及び R4 から R13 まで(同改正法の延長期間を仮に現行法と同様 10 年と設定)の 11 年間で平均。</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7～13 年度	1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)	※				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																						
6.6 (20.9)	7.1 (28.0)	4.9 (32.9)	5.3 (38.2)	3.6 (41.8)																						
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7～13 年度																						
1.4 (43.2)	1.4 (44.6)	1.4 (46.0)	1.4 (47.4)	1.4/年 (R13 57.5)																						
※																										
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、地方公共団体等による公共用地先行取得が円滑に行われることで、駐留軍用地の跡地利用の早期化が図られる。今後返還される大規模な駐留軍用地は、その跡地利用により高い経済効果が見込まれることから、税収減を補うに余りある効果が期待できる。</p> <p><駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査: H27.1 県公表></p>																									

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	対象 : キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設 整備による直接経済効果(5地区合計) : 1兆 1,770 億円 活動による直接経済効果(5地区合計) : 18倍 (返還前 501 億円/年⇒返還後 8,900 億円/年) 活動による経済波及効果(5地区合計) : 生産誘発額 15倍(返還前 545 億円/年⇒返還後 8,383 億円/年) 所得誘発額 15倍(返還前 141 億円/年⇒返還後 2,165 億円/年) 雇用誘発人数 18倍(返還前 4,400 人⇒返還後 80,503 人) 税收効果 18倍(返還前 57 億円/年⇒返還後 1,004 億円/年)
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
12	有識者の見解	—	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(H26 内閣 07)	—

【各年度(H25～R2)と今後の見直し(推計)】

【追加説明】特定駐留軍用地(跡地)における土地取得費減

【達成目標】57.5ha(特定事業の見直し(R3.3.3)) ※今後の有効利用計画等の進捗により増加

○公共用地の取得実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計(A)
取得面積(㎡)	45,004	49,436	66,440	70,824	280,070	329,349	53,143	35,695	418,188
H25からの累計	-	94,439	142,806	209,246	280,070	329,349	382,493	418,188	-
【参考】取得(㎡)の50%以上を占めた土地取得実績	H25	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
	45,004	142,284	48,366	103,573	208,325	208,325	53,143	35,695	685,670 ^a

○通用件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	45	288	105	293	545	545	157	81	1,712 ^b
所帯数(個人)	45	288	103	292	543	543	156	80	1,703
法人数(法人)	0	0	2	1	2	2	1	1	9
H25-H28			個人	706					※売却件数
			法人	3					

○通用面積

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
通用面積(㎡)	1,877,326,932	5,693,117,535	2,728,003,348	6,581,897,459	12,755,985,052	23,547,371,536	3,853,305,986	2,149,811,158	38,895,210,533 ^c
所帯数(個人)	1,877,326,932	5,693,117,535	2,728,003,348	6,581,897,459	12,756,896,950	23,554,771,826	3,853,305,986	2,149,811,158	38,679,541,214
法人数(法人)	0	0	2	1	2	2	1	1	215,659,319
H25-H28			個人	16,385,255,294					※売却面積
			法人	42,747,364					

○減価額(推計)
・折半額

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
減価額(個人)	1,877,326,932	5,693,117,535	2,728,003,348	6,581,897,459	12,755,985,052	23,547,371,536	3,853,305,986	2,149,811,158	38,679,541,214
減価額(法人)	0	0	2	1	2	2	1	1	9
H25からの累計	1,877,326,932	7,416,235,070	10,144,238,418	16,726,135,877	29,482,120,929	53,029,492,465	56,882,800,451	58,999,611,609	319,539,977,065
法人数(法人)	0	0	2	1	2	2	1	1	9
H25-H28			個人	16,385,255,294					※売却面積
			法人	42,747,364					

(備考：積算増減)

※[取得額-取得減額(売却額の5%)]×積算

※元の取得費額に基づき積算・積算減額所得の割合を決定(長期71.1%、短期22.9%)

※土地取得時57.5ha(達成目標57.5haと係数2年度までの実績値41.8haとの差)を係数13年度までに同水準で取得すると仮定

今後の見直し等

目録額(B)	574,500
取得額(B-A)	156,312
R3～R13の各年度	14,210 ^a

取得費をR1.3まで毎年減、同水準で取得するものと仮定

件数(a/400)	36
所帯数(個人)	36
法人数(法人)	3

※積算(取得年9件)に基き1年1件として積算

通用額(d*)	8.1億円
所帯数(個人)	7.9億円
法人数(法人)	0.2億円

※積算(9件×22億円)に基き1件0.2億円として積算

R3～R13の各年度	
取得額(個人)	386,075,450
取得額(法人)	39,303,832
合計	425,379,282
取得率(%)	71.1%
取得率(%)	15%
取得率(%)	22.9%
取得率(%)	30%
取得率(%)	51.301,280
取得率(%)	137,067,535

・法人住民税

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a)契約額(個人)	1,877,326,932	5,695,117,555	2,228,006,348	6,581,807,459	12,756,896,950	3,554,271,826	3,853,305,385	2,149,911,758	38,679,541,234
b)取崩額(%)	95.866,347	284,906,678	111,400,417	323,060,125	637,844,848	177,713,591	194,665,269	107,490,838	1,933,877,061
c=a-b	1,781,460,585	5,413,211,677	2,116,607,931	6,258,747,336	12,119,052,102	3,376,558,235	3,658,640,117	2,042,321,170	36,745,664,153
d)長期譲渡取得割合	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%	77.1%
e)長期税率(5%)	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
f=c*d*e	68,742,406	20,670,310	81,956,236	241,047,061	467,189,459	130,465,230	140,385,227	78,731,481	1,416,541,498
g)長期譲渡取得割合	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%
h)長期税率(9%)	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%	9%
i=c*f+h	36,751,123	111,566,233	43,627,269	128,868,401	249,773,664	69,590,665	75,054,203	42,092,248	757,246,071
中位長増計	105,595,529	320,245,603	125,218,525	369,930,442	716,983,123	195,957,166	213,436,450	120,823,729	2,173,887,575
			H25+H26	H27+H28	H29	H30			
			8,902,841,119	8,028,411,9					

・法人税

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a)契約額(法人)	0	0	42,658,100	89,264	86,246,155	60,242,000	19,801,400	7,622,400	215,669,319
b)取崩額(%)	0	0	2,132,905	4,463	4,562,808	3,012,100	990,070	381,120	10,833,446
c=a-b	0	0	40,525,195	84,801	80,983,347	57,230,000	18,811,330	7,241,280	204,835,855
d)法人税率	25.5%	25.5%	23.8%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
e)法人税	0	0	9,685,522	19,843	18,952,443	13,277,537	4,396,229	1,679,571	47,979,351
f)法人税	0	0	9,685,522	19,843	18,952,443	13,277,537	4,396,229	1,679,571	47,979,351
中位長増計			H25+H26	H27	H28	H29			
			42,658,100	89,264					

・法人住民税、法人事業税

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
a)法人住民税	0	0	305,937	636	606,478	457,062	43,642	16,930	1,534,554
b)法人市町村長税	0	0	938,496	1,925	1,838,387	1,287,901	261,654	100,799	4,330,362
c=a+b)法人住民税	0	0	1,244,433	2,561	2,444,865	1,744,963	305,296	117,599	5,864,916
d)法人事業税	0	0	2,323,188	2,883	5,034,555	3,442,409	1,108,793	311,789	12,223,610
e=d*f	0	0	357,621	5,443	7,479,420	5,187,366	1,414,289	429,387	18,088,526
f)法人税率	1.251,999	1.251,999							
中位長増計			H25+H26	H27	H28	H29			
			3,574,632	9,005,305					

(備考：購買額) 法人住民税(法人市町村長税)及び法人事業税は、法人ごと以下のとおり計算

- ・法人個人税(法人税額)：法人税額に次の税率を乗じて得た額。法人の資本金1億円以下：税率3.2%(R1.10.1以後4.1%)、左以外：税率4%(同1.8%)
- ・法人市町村長税(法人税額)：法人税額に税率9.7%(R1.10.1以後4.6%)を乗じて得た額。
- ・法人事業税(普通法人・所得割)：[契約額-取得費(契約額の5%)]により得た額について、同額のそれぞれ別の区分に応じて次の税率を乗じて得た額を合算。400万円以下の区分：税率3.4%(R1.10.1以後4.5%)、400万円超-800万円の区分：5.1%(R1.10.1以後4.5%)、800万円超-の区分：6.7%(R1.10.1以後4.7%)

出典：「法人住民税、事業税の納付申告についてのお知らせ」(県庁事務所 法人課)

法人市町村長税、法人税額の納付状況について(須野市HP)

・減収額合計(増計)

減収額合計(増計)	434,290,488	1,318,171,175	528,673,340	1,522,623,267	2,977,542,241	840,890,599	892,554,304	499,434,931	9,013,880,205
-----------	-------------	---------------	-------------	---------------	---------------	-------------	-------------	-------------	---------------

	R3-R13の各年度
a)契約額(個人)	86,076,400
b)取崩額(%)	39,303,823
c=a-b	746,772,637
d)長期譲渡取得割合	77.1%
e)長期税率(5%)	5%
f=c*d*e	23,785,085
g)長期譲渡取得割合	22.9%
h)長期税率(9%)	9%
i=c*f+h	15,390,984
中位長増計	44,179,009

	R3-R13の各年度
a)契約額(法人)	20,000,000
b)取崩額(%)	1,000,000
c=a-b	19,000,000
d)法人税率	23.2%
e)法人税	4,406,000

	R3-R13の各年度
a)法人個人税	44,090
b)法人市町村長税(6%)	26,480
c=a+b)法人住民税	308,590
d)法人事業税	1,122,000
e=d*f	1,430,590

	R3-R13の各年度
a)法人個人税	44,090
b)法人市町村長税(6%)	26,480
c=a+b)法人住民税	308,590
d)法人事業税	1,122,000
e=d*f	1,430,590

※法人事業税の増計について、契約額200万円、取得費5%(100万円)とし、差引190万円について、(400万円以下の区分)×3.5%+(4~800万円以下の区分)×5.3%+(8~1900万円以下の区分)×7%=112万円2千円

※法人事業税の増計について、契約額200万円、取得費5%(100万円)とし、差引190万円について、(400万円以下の区分)×3.5%+(4~800万円以下の区分)×5.3%+(8~1900万円以下の区分)×7%=112万円2千円

減収額合計(増計)	187,685,164
-----------	-------------

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣08）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。					
政策目的		国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合（次期通常国会に法律案提出予定）に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとすること。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣07、H25内閣23、H28内閣06、H30内閣06、R2内閣04			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	2	3,364	-	582
H24	0	-	-	-
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	2,218	-	286
H30	2	14,557	-	1,878
R1	3	53,088	-	6,849

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度））は、措置の適用数を表しているものであり、政策目的（国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す）の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>② 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・④ 本税制措置の達成目標は、「沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。」であり、その測定指標として①県内の対象施設等における事業認定申請率及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況を置いている。①と②の指標は別々に見るのではなく合わせて見ることを想定している。すなわち、本税制措置は、適用に向けて施設の高付加価値化等を行う事業計画を作成（沖縄観光の課題解決に向けた高い意識の醸成）・認定申請・投資を誘引する効果（①の指標で確認）と、本税制措置の適用を受けることで、当該投資事業について、認定要件を実現する方向に企業活動を誘引する効果（②の指標で確認）の発現を目指すものである。</p> <p>①の指標は、本税制措置の適用数と一定の関連性があるが、②と合わせて見ることによって達成目標の実現度合いを測ることができるものである（事業認定申請率は、御指摘のような「措置の適用数」と同一ではない。これは、認定申請をしても認定されない場合又は認定を受けても税制措置の適用を受けない若しくは受けられない（欠損企業等）場合があるためである。）。</p> <p>なお、事業認定の制度の詳細については、税制改正や法改正のプロセスを通じて関係当局等と相談をしながら検討予定であるが、事業の認定に当たっては事業計画の実現可能性を審査するとともに、認定後も毎年度事業報告の提出を受け、毎年度ごとに目標の実現状況を確認していくこととしており、事業者からの聞き取りなどを通じて、本税制措置の効果や外部要因による影響等を分析することとしている。</p> <p>上記のことを説明するため評価書の記載内容を修正した。</p> <p>② 認定要件毎に評価書に記載した数字（例「平均55%」）は、認定要件ごとに認定を受けるための基準値であり、かつ、当該認定要件項目で認定を受けた全事業者の平均値の目標値である。（基準値を定めている以上、当該基準値を事業者の事業結果の平均値の目標値としているもの）。</p> <p>上記のことを説明するため、評価書において達成すべき水準（目標値）を定量的に示すなど記載内容を修正した。</p> <p>③ 達成目標の達成すべき時期は令和5年度である。評価書において達成目標を達成すべ</p>

き時期を明示するなど記載内容を修正した。
【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく」と説明されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）は平成29年度から令和元年度までの適用数が記載されているものであり、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
【内閣府の補足説明】
① 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく」と説明されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）には平成28年度の適用状況が記載されていないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
【内閣府の補足説明】
① 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（「令和3年度までに観光収入1.1兆円」、「令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日」）及び「令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円」に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（「令和3年度までに入城観光客1,200万人」、「令和3年度までに観光収入1.1兆円」、「令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日」）及び「令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円」に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、「出典：沖縄県資料」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（令和3年度までに入城観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、過去の効果（入城観光客数：平成28年度877万人、29年度958万人、30年度1,000万人、令和元年度947万人及び2年度258万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（令和3年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光収入：平成28年度6,603億円、29年度6,979億円、30年度7,341億円及び令和元年7,047億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光客一人当たりの平均滞在日数：平成28年度3.78日、29年度3.75日、30年度3.73日及び令和元年度3.7日）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、④、⑤、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（令和3年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成28年度から令和元年度まで）について、過去の効果（観光客一人当たりの消費額：平成28年度75,297円、29年度72,853円、30年度73,374円及び令和元年度74,425円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、④、⑤、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑧ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額については、沖縄県によると新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調査が遅れており、現段階で未公表とのことであり、数字が把握できないものである。この旨を評価書にも追記した。</p> <p>② 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。</p> <p>③ 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。</p> <p>④～⑦ 本特例措置の直接的な効果については、評価書の「適用実績が僅少な理由」に追記したとおりである</p> <p>⑧ 御指摘を踏まえ評価書の修正を行った。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点</p>

を課題とする。
⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（県内の対象施設等における事業認定申請率）は、措置の適用数を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> <p>② 達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する将来の効果について、「各認定要件の基準値が毎年達成される見込み」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本税制措置の達成目標は、「沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。」であり、その測定指標として①県内の対象施設等における事業認定申請率及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況を置いている。①と②の指標は別々に見るのではなく合わせて見ることを想定している。すなわち、本税制措置は、適用に向けて施設の高付加価値化等を行う事業計画を作成（沖縄観光の課題解決に向けた高い意識の醸成）・認定申請・投資を誘引する効果（①の指標で確認）と、本税制措置の適用を受けることで、当該投資事業について、認定要件を実現する方向に企業活動を誘引する効果（②の指標で確認）の発現を目指すこととしているものである。 ①の指標は、本税制措置の適用数と一定の関連性があるが、②と合わせて見ることで達成目標の実現度合いを図ることができるものである（事業認定申請率は、御指摘のような「措置の適用数」と同一ではない。これは、認定申請をしても認定されない場合又は認定を受けても税制措置の適用を受けない若しくは受けられない（欠損企業等）場合があるためである。）。 なお、上記のことを説明するため、評価書において達成目標に対する将来の効果について定量的に予測するなど記載内容を修正した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する将来の効果について、「事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの」と説明されているが、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とはならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、達成目標に対する将来の直接的な効果（令和4年度及び5年度）について、「事業認定は以下の要件のいずれか一つの基準を満たすことで認定を受けることを想定しており、数値は、要件毎に認定を受けた事業者の事業結果を平均した数値の見込み額である（認定要件の基準値（＝目標値）が達成されるものと見込まれる）」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税13) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税9)
		②: 上記以外の税目 (事業所税：外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域：沖縄県全域</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%)を法人税額から控除。 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <p>①スポーツ・レクリエーション施設</p> <p>②教養文化施設</p> <p>③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)</p> <p>④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)</p> <p>⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設</p> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> 那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 <p>《要望の内容》</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合(次期通常国会に法律案提出予定)に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限</p>

	<p>(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。</p> <p>(廃止)</p> <p>庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、美術館、博物館</p> <p>(変更)</p> <p>遊園地 → テーマパーク</p> <p>海洋療法施設 → スパ施設</p> <p>(追加)</p> <p>シェアオフィス、結婚式場</p> <p>○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの(※対象施設とならない施設)の対象外とする施設に追加</p> <p>○一の設備に含まれる対象資産として、ソフトウェア(複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。)を追加</p> <p>○一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設(※対象施設とならない施設)から以下の施設を除外。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間パスポート等(利用料金を除き一般の利用客と同じの条件で当該施設を利用させるもの)の購入者が存する施設 <p>○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。 <p>(想定する主な認定要件)</p> <p>〔必須〕 沖縄観光の振興に資する事業</p> <p>〔選択〕 主に沖縄の地元産物を販売・活用する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の給与水準を向上させる事業 付加価値額を向上させる事業 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業 労働生産性を向上させる事業 <p>・認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。</p> <p>※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。</p>
--	---

		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条</p> <p>租税特別措置法第42条の9、第68条の13</p> <p>租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43</p> <p>租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26</p> <p>地方税法附則 第33条第1項</p>
5	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和3年8月</p> <p>分析対象期間：平成28年度～令和5年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）</p> <p>令和元年度 2年間延長</p> <p>令和3年度 1年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度まで）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2021 について（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○沖縄の振興について（令和3年8月23日付3沖審第7号 内閣総理大臣→沖縄振興審議会会長）（抜粋）</p> <p>（中略）外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還</p>

		<p>時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。（中略）</p> <p>政府におかれては、令和4年度以降の沖縄の振興に向けて、現行の沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限後の法制の実現を図るとともに、同法制の下で以上の諸点を勘案して特別の措置を講じていくよう、本審議会として強く要請するものである。</p>
		<p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月内閣府）</p> <p>内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。</p> <p>今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。</p> <p>うち法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。</p> <p>（中略）</p> <p>5 産業の振興</p> <p>（中略）</p> <p>（2）観光の振興</p> <p>観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。</p> <p>このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。</p> <p>また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注2）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注3）などの措置を講ずる。</p> <p>（注2）対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等 （注3）オンラインも対象</p> <p>（参考）</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>（観光地形成促進計画の作成等）</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資</p>

	<p>する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 （略） （課税の特例）</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 （略） （資金の確保等）</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>（1）観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進</p>
--	---

	<p>する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する（令和5年度まで）。</p> <p>〔測定指標〕</p> <p>①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度） （算定式）</p> <p>各年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）+令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値</p> <p>※各年度における事業認定の申請数は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値（3件）と推定</p> <p>※令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値の2か年分と推定</p> <p>※3.4%：6件/168施設+6件（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）、 3.6%：6件/168施設（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合）</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況</p> <p>※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとするため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定要件及び基準値（目標値（令和5年度））は以下のとおり。</p> <p>（各認定要件の最後の数値は、認定を受けるための基準値であり、かつ、当該認定要件を満たすものとして認定された事業者の平均値の目標値（令和5年度）である。）</p> <p>➢本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の年間売上げ率：</p>

		<p>55%</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ▶ 本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率：0.66%（令和4年度0.33%） ▶ 本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率：0.66%（令和4年度0.33%） <p>※測定指標①と②はそれぞれ独立的に見るのではなく、①に加えて②の指標を合わせて見て、達成目標の達成度を測定することを想定（事業認定は上記認定要件イメージのいずれか1つの基準を見たしているかで行われることを想定）</p> <p>○達成目標を変更する理由 令和元年度後半から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受けたが、平成30年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸びを見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人）。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び悩んでおり、入域観光客数等の量的面での増加だけでなく、沖縄観光の高付加価値化等、質の面での充実が沖縄観光の課題と考えられている。</p> <p>このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業を県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として沖縄観光の高付加価値化等を図るための要件を定めることとしている。これを踏まえ、達成目標についても変更したものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化等（県産品の売上率の向上、事業所の付加価値額の増加、労働生産性の向上等）を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進することにより、①質の高い施設が増加することで国内外からの観光客の誘客につながる、②県産品の販売・活用の促進により観光資源の持続的利用が図られる、③事業所の付加価値額の増加等により観光の高付加価値化等に寄与することで観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。</p>									
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値）</p> <p style="text-align: center;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	1	1
年度	法人税	法人住民税									
H28	0	0									
H29	1	1									

		<table border="1"> <tbody> <tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>R3</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R4</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） R2～R3年度：県の聞き取り調査に基づく R4～R6年度：H28年度からR1年度までの最大値を採用</p> <p>・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）</p>	H30	2	2	R1	3	3	R2	1	1	R3	3	3	R4	3	3	R5	3	3									
H30	2	2																											
R1	3	3																											
R2	1	1																											
R3	3	3																											
R4	3	3																											
R5	3	3																											
	②：適用額	<p>○過去の適用額及び将来の適用額（推計値）</p> <p style="text-align: center;">単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,644</td><td>815</td></tr> <tr><td>R3</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R4</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> <tr><td>R5</td><td>34,932</td><td>2,445</td></tr> </tbody> </table> <p>・法人税（H28年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） H29～R1の1件当たりの平均適用額（11,644千円）×各年度の適用件数（推計値）</p> <p>・法人住民税（H28年度～R1年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%＋市町村民税6%＝7%））。</p>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											
H29	2,218	286																											
H30	14,557	1,878																											
R1	53,088	6,849																											
R2	11,644	815																											
R3	34,932	2,445																											
R4	34,932	2,445																											
R5	34,932	2,445																											
	③：減収額	<p>○過去の減収額及び将来の減収額（推計値）</p> <p style="text-align: center;">単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0																					
年度	法人税	法人住民税																											
H28	0	0																											

		<table border="1"> <tr> <td>H29</td> <td>2,218</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>14,557</td> <td>1,878</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>53,088</td> <td>6,849</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>11,644</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>34,932</td> <td>2,445</td> </tr> </table> <p>・法人税（H28年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」（財務省）に基づき、法人税（H29年度～R1年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」（財務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） H29～R1の1件当たりの平均減収額（11,644千円）×各年度の適用件数（推計値）</p> <p>・法人住民税（H28年度～R1年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R2年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%＋市町村民税6%＝7%））。</p>	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	11,644	815	R3	34,932	2,445	R4	34,932	2,445	R5	34,932	2,445
H29	2,218	286																					
H30	14,557	1,878																					
R1	53,088	6,849																					
R2	11,644	815																					
R3	34,932	2,445																					
R4	34,932	2,445																					
R5	34,932	2,445																					
④：効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 下記記載のとおり、沖縄県への入域観光客数や観光収入等、沖縄観光の量的側面については、新型コロナウイルス感染症による影響を除けば増加傾向にあるが、一人当たり県内消費額など沖縄観光の質的側面については横ばいが続いており、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。</p> <p>○達成目標の達成見込み ①関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率の達成見込み 令和4年度：1.8% 令和5年度：3.4%～3.6% 〔算定式〕 各年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）＋令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値 ※各年度における事業認定の申請数は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大値（3件）と推定 ※令和4年度及び令和5年度における当該施設の新設数の合計値は、関係する観光関連施設とほぼ同様の施設を対象とする過去の本税制措置における年間適用件数の最大</p>																					

		<p>値の2か年分と推定 ※1.8%：3件/168施設＋3件（令和4年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）又は3件/168施設（令和4年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合） 3.4%：6件/168施設＋6件（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながった場合）、 3.6%：6件/168施設（令和4～5年度における推定認定申請数が全て施設の新設につながらなかった場合）</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況 事業認定は以下の要件のいずれか一つの基準を満たすことで認定を受けることを想定しており、数値は、要件毎に認定を受けた事業者の事業結果を平均した数値の見込み額である（認定要件の基準値（＝目標値）が達成されるものと見込まれる） ▶本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の年間売上率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該売上率の平均値）の達成見込み 令和4年度：55% 令和5年度：55% ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの ▶本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み 令和4年度：1.5% 令和5年度：1.5% ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの ▶本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み 令和4年度：0.33% 令和5年度：0.66% ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの ▶本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後の増加率（本認定要件で事業認定を受けた事業者の当該増加率の平均値）の達成見込み 令和4年度：0.33%</p>
--	--	---

令和5年度：0.66%
 ※事業認定を受けた事業者によって、平均値として事業認定の基準値が達成されると見込んでいるもの

○所期の達成目標（令和3年度税制改正要望時）
 令和3年度までに
 ・入域観光客数 1,200万人
 ・観光収入 1.1兆円
 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日
 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円

○所期の達成目標の達成状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2
入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947	258
観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047	未公表
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7	未公表
観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425	未公表

(出典)
 平成28年度：平成28年度の観光収入について（平成29年6月21日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
 平成29年度：平成29年度の観光収入について（平成30年7月5日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
 平成30年度：平成30年度の観光収入について（令和元年7月29日・令和元年11月26日修正 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
 令和元年度：令和元年度の観光収入について（令和2年8月4日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
 令和2年度：入域観光客数＝令和3年（2021）3月入域観光客数概況（令和3年4月30日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
 ※なお、令和2年度の観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額については、現段階で未公表であり、数字が把握できない（沖縄県によると新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調査が遅れているためとのことである）。
 参考URL：<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/14736.html>

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進する直接的な効果がある。
 仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する観

光産業の一層の振興に支障を来し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。

○適用実績が僅少な理由
 沖縄県のみ適用される特別措置であり対象事業者数が少ないこと、新増設投資を行う施設数はさらに少数であること、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。
 なお、沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となりえる可能性のある類似の施設（税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している施設数は168であり、適用件数が10件以下と少数であるとしても、全体規模からすれば一定の税制措置の効果はあるものと考えている。
 平成29年度～令和元年度までに適用のあった6事業者のうち、事業者名の判明している4事業者にアンケート（令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施）を行ったところ、全事業者が「税制上の優遇措置が、設備投資の意思決定にプラスの影響」又は「計画よりも規模が大きい又は高付加価値な投資が実現できた」と回答しており、本税制措置によるインセンティブ効果が確認できている。
 また、当該回答をした施設では下記のとおり多数の来場者を迎えており（上記アンケート結果による）、観光客の誘客、観光消費の増加、満足度の向上等に貢献していると考えられ、インセンティブを与えた本税制措置は達成目標の実現に有効な手段である。
 H29年度以降は毎年度適用実績が出ており、R3年度も3件の活用が見込まれるなど、本制度によってインセンティブを得た投資が進められており、引き続き本税制措置を継続する必要がある。

〔国税の税制措置適用施設への入場者数(人)〕

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
文化体験施設	589	977	1,129	0※
劇場	—	7,360	10,000	4,200
会議場施設	—	151,250	140,250	11,850
販売施設	—	—	6,540,000	6,812,000
合計	589	159,587	6,691,379	6,823,850

※コロナ禍のため皆減
 ※※令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施のアンケート結果による。

※令和3年8月沖縄県文化観光スポーツ部MICE振興課実施アンケート（調査数4、回答数4）
 問3 適用を受けた施設への来場者数・施設の売上実績
 【結果】上記表のとおり
 問4 観光地形成促進地域制度は設備投資にどのような効果

		<p>がありましたか。以下に該当するものに○をお願いします。</p> <p>①税制上の優遇措置が、設備投資の意思決定にプラスの影響があった。</p> <p>②減税効果があり、計画よりも規模が大きい又は高付加価値な投資が実現できた。</p> <p>③特段の効果はなかった。</p> <p>④その他（ ）</p> <p>【結果】①3件 ②1件 ③0件 ④0件</p> <p>○所期の達成目標の達成状況</p> <p>所期の達成目標については、令和3年度までに達成できない見込みである。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びこれに伴い新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が複数回にわたり発出されたことなどの外部要因により、外国から入域する観光客が令和2年4月以降皆減の状態が続いている（出典：各月の入域観光客数概況（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課））ほか、国内観光客も令和2年度には令和元年度比63%減、令和3年度も7月までに令和元年度同月比64%減となったこと（出典：各月の入域観光客数概況（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課））が主な要因であると考えられ、本税制措置の効果との関係を適切に分析することは困難と考える。</p> <p>他方、本税制措置については、平成29年度以降適用実績又は適用見込みが毎年度あり、所期の目的の実現に一定の役割を果たしたものと考えられる。また、沖縄の観光業界は、同感染症の影響により厳しい経営環境に置かれており、アフターコロナにおける観光産業の再生に向けて本税制措置が必要不可欠である。</p> <p>〔沖縄の観光の景況判断等〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表物</th> <th>作成機関</th> <th>景況判断等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内金融経済概況（令和3年8月）</td> <td>日本銀行那覇支店</td> <td>観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。</td> </tr> <tr> <td>地域経済動向（令和3年8月） 沖縄</td> <td>内閣府</td> <td>観光は弱い動きとなっている。</td> </tr> <tr> <td>管内経済情勢報告（令和3年8月）</td> <td>沖縄総合事務局財務部</td> <td>〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。</td> </tr> </tbody> </table>	公表物	作成機関	景況判断等	県内金融経済概況（令和3年8月）	日本銀行那覇支店	観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。	地域経済動向（令和3年8月） 沖縄	内閣府	観光は弱い動きとなっている。	管内経済情勢報告（令和3年8月）	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。
公表物	作成機関	景況判断等												
県内金融経済概況（令和3年8月）	日本銀行那覇支店	観光は、厳しい状況にあるなか、引き続き強い下押し圧力がみられている。												
地域経済動向（令和3年8月） 沖縄	内閣府	観光は弱い動きとなっている。												
管内経済情勢報告（令和3年8月）	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕感染症の影響により、厳しい状況にあり、弱まっている。												

		<p>⑤： 税収減を是認する理由等</p> <p>沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。</p> <p>本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものとする。</p>
11	相当性	<p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、民間事業者の創意工夫により、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進するものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。</p> <p>③： 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月（R2内閣04）

<令和4年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R3内閣09-1)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15% (建物等は8%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し) ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム (5G情報通信システム) に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。					
政策目的		沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税					
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第68条の13					
要望内容		沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) の規定に基づく情報通信産業振興地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること (次期通常国会に法律案提出予定) を前提に、措置内容を変更の上、適用期限 (令和4年3月31日) を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-1、R2内閣05-1	区分	拡充・延長		

(評価実施府省：内閣府)

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	8	591,952	-	102,208
H24	11	852,633	99.9%	147,505
H25	11	680,149	99.9%	117,665
H26	13	693,254	99.6%	119,932
H27	15	859,714	99.2%	117,781
H28	21	709,077	97.9%	91,470
H29	17	537,593	99.0%	69,350
H30	16	543,612	99.3%	70,126
R1	19	541,822	98.3%	69,895

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (法人税額の特別控除)		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（「情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする」、「立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする」及び「ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする」）から新たな達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上/年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和5年度までとする。</p> <p>② 所期の達成目標は、沖縄県が策定した沖縄21世紀ビジョン実施計画（沖縄振興特別措置法の規定により内閣総理大臣が策定する沖縄振興基本方針に基づき沖縄県知事が策定する沖縄振興計画を推進する活動計画の位置づけ）において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかったため、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとしたもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）」と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度の投資税額控除）について、「沖縄県庁実施の企業アンケート調査」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、「事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。</p> <p>② 適用数は、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくもので「11件」であることから、別紙及び※書きを修正する。</p> <p>③ 事業税の件数に誤りがあったため修正する。</p>

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和3年度から5年度まで）について、「平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																																										
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所得控除額に対する過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度以降は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくものであるため、評価書を修正。なお、当該報告書に記載の令和2年度の法人税は、沖縄県による企業アンケートにより集計した数値である。</p> <p>③ 次のとおり評価書を修正する。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>542</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>法人所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>住民投資税額控除</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>38</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>67</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800</td> <td>690</td> <td>697</td> <td>652</td> <td>564</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	0	2	5	1	投資税額控除	709	538	544	542	486	法人所得控除	0	0	0	0	0	住民投資税額控除	91	69	70	38	34	事業税	0	83	81	67	43	合計	800	690	697	652	564
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																					
所得控除	0	0	2	5	1																																					
投資税額控除	709	538	544	542	486																																					
法人所得控除	0	0	0	0	0																																					
住民投資税額控除	91	69	70	38	34																																					
事業税	0	83	81	67	43																																					
合計	800	690	697	652	564																																					
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																										

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、投資税額控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙を修正。令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円と見込んだうえで、法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税減収額は、所得控除分で1.6百万円、投資税額控除分で48.3百万円となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が把握されていない。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数：平成28年度427社、29年度454社、30年度470社、令和元年度490社及び2年度495社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的効果について、「雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数：平成28年度28,045人、29年度29,379人、30年度29,403人、令和元年度29,748人及び2年度29,708人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高：平成28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特定サービス産業実態調査（経済産業省）が廃止になったため令和元年度及び令和2年度の実績が不明であるため、効果の把握ができていない。</p> <p>②～④ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して企業集積が図られることで、政策目的である情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られることとなると考える。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。</p> <p>⑤ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、着実に立地企業数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるものであり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における情報通信産業の立地を図ることは必要である。</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上/年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>									
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を以下のとおり修正。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した立地企業数</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性（%）</td> <td>0.3以上※</td> <td>0.3以上※</td> </tr> </table> <p>※3年間で1%以上</p> <p>② 県内に立地した企業数の増加は、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、令和元年度の税制活用企業数21社のうち、7社が立地企業であると試算。立地企業の労働生産性は、中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画において求められる労働生産性の伸び率を流用したもの。</p>		R4	R5	税制を活用した立地企業数	7	7	税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3以上※	0.3以上※
	R4	R5							
税制を活用した立地企業数	7	7							
税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3以上※	0.3以上※							
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の将来の効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>									

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣09-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09、H30内閣07-2、R2内閣05-2			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1	2,303	-	321
H24	1	672	-	90
H25	0	-	-	-
H26	0	-	-	-
H27	0	-	-	-
H28	0	-	-	-
H29	1	918	-	110
H30	1	9,271	-	1,101
R1	2	20,380	-	2,413

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 (認定法人の課税の特例)
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（「情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする」、「立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする」及び「ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする」）から新たな達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上/年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 令和5年度までとする。</p> <p>② 所期の達成目標は、沖縄振興特別措置法（H24～R3年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値をそのまま設定していたものであるが、本特例措置の直接的な効果を把握できる指標ではなかった。したがって、今回の拡充等要望に併せて、本特例措置の活用による直接的効果を測定できる指標へ達成目標を変更し、有効性等を十分に明らかにすることができる達成目標を設定することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）」と説明されているが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」には適用数の記述はないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、「事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 地方税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和3年度から5年度まで）について、「平年度で所得控除3件、投資税</p>
--

<p>額控除19件の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人税）について、「沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>																																										
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 所得控除額に対する過去の減収額について、当該報告書記載の適用額に対し、平成28、29年度は法人税率23.4%、平成30年度以降は法人税率23.2%を乗じた額が減収額となる。</p> <p>② 沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づくものであるため、評価書を修正。</p> <p>③ 「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書を修正。</p> <p>④ 次のとおり評価書を修正する。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>542</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>法人所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>住民税投資税額控除</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>38</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>67</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800</td> <td>690</td> <td>697</td> <td>652</td> <td>564</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	0	2	5	1	投資税額控除	709	538	544	542	486	法人所得控除	0	0	0	0	0	住民税投資税額控除	91	69	70	38	34	事業税	0	83	81	67	43	合計	800	690	697	652	564
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																					
所得控除	0	0	2	5	1																																					
投資税額控除	709	538	544	542	486																																					
法人所得控除	0	0	0	0	0																																					
住民税投資税額控除	91	69	70	38	34																																					
事業税	0	83	81	67	43																																					
合計	800	690	697	652	564																																					
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																																										

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙を修正。令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円と見込んだうえで、法人住民税率を現行の7%と仮定し、法人住民税減収額は、所得控除分で1.6百万円、投資税額控除分で48.3百万円となる。</p>

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（令和元年度及び令和2年度）が把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和元年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする）に対する過去の直接的効果について、「測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している」と説明されているが、過去の効果（立地企業数：平成28年度427社、29年度454社、30年度470社、令和元年度490社及び2年度495社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
④ 所期の達成目標（立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的効果について、「雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している」と説明されているが、過去の効果（雇用者数：平成28年度28,045人、29年度29,379人、30年度29,403人、令和元年度29,748人及び2年度29,708人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑤ 所期の達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果について、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高：平成28年度1,379万円、29年度1,319万円及び30年度1,124万円と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
なお、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 所期の全ての達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
① 特定サービス産業実態調査（経済産業省）が廃止になったため令和元年度及び令和2年度の実績が不明であるため、効果の把握ができていない。
②～⑤ 達成目標を図るうえで参考とする統計指標は複合的な要因により積み上げられた数値であるため、統計指標により本特例措置の有効性のみに限定した効果を把握することは困難であるが、本特例措置を活用して企業集積が図られることで、政策目的である情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られることとなる。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すこととしている。
⑥ 所期の達成目標については、まだ目標の最終年度である令和3年度の数値まで明らかになっていないが、現時点の実績値によると目標値には達していない。しかしながら、着実に立地企業数は増加傾向であり、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるところではあるが、今後も順調に推移していくことが窺えるもの

であり、引き続き本特例措置を活用して沖縄における情報通信産業の立地を図ることは必要である。

【点検結果】
①～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標（「県内に立地した企業数の増加（税制を活用した立地企業数7社以上/年）」及び「立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上）」に対する将来の効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和3年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
① 評価書を以下のとおり修正。

	R4	R5
税制を活用した立地企業数	7	7
税制を活用した企業の労働生産性（%）	0.3以上※	0.3以上※

※3年間で1%以上
② 県内に立地した企業数の増加は、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、令和元年度の税制活用企業数21社のうち、7社が立地企業であると試算。立地企業の労働生産性は、中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画において求められる労働生産性の伸び率を流用したもの。
③ 立地企業数は増加傾向であり、沖縄県による企業アンケートで、税制活用企業数のうち約30%が立地企業となっていることから、本特例措置をインセンティブとした企業集積の推進が、達成目標の実現のための有効な手段になっていると考えられる。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和3年度の将来の効果が予測されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（立地企業の労働生産性向上（税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上））に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とならず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	(法人税:義)(国税14) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税10)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>1 要望の内容 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p><情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区共通></p>

		<p>1. 制度の適用期限を2年間延長する。【延長】</p> <p>2. 税制優遇措置を延長する。【延長】 ・事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合に普通交付税で減収補てんする措置の適用期間を2年間延長する。</p> <p>3. 対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】 <情報通信産業特別地区> 1. 対象業種を以下のとおりとする。【拡充】 ・固定電気通信業(現行のデータセンターに限る。) ・次の業種で付加価値の高い事業に限る。 ・ソフトウェア業(現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。) ・情報処理・提供サービス業(現行のバックアップセンター、セキュリティデータセンターを含む。) ・インターネット付随サービス業 ※下線部分が追加。 ※インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクスチェンジは廃止。</p> <p>2 見直し事項 (1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画(仮称)(情報通信産業振興計画)について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う(現行は計画策定後の主務大臣への報告義務)。 (2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する(現行は認定なし)。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする(情報通信産業振興地域・特別地区共通)。 (4) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける</p> <p>《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号、附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度 ・5年間延長

		<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間延長
8	適用又は延長期間	2年(令和5年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特別措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋) これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>○沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋) デジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力で推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月24日内閣府)(税制に係る部分の抜粋) IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度(税制)を見直す(注4)などの措置を講ずる。 <small>(注4)対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等</small></p> <p>〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基</p>

		<p>づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略)</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略)</p> <p>(課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属</p>
--	--	--

		<p>設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を旨とする。</p>												
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>												
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に立地した企業数の増加 ・立地企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・税制を活用した立地企業数 7社以上/年 ・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>												
10: 有効性等	①: 適用数	<p>1 過去5年間の適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	1	1	2	1
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度									
所得控除	0	1	1	2	1									

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th>17</th> <th>16</th> <th>19</th> <th>11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税については、沖縄県調べ。 ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。</p> <p>2 今後の適用件数見込み 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除3件、投資税額控除19件の適用を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		21	17	16	19	11	投資税額控除	21	17	16	19	11	法人住民税	21	18	17	21	12	事業税	0	1	1	2	1																																				
	21	17	16	19	11																																																									
投資税額控除	21	17	16	19	11																																																									
法人住民税	21	18	17	21	12																																																									
事業税	0	1	1	2	1																																																									
	②: 適用額	<p>1 過去5年間の適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>542</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>67</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和元年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>2 今後の適用額 令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除22.5百万円、投資税額控除689.7百万円の適用を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	1	9	20	2	投資税額控除	709	538	544	542	486	法人住民税	91	69	70	71	30	事業税	0	83	81	67	43																														
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																									
所得控除	0	1	9	20	2																																																									
投資税額控除	709	538	544	542	486																																																									
法人住民税	91	69	70	71	30																																																									
事業税	0	83	81	67	43																																																									
	③: 減収額	<p>1 過去5年間の減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>709</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>542</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>38</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>67</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800</td> <td>690</td> <td>697</td> <td>652</td> <td>564</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。令和2年度については、沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。 ※法人住民税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度・2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 ※事業税は、沖縄県調べ。</p> <p>2 今後の減収見込み (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>617</td> <td>726</td> <td>726</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>43</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>662</td> <td>786</td> <td>786</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	所得控除	0	0	2	5	1	投資税額控除	709	538	544	542	486	法人住民税	91	69	70	38	34	事業税	0	83	81	67	43	合計	800	690	697	652	564		令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	2	7	7	投資税額控除	617	726	726	法人住民税	43	51	51	事業税	0	2	2	合計	662	786	786
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																									
所得控除	0	0	2	5	1																																																									
投資税額控除	709	538	544	542	486																																																									
法人住民税	91	69	70	38	34																																																									
事業税	0	83	81	67	43																																																									
合計	800	690	697	652	564																																																									
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																											
所得控除	2	7	7																																																											
投資税額控除	617	726	726																																																											
法人住民税	43	51	51																																																											
事業税	0	2	2																																																											
合計	662	786	786																																																											

	(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) ※法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 ※事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。																																																																																											
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。 <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。 ①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>427</td> <td>454</td> <td>470</td> <td>490</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> <td>29,403</td> <td>29,748</td> <td>29,708</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)</td> <td>1,379</td> <td>1,319</td> <td>1,124</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> <td>3.5</td> <td>4.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>△0.1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>13.7</td> <td>△4.3</td> <td>△14.7</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29～30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。なお、特定サービス産業実態調査は令和元年度分調査から廃止。 ※算定できないものについては、「-」を記載。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>【測定指標】</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 37社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人 <p>測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。</p> <p>また、雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。</p> <p>実績・見込み：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(指標)</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(実績)</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(指標)</td> <td>6,776</td> <td>8,047</td> <td>9,741</td> <td>11,435</td> <td>13,552</td> <td>15,670</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(実績)</td> <td>3,589</td> <td>2,597</td> <td>5,972</td> <td>6,778</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,814</td> <td>5,814</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。 ※令和2年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。</p>	(年度)	H28	H29	H30	R1	R2	立地企業数(社)	427	454	470	490	495	雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)	1,379	1,319	1,124	-	-	立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0	雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	-	-		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37	活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18	雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-	雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814
(年度)	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																							
立地企業数(社)	427	454	470	490	495																																																																																							
雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708																																																																																							
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高(万円)	1,379	1,319	1,124	-	-																																																																																							
立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0																																																																																							
雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1																																																																																							
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	-	-																																																																																							
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																						
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37																																																																																						
活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-																																																																																						
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18																																																																																						
雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																																																																						
雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-																																																																																						
雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814																																																																																						

	<p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。</p> <p>※推計の計算過程 (平成28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成28年度適用企業数とその雇用者数：13社、1,879人(ただし、うち2社については雇用者数不明) ・1社当たりの雇用者数：171人(1,879人/11社) ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10社 ・平成28年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879人+10社×171人=3,589人 <p>(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成29年度適用企業数とその雇用者数：15社、1,877人(ただし、うち2社については雇用者数不明) ・1社当たりの雇用者数：144人(1,877人/13社) ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5社 1,877人+5社×144人=2,597人 <p>(平成30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成30年度適用企業数とその雇用者数：14社、3,866人(ただし、うち3社については雇用者数不明) ・1社当たりの雇用者数：351人(3,866人/11社) ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6社 3,866人+6社×351人=5,972人 <p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15社、3,871人(ただし、うち3社については雇用者数不明) ・1社当たりの雇用者数：323人(3,871人/12社) ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9社 3,871人+9社×323人=6,778人 <p>(令和2、3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社当たりの雇用者数は、令和元年度沖縄県アンケート調査による推計値323人から試算。 <p>なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「(租税特別措置等により達成しようとする目標)」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。 【令和4年度以降の達成見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制を活用した立地企業数</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性(%)</td> <td>0.3以上※</td> <td>0.3以上※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3年間で1%以上</p> <p>2 所得控除の適用実績が僅少な理由 対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件(専ら対象事業を営むこと等の要件)を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。 適用数僅少であるが、立地企業数は増加していることから、全体規模からすれば一定の特例措置の効果はあるものと考えられる。</p> <p>⑤: 租税減を是認する理由等</p> <p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への集積を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、令和元年度に本制度を活用した21企業においては、6,778人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約532.3億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による546百万円(平成30年度の減収額)の租税減を是認する効果があったものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：6,778人 		R4	R5	税制を活用した立地企業数	7	7	税制を活用した企業の労働生産性(%)	0.3以上※	0.3以上※
	R4	R5								
税制を活用した立地企業数	7	7								
税制を活用した企業の労働生産性(%)	0.3以上※	0.3以上※								

		・沖縄県情報通信業の労働生産性:10,998,722 円 →県内総生産の押し上げ効果:532.3 億円 ※上記における労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「平成 30 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2内閣05-01, 02)

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業認定(累計)	所得控除		投資税額控除		減収額合計
		件数	適用額	件数	適用額(減収額)	
H27 年度	2	0	0	15	860	860
H28 年度	2	0	0	21	709	709
H29 年度	3	1	1	17	538	538
H30 年度	4	1	9	16	544	546
R 元年度	3	2	20	19	542	547
合計		4	30	88	3,193	3,200
5年平均		0.8	6	17.6	638.6	640
1件あたりの適用額		7.5		36.3		

※令和元年度までは租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。
 ※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・令和元年度は 23.2%として試算。

2. 令和2年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①: 事業認定については、平成 27 年度以降、5年間で3件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため令和元年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.4件(2件/5年間))程度の増加見込みとする。

仮定②: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除適用件数は、過去5年間の適用件数の平均から、1年当たり1件とする。

仮定③: 適用実績から、現行制度の枠組みでの所得控除1件当たりの適用額は、過去5年間の適用額の平均から、1件当たり 7.5 百万円とする。

(投資税額控除について)

仮定④: R3 年度は 5年平均の 17 社。R4 年度以降は、今後 10 年間で立地企業(490 社)うち 8 割が投資し、そのうち 5 割(約 200 社)が投資税額控除の対象となる投資を行うとして、年間あたり 20 社として算定する。

(単位:件)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
適用件数見込み	11	17	20	20

※R2 は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく。

仮定⑤: 適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 36.3 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	11	486.7	488.4
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	4	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
R5 年度	5	1	7.5	1.7	20	726.0	727.7
合計		4	30	6.8	68	2,555.8	2,562.6
平年度見込 (R3~5)		1	7.5	1.7	19	689.7	691.4

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3百万円(ただし、R2年度は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく)

【拡充分】

仮定① 特区の対象業種への、付加価値が高い「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」の追加により、令和4年度以降3件の適用件数増加を見込む。

仮定② 現行制度の枠組みでの所得控除1件当たりの適用額が、過去5年間の適用額の平均から、1件当たり7.5百万円と想定されることから、拡充による適用額も7.5百万円と見込む。

年度	事業認定		所得控除	
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)
R4 年度	3	3	22.5	5.2
R5 年度	3	3	22.5	5.2
合計		6	45	10.4
平年度見込		3	22.5	5.2

※法人税率については、23.2%として試算。

【合計】

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	①件数	②件数	③適用額 (②×7.5)	④減収額 (③×税率)	⑤件数	⑥適用額 (減収額) ※	
R2 年度	3	1	7.5	1.7	11	486.7	488.4
R3 年度	4	1	7.5	1.7	17	617.1	618.8
R4 年度	7	4	30	7.0	20	726.0	733.0
R5 年度	8	4	30	7.0	20	726.0	733.0
合計		10	75	17.4	68	2,555.8	2,573.2
平年度見込 (R3~5)		3	22.5	5.2	19	689.7	694.9

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除:⑤×36.3百万円(ただし、R2年度は沖縄県「令和2年度情報通信産業振興計画実施状況報告書」に基づく)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣10）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等 (沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34%（建物等は20%）の特別償却又は②15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム（5G情報通信システム）に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。 対象事業から、こん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業を除外 特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることとの要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。 					
政策目的		製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度	H14	過去の政策評価の実績	H23内閣02、H25内閣22、H28内閣07、H30内閣08-1、H30内閣08-2、R2内閣06			区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合（法人 税・%）	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社 割合（法人 税・%）	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	50,877	-	7,082	16	341,057	98.8%	59,003
H24	4	43,661	-	5,602	13	220,490	-	38,144
H25	5	145,616	-	18,717	25	561,083	95.9%	97,067
H26	4	85,912	-	11,345	31	353,897	89.3%	61,224
H27	4	45,698	-	5,570	27	391,853	92.4%	53,684
H28	3	18,159	-	2,163	20	298,944	98.5%	38,564
H29	7	189,477	-	22,489	23	439,624	97.7%	56,712
H30	2	83,844	-	7,062	26	290,315	95.3%	37,450
R1	5	107,388	-	12,715	21	332,118	95.7%	42,843

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）から新たな達成目標（「本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる」及び「本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する」）へ変更する合理的な理由が明らかになっていない。
【内閣府の補足説明】
① 現行の本税制は、製造業等の高付加価値化に主眼を置いたものとなっており、付加価値の向上等に寄与する設備投資について、投資税額控除等の税制措置を講じるものである。他方、令和4年度税制改正要望においては、沖縄における脱炭素社会の実現を目指すべく、対象事業に脱炭素の推進を追加することを要望しており、当該脱炭素の推進のための設備投資に関しては、必ずしも事業者の付加価値向上に直結するものではないことから、脱炭素への寄与度を測定するための指標を新たに設定することとし、政策的変更とともに、当該指標を達成目標にすることとしたものである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの国税）の典拠について、「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）」と説明されているが、算定根拠

（計算式）明らかになっていない。

【内閣府の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、評価書の該当部分の記載を以下のとおり修正した。 ※投資税額控除及び特別償却について、平成28年度から令和元年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）」における活用実績に基づいて算出。令和2年度は、沖縄県が実施した企業アンケート調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。 ※法人住民税及び事業税について、平成28年度から令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算出。 ※令和2年度の事業税は、特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算出。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数5件（令和元年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される投資税額控除の上位10社の適用額合計の割合95.7%（令和元年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかになっていない。
④ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の直接的な効果について、「平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている」と説明されているが、過去の効果（製造品出荷額（石油製品除く）平成27年度4,341億円、28年度4,427億円、29年度4,758億円及び30年度4,933億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
 ⑤ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 平成30年が工業統計調査結果の最新版であるため、令和元年及び令和2年については記載できないものの、把握可能な過去5年（平成26年から平成30年まで）の各年における伸び率の平均（104.4%）を平成30年の実績値に乗じて令和3年の数値を試算したところ、5,614億円（令和元年試算：4,933億円×104.4%=5,150億円、令和2年試算：5,150億円×104.4%=5,377億円、令和3年試算：5,377億円×104.4%=5,614億円）となることが見込まれ、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるものの、所期の達成目標実現に向けて順調に進捗していることが窺える。
- ② 過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして特別償却の選択肢が機能するものと考えられ、投資税額控除による設備投資インセンティブと一体となって達成目標の実現に有効な手段になっているものと考えられる。
- ③ 令和元年度の設備投資額（沖縄県調べ）を見ると、電気業の投資額が大きい。これは、島しょ県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があり、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。このため、当該金額の偏りは特定の企業のみにも有利な制度設計になっているために生じるものではない。
- ④ 本特例措置を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者による産業の高度化等が進み、当該事業者の製造量等が増加することで、達成目標である製造品出荷額の増加に寄与していると考えられる。なお、令和4年度以降は、より一層適切な効果測定を可能とすべく、達成目標を見直すとともに、本特例措置活用事業者より事業完了後の実施報告を徴する等の所要の見直しを行うことを予定している。
- ⑤ 所期の達成目標（令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。さらに、上記①にも記載のとおり、把握可能な過去5年（平成26年から平成30年まで）の各年における伸び率の平均（104.4%）を平成30年の実績値に乗じて令和3年の数値を試算したところ、5,614億円（令和元年試算：4,933億円×104.4%=5,150億円、令和2年試算：5,150億円×104.4%=5,377億円、令和3年試算：5,377億円×104.4%=5,614億円）となることが見込まれ、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されるものの、所期の達成目標実現に向けて順調に進捗していることが窺える。

	H26	H27	H28	H29	H30
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特定の者に偏っている適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成する見込みであるにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する）に対する将来の効果について、「目標は達成可能と考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
 ② 達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる）に対する将来の効果（令和4年度及び令和5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（令和4年度及び5年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成30年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、適用が見込まれる石油系燃料からLNGへの燃料転換を図られた場合、二酸化炭素排出量は理論上25%程度削減されることとなるため、達成目標である「本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。」との目標は達成可能であると考えている。
 ② 算定根拠は以下のとおり。
 沖縄県による企業アンケート等により把握している、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出したもの。
 ③ 今後の適用件数見込みは、過年度の本特例措置の適用件数実績等を元に算出しているものであるため、特別償却の適用件数が10件未満と僅少になっているもの。他方、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして特別償却の選択肢が機能するものと考えられ、投資税額控除による設備投資インセンティブと一体となって達成目標の実現に有効な手段になるものと考えられる。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税 15) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動) (地方税 11)
		② 上記以外の対象税目 (所得税：外、個人住民税、外、事業所税：外)
3	要望区分の別	【新規・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（アまたはイのいずれかを選択）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・取得価額の上限額 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） <p>イ 事業所税（那覇市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が

<p>認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の 1 として 5 年間計算。</p>
<p>《要望の内容》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 4 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>1 拡充要望</p> <p>(1) 対象事業に DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進及び脱炭素の推進を追加し、現行の対象事業である産業高度化及び事業革新と統合の上、「産業イノベーション（仮称）」に改める。</p> <p>(2) 対象業種に、ガス供給事業（サテライト設備により液化天然ガス（LNG）を供給する事業に限る。）を追加する。</p> <p>(3) 対象資産に、構築物（液化天然ガス（LNG）を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。）及びソフトウェアを追加する。</p> <p>2 見直し事項</p> <p>(1) 本特例措置の対象となる区域の名称を「産業高度化・事業革新促進地域」から「産業イノベーション促進地域（仮称）」に改称する。</p> <p>(2) 沖縄県知事が定める産業イノベーション促進計画（仮称）（旧産業高度化・事業革新促進計画）について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う（現行は計画策定後の主務大臣への報告義務）。</p> <p>(3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。</p> <p>(4) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける（現行は沖縄県知事の事業者に対する報告徴収権のみ付与）。</p>
<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 39 条の 43、第 39 の 56</p>

		<p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37</p> <p>地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和3年8月</p> <p>分析対象期間：平成28年度～令和5年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業高度化地域の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 対象地域を13市町村から全市町村に拡大 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000万円超→500万円超） <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械等下限取得価格の引下げ（500万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間延長 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉</p> <p>～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>1. グリーン社会の実現</p>

		<p>我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減という新たな目標とした。さらに、50%減の高みに向け、挑戦を続ける。この実現に向けた、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。</p> <p>（1）グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起（前略）また、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長と国民生活のメリットにつなげていくため、グリーン成長戦略に基づき、あらゆる政策を総動員し、洋上風力、水素、蓄電池など重点分野の研究開発、設備投資を進める。</p> <p>グリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への10年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押しするとともに、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組む。（後略）</p> <p>2. 官民挙げたデジタル化の加速</p> <p>デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。</p> <p>（2）民間部門におけるDXの加速</p> <p>デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進Maasを始めとするConnected Industriesを構築する。（後略）</p> <p>3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～</p> <p>（8）分散型国づくりと個性を活かした地域づくり</p> <p>（前略）これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振</p>
--	--	---

	<p>興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。(後略)</p> <p>○沖縄の振興について(令和3年8月23日沖縄振興審議会会長→内閣総理大臣)</p> <p>(前略) 今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)</p> <p>○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について(令和3年8月・内閣府)</p> <p>5 産業の振興</p> <p>(前略) このため、観光業や農林水産業、製造業等をはじめとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。</p> <p>また、沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。</p> <p>このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くなやかな産業振興策を実施する。</p> <p>(1) 競争力強化・生産性向上のための横断的な取組</p> <p>① デジタル化</p> <p>企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。(後略)</p> <p>② エネルギー</p> <p>我が国は2050年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。</p> <p>このため、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援する。</p> <p>畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や住宅及び営農型太陽光発電などを始め、再生可能エネルギーの最大限の導入を支援していく。</p> <p>また、沖縄の電気事業者における長期的なカーボンニュートラルへの取組の着実な実施を図るため、石炭火力発電のバイオマス転換等を支援していく。</p> <p>③ 産業人材の育成・中小企業支援</p> <p>沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。(後略)</p> <p>(4) 製造業・物流産業等の振興</p>
--	--

	<p>沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。</p> <p>さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。</p> <p>このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。</p> <p>また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度(税制)を見直すなどの措置を講ずる。</p> <p><参考></p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)</p> <p>第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産</p>
--	---

	<p>業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域</p> <p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4) 産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。</p> <p>沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖</p>
--	--

	<p>縄の地域資源を活用した新事業の創出、事業者の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和5年度までに平成30年度比で8.4%削減する。</p> <p>※脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成30年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績47百万円に、令和4年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数29社を乗じて算出 ※脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)」(令和3年3月沖縄県策定)に示されている産業部門の温室効果ガス削減目標(2030年度において2018年度比▲20.1%)に基づき、当該削減幅が2019年度から2030年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の2023年度における2018年度比の削減率8.4%を採用</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。</p> <p>1. 達成目標 令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。 ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円</p> <p>※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、DX・脱炭素の推進など「産業イノベーション(仮称)」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加又は温室効果ガスの削減</p>

10	有効性等	1 適用数	<p>を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化又は脱炭素の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築又はグリーン社会の実現に寄与するものである。</p> <p>1. 過去5年間の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※令和2年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和3年度は、投資税額控除22件、特別償却7件程度の適用を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除31件、特別償却7件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)</p>		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	20	23	26	21	21	特別償却	3	7	2	5	16																																								
			H28	H29	H30	R1	R2																																																						
投資税額控除	20	23	26	21	21																																																								
特別償却	3	7	2	5	16																																																								
2 適用額	<p>1. 過去5年間の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>332</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>18</td> <td>189</td> <td>84</td> <td>107</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>39</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>46</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税(地方法人特別税を含む)</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和2年度国税の適用状況については、沖縄県が実施した企業アンケート調査 ※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載</p> <p><措置実施計画の認定件数(平成28~令和2年度)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>50</td> <td>37</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>電気業</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72</td> <td>54</td> <td>44</td> <td>62</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県「令和2年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」</p> <p><令和2年度認定事業者の設備投資状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 5,657百万円(36件) → 1件あたり約157百万円 ・電気業 4,320百万円(30件) → 1件あたり約144百万円 <p>(出所) 沖縄県「令和2年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」</p> <p>3. 今後の適用額見込み</p>		H28	H29	H30	R1	R2	投資税額控除	299	440	290	332	459	特別償却	18	189	84	107	239	法人住民税	39	62	40	46	-	事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	2	10	-		H28	H29	H30	R1	R2	製造業	50	37	21	34	36	電気業	17	9	22	24	30	上記以外	5	8	1	4	6	合計	72	54	44	62	72
	H28	H29	H30	R1	R2																																																								
投資税額控除	299	440	290	332	459																																																								
特別償却	18	189	84	107	239																																																								
法人住民税	39	62	40	46	-																																																								
事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	2	10	-																																																								
	H28	H29	H30	R1	R2																																																								
製造業	50	37	21	34	36																																																								
電気業	17	9	22	24	30																																																								
上記以外	5	8	1	4	6																																																								
合計	72	54	44	62	72																																																								

③	減収額	<p>令和3年度は、投資税額控除352百万円、特別償却133百万円程度の適用を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除479百万円、特別償却133百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>1. 過去5年間の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>299</td> <td>440</td> <td>290</td> <td>332</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>44</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>投資税額控除</td> <td>38</td> <td>57</td> <td>37</td> <td>43</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業税(地方法人特別税を含む)</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>344</td> <td>563</td> <td>354</td> <td>412</td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資税額控除及び特別償却について、平成28年度から令和元年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和2年度は、沖縄県が実施した企業アンケート調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。 ※法人住民税及び事業税について、平成28年度から令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和2年度の法人住民税は国税の減収額に税率7%を乗じて算出 ※令和2年度の事業税は特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算出</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>令和3年度は、投資税額控除352百万円、特別償却31百万円、法人住民税27百万円(投資税額控除25百万円、特別償却2百万円)、事業税9百万円の減収を見込む。また、令和4年度・令和5年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除479百万円、特別償却31百万円、法人住民税36百万円(投資税額控除34百万円、特別償却2百万円)、事業税9百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額)</p>		H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)	投資税額控除	299	440	290	332	459	特別償却	4	44	19	25	55	法人住民税	投資税額控除	38	57	37	43	32	特別償却	1	5	3	3	4	事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	5	10	15	合計	344	563	354	412	565
			H28	H29	H30	R1	R2 (見込み)																																						
投資税額控除	299	440	290	332	459																																								
特別償却	4	44	19	25	55																																								
法人住民税	投資税額控除	38	57	37	43	32																																							
	特別償却	1	5	3	3	4																																							
事業税(地方法人特別税を含む)	2	17	5	10	15																																								
合計	344	563	354	412	565																																								

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 沖縄県における製造品出荷額 4,933 億円（平成 30 年）
 （出所）沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 平成 30 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,933 億円と目標の 5,600 億円には達していないものの、H24 年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。

（単位：億円）

	H26	H27	H28	H29	H30
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933

（出所）沖縄県「平成 30 年工業統計調査結果」

（測定指標）
 令和 3 年度までに
 ・本制度を活用した事業者数 82 社
 ・本制度を活用した設備投資額 321 億円

実績・見込： （単位：社、百万円）

	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
活用事業者数（指標）	38	44	51	60	70	82
活用事業者数（実績）	23	30	28	26	37	—
活用事業者数（見込）	—	—	—	—	—	29
設備投資額（指標）	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額（実績）	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—
設備投資額（見込）	—	—	—	—	—	5,916

※活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの
 ※活用事業者数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より
 ※活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出
 ※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出
 ※設備投資額（見込）は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数（見込）29 社を乗じて算出

平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。

なお、令和 4 年度・令和 5 年度は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

<令和 4 年度以降の達成見込み>
 （脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合）
 ・令和 4 年度：1,363 百万円
 ・令和 5 年度：1,363 百万円
 →累計 2,726 百万円

※当該達成目標は、過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績を基に算出したものであり、令和 4 年度以降に想定される平年度の活用企業数 29 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

（脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合）
 ・本達成目標については、本特例措置を活用した事業の平成 30 年度における温室効果ガス排出量が基準値となるため、現時点で適切な推計を行うことは困難であるが、例えば脱炭素要件の追加等で適用が見込まれる LNG への燃料転換により、二酸化炭素排出量は、石炭を 100 とした場合 LNG は 60(*)程度（石油を 100 とした場合で 75 程度）に削減され、さらに硫酸化物排出量はゼロ(*)となるなど、このような投資が進むことで、「令和 5 年度までに温室効果ガス排出量を平成 30 年度比で 8.4%削減する」との目標は達成可能と考えられる。

(*) IEA（国際エネルギー機関）「Natural Gas Prospects to 2010, 1986」

○ 制度が延長できない場合の影響
 令和 3 年 6 月に沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査（※）」によると、「今後 3 年間で新たな設備投資を予定していますか」との設問に対して、「はい（予定している）」と回答した事業者が約半数（27 社）となっており、さらに「今後設備投資をする場合、産業イノベーション制度の活用を予定していますか」との設問に対して、8 割超（27 社中 23 社）が活用予定ありと回答している。

※直近 2 年度（令和元年度及び令和 2 年度）の産業高度化・事業革新措置実施計画認定企業を対象とした調査（n=56、回収率 80%）

これら事業者においては、新たな設備投資により生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな

		<p>製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。</p> <p>本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。</p> <p>○特別償却の適用実績が僅少な理由</p> <p>本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。</p> <p>過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状態等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられる。</p>	
	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近5年間（平成28年度～令和2年度）で、本特例措置を活用して年平均59億円の設備投資が実施されている。</p> <p>本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成30年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は4,933億円と、沖縄21世紀ビジョン基本計画における令和3年度の目標額5,600億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。</p> <p>一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すこととしている。</p> <p>以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタル</p>

		<p>トランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものである。</p> <p>これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことのできる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県は、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では事業者の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的に製造業等の競争力強化を促進し、本県経済振興の一翼を担う移住型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や経済金融の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を沖縄において強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月（R2内閣06）

産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における減収額・適用見込み(試算)

○産業イノベーション促進地域(仮称)(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における租税特別措置について、拡充及び延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H28年度	20	299	3	18	4	303
H29年度	23	440	7	189	44	484
H30年度	26	290	2	84	19	309
R1年度	21	332	5	107	25	357
R2年度	21	459	16	239	55	514
合計	111	1,820	33	637	147	1,967
1件あたりの 適用額	16		19			

※H26年度からR1年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの

※法人税率については、H28年度及びH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として試算

2. 計画認定企業数

(単位:件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計	5年平均
企業数	48	41	25	38	45	197	39

※産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3. 令和3年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①: 令和3年度以降の1年度当たりの認定企業数は 39件(過去5年の平均)とする。

※ 令和2年度については、実績の45件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 56.3%とする。

※ 投資税額控除件数111件 ÷ 計画認定企業数197件 = 56.3%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は 16百万円とする。

※ 投資税額控除額1,820百万円 ÷ 投資税額控除件数111件 = 16百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 16.8%とする。

※ 特別償却件数33件 ÷ 計画認定企業数197件 = 16.8%

仮定⑤: 適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は 19百万円とする。

※ 特別償却額637百万円 ÷ 特別償却件数33件 = 19百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	認定企業数	投資税額控除			特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×56.3%)	③ 適用額 (減収額) (②×16)	④ 件数 (①×16.8%)	⑤ 適用額 (④×19)	⑥ 減収額 (⑤×税率)		
R3以降	39	22	352	7	133	31	383	

※法人税率については23.2%として試算

(2) 拡充分

仮定①: 対象事業へのDX推進の追加及び対象資産へのソフトウェアの追加により、令和4年度以降 1件の適用件数増加を見込む。

※ 沖縄県へのソフトウェア投資に係る相談実績を元に、当該ソフトウェア投資がDXの推進に資する事業であるものと想定されることから、両拡充により年1件の適用を見込む

仮定②: 対象事業への脱炭素推進の追加により、令和4年度以降、以下のとおり適用件数増加を見込む。

➤ 脱炭素の推進に資するエネルギー関係設備に係る投資として、令和4年度以降 7件の適用件数増加

※ 沖縄県による需要調査等を元に、年7件の適用を見込む

➤ 脱炭素推進の追加と、対象業種へのガス供給事業(サテライト設備により液化天然ガス(LNG)を供給する事業に限る。)の追加及び対象資産への構築物(液化天然ガス(LNG)を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。)の追加を組み合わせ、令和4年度以降 1件の適用件数増加

※ 沖縄県による需要調査等を元に、年1件の適用を見込む

仮定③: 仮定①及び仮定②の投資における 1件あたりの投資額は以下のとおりとする。

➤ 仮定①: ソフトウェア投資額42百万円+ソフトウェア以外の投資額117百万円 = 159百万円

※ ソフトウェア投資額 → 日本銀行「全国企業短期経済観測調査(短観) (2021年6月調査全容)」における2020年度の製造業(中小企業のみ)のソフトウェア投資額の1社平均(760億円÷1,826社)並の投資額を見込む

※ ソフトウェア以外の投資額 → DX投資につき、ソフトウェアとこれに紐づく機械装置等の導入を同時に行うことが想定されることから、令和2年度の製造業における機械装置等に係る投資額の1社平均(機械装置等への設備投資額1,873百万円÷16社)並の投資額を見込む

➤ 仮定②-1: 脱炭素に資するエネルギー関係設備投資 89百万円×7件

※ 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ

➤ 仮定②-2: LNGサテライトに係る設備投資 66百万円

※ 沖縄県による需要調査等を元に、個別積み上げ

以上の仮定に基づき、R4 年度及び R5 年度の**拡充分の**減収額・適用見込みを試算

- ※ 本件拡充分はすべて投資税額控除を適用するものと仮定
- ※ 適用額(減収額)については、1 事業者ごとの投資税額控除の上限額(法人税額の 20%)内に収まるものと仮定し、投資額に投資税額控除率 15%を乗じて算出

(単位:件、百万円)

年度	認定・適用企業数 (件数)	投資額	適用額(減収額) (投資額×投資税額控除 率 15%)
平年度	9	848	127

(3) 合計

(単位:件、百万円)

年度	認定 企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み
		件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
平年度	43	31	479	7	133	31	510

<令和4年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R3内閣11-1)

(評価実施府省: 内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50% (建物等は25%) の特別償却又は②15% (建物等は8%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し) ができる。					
	令和2年度 税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度 税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システム (5G情報通信システム) に該当するものについては、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限ることとされた。 対象事業から、こん包業を除外 特別償却措置における一の生産等設備を構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が一定金額以上であることと要件における「取得価額」が、法人税法施行令第54条第1項各号の規定により計算した取得価額とされた。 					
政策目的		急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業 (MRO) 等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27					
要望内容		沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること (次期通常国会に法律案提出予定) を前提に、措置内容を変更の上、適用期限 (令和4年3月31日) を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績			H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-1、H30内閣09-2、R2内閣07-1	区分	拡充・延長

【適用状況】

	特別償却				特別控除			
	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	1	6,893	-	958	2	6,230	-	1,078
H24	0	-	-	-	1	11,505	-	1,990
H25	0	-	-	-	2	12,740	-	2,204
H26	0	-	-	-	3	4,779	-	827
H27	2	41,379	-	5,178	3	22,592	-	3,095
H28	2	13,685	-	1,630	11	63,619	99.9%	8,207
H29	6	186,884	-	20,556	28	100,415	80.6%	12,953
H30	7	621,238	-	48,557	42	120,542	75.7%	15,550
R1	9	879,509	-	95,920	47	214,592	76.2%	27,683

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等（特別償却又は法人税額の特別控除）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（「令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」及び「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」）から新たな達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 昨年までの達成目標では、特例措置が目標を達成するための政策誘導手段として機能していないとの指摘を受けているところ、企業集積を図るためのインセンティブとして特例措置が機能するならば、特例措置を活用して立地した企業数を達成目標とすることで特例措置がインセンティブとして企業立地に寄与し、ひいては企業集積に直接的に寄与するものと判断し達成目標としたものである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの国税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
② 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人事業税）について、所得控除及び特別償却の二つの制度の合計値であり、特別償却の制度のみの減収額が明らかにさ

れていない。
③ 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 算定根拠について評価書の本文に補足しました。
② 評価書の過去の減収額について特別償却分と所得控除分に区分して記載しました。
③ 算定根拠について評価書の本文に補足しました。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、投資税額控除及び特別償却の二つの制度ごとの減収額が明らかにされていない。
③ 将来の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書の該当箇所について税目ごとの記載に訂正いたしました。
② 評価書の該当箇所について制度ごとの記載に訂正いたしました。
③ 算定根拠（根拠資料に減収額計算を追加）を明らかにしました。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書の記載事項である達成目標に「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」を追記し、当該達成目標の達成状況及び効果に係る事項についても本文に追記しました。 なお、追加記載しました雇用者数については、今般提出した事前評価書の作成時点において令和2年度分の集計が未了のため、令和元年度分までの5年分を記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、評価書に記載の達成目標「国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする」では、所期の達成目標「国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」と異なり、所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）について、「立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約37社）が本特例措置を活用

していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果（新規雇用者数（累計）：平成26年度1,019人、27年度1,481人、28年度2,429人、29年度2,859人、30年度3,152人及び令和元年度3,371人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来の効果（令和4年度及び5年度の特別控除）について、予測される将来の適用数9件（令和4年度及び5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 算定根拠資料である【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等の該当シート（達成目標の見込み資料の「2 改正要望に係る（現行区域+拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み」）の欄外に計算根拠に係るコメントを追記しました。</p> <p>② 評価書の本文該当箇所「有効な手段である旨（赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり）」を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣11-2）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等 (沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例)					
措置内容	令和元年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	対象事業からこん包業を除外					
政策目的		急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものでづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指すこと。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第60条、第68条の63					
要望内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08、H30内閣09-3、R2内閣07-2			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	0	-	-	-
H24	1	16,111	-	2,144
H25	0	-	-	-
H26	2	18,405	-	2,430
H27	3	71,926	-	9,001
H28	3	98,029	-	11,675
H29	4	215,827	-	25,615
H30	3	65,809	-	7,812
R1	3	182,033	-	21,554

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等（認定法人の課税の特例）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（「令和3年度までに国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」及び「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」）から新たな達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 昨年までの達成目標では、特例措置が目標を達成するための政策誘導手段として機能していないとの指摘を受けているところ、企業集積を図るためのインセンティブとして特例措置が機能するならば、特例措置を活用して立地した企業数を達成目標とすることで特例措置がインセンティブとして企業立地に寄与し、ひいては企業集積に直接的に寄与するものと判断し達成目標としたものである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人住民税）が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの国税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

③ 過去の減収額（平成28年度から令和2年度までの法人事業税）について、所得控除及び特別償却の二つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。
④ 過去の減収額（平成28年度から令和元年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 過去の減収額について税目ごとの記載に評価書を訂正しました。
② 算定根拠について評価書の本文に補足しました。
③ 評価書の過去の減収額について特別償却分と所得控除分に区分して記載しました。
④ 算定根拠について評価書の本文に補足しました。
【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの制度の合計値であり、所得控除の制度のみの減収額が明らかにされていない。
③ 将来の減収額（令和4年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書の該当箇所について税目ごとの記載に訂正いたしました。
② 評価書の該当箇所について制度ごとの記載に訂正いたしました。
③ 算定根拠（根拠資料に減収額計算を追加）を明らかにしました。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書の記載事項である達成目標に「令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする」を追記し、当該達成目標の達成状況及び効果に係る事項についても本文に追記しました。 なお、追加記載しました雇用者数については、今般提出した事前評価書の作成時点において令和2年度分の集計が未了のため、令和元年分までの5年分を記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、評価書に記載の達成目標「国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする」では、所期の達成目標「国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする」と異なり、所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とす
る）について、「立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238
社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約37社）が本特例措置を活用
していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与
しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果（新規雇用者数（累計）：
平成26年度1,019人、27年度1,481人、28年度2,429人、29年度2,859人、30年度3,152人
及び令和元年度3,371人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、
本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
いない。
また、所期の達成目標（令和3年度までに国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とす
る）に対する達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、
本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題と
する。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数 のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する将来の効果（令和 4年度及び5年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明 らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 算定根拠資料である【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措 置の延長等の該当シート（達成目標の見込み資料の「2 改正要望に係る（現行区域＋拡 充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み」）の欄外に計算根拠に係るコ メントを追記しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な
評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税16) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税12)
	② 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3)は選択制)</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8% <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える機械及び装置 50% ・1,000万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限度額20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>

2. 地方税
(1) 法人住民税、個人住民税、事業税
ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)
(2) 事業所税
ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
《要望の内容》
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく国際物流拠点集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。
1 拡充・延長要望
(1) 対象資産にソフトウェアを追加する。
(2) 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲をうるま市の全域及び沖縄市の全域(現行はうるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)のみ対象)とする。
(3) 適用期間を2年間延長する。
2 見直し事項
(1) 沖縄県知事が定める国際物流拠点産業集積計画に、主務大臣の認定を必要とする。
(2) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。
(3) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける。
《関係条項》
・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条
・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条
・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63
・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90
・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2
・ 地方税法 第6条、附則第33条
・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8

5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・5年間延長 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度）
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月・内閣府） 1 新たな沖縄振興策の必要性 現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元を取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。 これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。 しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほ

		<p>か、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略）</p> <p>2 新たな沖縄振興の法的枠組み 法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。</p> <p>5 産業の振興 産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。 このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。 また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。 このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。 （4）製造業・物流産業等の振興 沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。 さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。 このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。（後略）</p> <p>（参考） ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>
--	--	---

	<p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定)</p> <p>第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8項（略）</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)</p> <p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5項（略）</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p>
--	--

	<p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 9. 沖縄政策</p> <p>【施策】 9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <p>令和5年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする。 ※年平均で21社立地し、そのうち、30%超の企業が本特例を活用するものと試算 <p>2. 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 国際物流拠点集積地域における域外搬出額 <p>なお、上記の達成目標及び参考指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な</p>

		分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。																																																			
10	有効性等	①: 適用数																																																			
		②: 適用額																																																			
		<p>1. 過去5年間の適用実績件数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>48</td> <td>62</td> <td>71</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和3年度は、所得控除3件、投資税額控除38件、特別償却8件を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除5件、投資税額控除43件、特別償却9件の適用を見込む。 (算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)</p>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	3	4	3	3	1	投資税額控除	11	28	42	47	13	特別償却	2	6	7	9	5	計	16	38	52	59	19	地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19	事業税	5	10	10	12	6	計	21	48	62	71	25
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																															
国 税	所得控除	3	4	3	3	1																																															
	投資税額控除	11	28	42	47	13																																															
	特別償却	2	6	7	9	5																																															
	計	16	38	52	59	19																																															
地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19																																															
	事業税	5	10	10	12	6																																															
	計	21	48	62	71	25																																															
		<p>1. 過去5年間の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>98</td> <td>216</td> <td>66</td> <td>182</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>64</td> <td>100</td> <td>121</td> <td>215</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>14</td> <td>186</td> <td>621</td> <td>880</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>10</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>86</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和2年度の国税については、算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、平成28年度から令和2年度は沖縄県調査。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	98	216	66	182	134	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	14	186	621	880	21	地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16	事業税	10	34	36	86	-												
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																															
国 税	所得控除	98	216	66	182	134																																															
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																															
	特別償却	14	186	621	880	21																																															
地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16																																															
	事業税	10	34	36	86	-																																															

		令和3年度は、所得控除149百万円、投資税額控除157百万円、特別償却475百万円の適用を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除224百万円、投資税額控除176百万円、特別償却505百万円の適用を見込む。(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)																																																																																
	③: 減収額	<p>1. 過去5年間の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>23</td> <td>51</td> <td>15</td> <td>42</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>64</td> <td>100</td> <td>121</td> <td>215</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>44</td> <td>144</td> <td>204</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地 方 税</td> <td>法人住民税(所得控除分)</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(投資税額控除分)</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却分)</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業税(所得控除分)</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税(特別償却分)</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>70</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税の平成28年度～令和2年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※地方税について、平成28年度から令和1年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※令和2年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。 (特別償却分は、1百万円に満たないため1百万円とする) ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の減収見込み</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>35</td> <td>46</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>157</td> <td>170</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>法人住民税(所得控除分)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	23	51	15	42	31	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	3	44	144	204	5	地 方 税	法人住民税(所得控除分)	3	7	2	5	2	法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6	法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1	事業税(所得控除分)	9	19	6	16	-	事業税(特別償却分)	1	15	30	70	-		項目	R3	R4	R5	国 税	所得控除	35	46	58	投資税額控除	157	170	182	特別償却	110	110	124	税	法人住民税(所得控除分)	2	3	4
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																																												
国 税	所得控除	23	51	15	42	31																																																																												
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																																																												
	特別償却	3	44	144	204	5																																																																												
地 方 税	法人住民税(所得控除分)	3	7	2	5	2																																																																												
	法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6																																																																												
	法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1																																																																												
	事業税(所得控除分)	9	19	6	16	-																																																																												
	事業税(特別償却分)	1	15	30	70	-																																																																												
	項目	R3	R4	R5																																																																														
国 税	所得控除	35	46	58																																																																														
	投資税額控除	157	170	182																																																																														
	特別償却	110	110	124																																																																														
税	法人住民税(所得控除分)	2	3	4																																																																														

		<table border="1"> <tr> <td>法人住民税(投資税額控除分)</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却分)</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業税(所得控除分)</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>事業税(特別償却分)</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>35</td> </tr> </table> <p>※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。</p>	法人住民税(投資税額控除分)	11	12	13	法人住民税(特別償却分)	8	8	9	事業税(所得控除分)	9	13	16	事業税(特別償却分)	31	31	35															
法人住民税(投資税額控除分)	11	12	13																														
法人住民税(特別償却分)	8	8	9																														
事業税(所得控除分)	9	13	16																														
事業税(特別償却分)	31	31	35																														
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>令和2年度における立地企業数 238 社 令和1年度における雇用者数 3,371 人</p> <p>2. 達成目標の実現状況</p> <p>国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、令和2年度まで毎年のように増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んでいるといえる。また、立地企業数の増加に伴って、新規雇用者数も令和元年度まで順調に増加していることから、企業集積による効果が一定程度あったものと推察される。</p> <p>(達成目標)</p> <p>令和3年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際物流拠点産業の立地企業数を 260 社とする。 国際物流拠点産業の雇用者数を 5,400 人とする。 <p>① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>126</td> <td>178</td> <td>208</td> <td>225</td> <td>238</td> </tr> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>② ①のうち新規立地企業数 (単位：社)</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>55</td> <td>34</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> </table> <p>※沖縄県調査</p> <p>③ 新規雇用者数(累計) (単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>1,019</td> <td>1,481</td> <td>2,429</td> <td>2,859</td> <td>3,152</td> <td>3,371</td> </tr> </table>	H28	H29	H30	R1	R2	126	178	208	225	238	H28	H29	H30	R1	R2	11	55	34	19	21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152	3,371
H28	H29	H30	R1	R2																													
126	178	208	225	238																													
H28	H29	H30	R1	R2																													
11	55	34	19	21																													
H26	H27	H28	H29	H30	R1																												
1,019	1,481	2,429	2,859	3,152	3,371																												

		<p>※算定根拠は、別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》</p> <p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約37社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は19社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成29年度から令和1年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。</p> <p>(測定指標)</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度を活用した企業数 30 社 <p>実績及び将来の見込み (単位：社)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(指標)</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(実績)</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>19</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>49</td> </tr> </table> <p>※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。</p> <p>※平成28年度から令和1年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」から試算。令和2年度については沖縄県調査による件数。</p> <p>※令和2年度の活用企業数(見込み)は前年度の試算値。令和3年度の活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。</p> <p>なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対</p>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数(指標)	8	16	20	24	30	24	活用企業数(実績)	16	38	52	59	19	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	90	49
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																								
活用企業数(指標)	8	16	20	24	30	24																								
活用企業数(実績)	16	38	52	59	19	-																								
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	90	49																								

する効果測定は本年度をもって終了することとする。

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位：社)

項目	R4	R5
①新規立地企業数	19	19
②①のうち特例措置を活用する企業数	7	7

別紙【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

※R3年分の特例措置を活用する企業数の見込みを含めた合計企業数は22社。

参考指標1 (単位：社)

項目	R4	R5
①立地企業数	281	300
②①のうち特例措置を活用する企業数	53	58

別紙【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

参考指標2 (単位：百万円)

項目	R4	R5
域外出荷額	32,936	36,301

別紙【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。

県外企業へのアンケート（令和2年度企業誘致セミナー）によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の45.4%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。

しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来し、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくるのが懸念される。

4. 適用実績が僅少な理由

(1) 所得控除

所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者が事業認定、保税許可、特別事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。

しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。

(2) 特別償却

特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。

		<p>本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能とする特例措置である。このように赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由	<p>国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。</p> <p>本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収減を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の</p>

		取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月（R2 内閣 07）

適用額・減収額の見込み（国際物流拠点産業集積地域）

1. 適用実績

	所得控除		投資税額控除		特別償還		減収額計	適用額計		
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額				
H23年度	3	88,029	22,939	11	63,610	2	13,885	3,202	89,760	175,333
H24年度	4	171,377	69,558	28	109,413	4	188,843	4,371	194,660	603,286
H25年度	1	65,809	15,268	12	120,542	7	421,238	144,177	279,911	807,589
H26年度	3	182,033	42,232	47	214,592	9	879,509	204,046	460,870	1,216,134
H27年度	4	134,114	31,124	13	84,924	5	291,441	49,113	129,761	479,344
合計	14	695,872	162,070	141	583,492	29	1,722,022	399,910	1,148,474	3,001,388
1件あたり適用額		49,705		4,138		59,380				

※企業・適用額について、H26～H27年度は特別特別償還の適用実績調査（試算）で、令和2年度は沖縄県調査
※法人税率は、平成27年度は23.9%、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度～令和2年度は23.2%として試算

2. 立地企業数

地域	業種	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		合計	増減率
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
田地域（那覇・うるま）	企業数	74	82	86	88	80	80	80	413				
	増加数	0	0	0	0	0	0	-1	10				
		1.4%	10.8%	1.4%	4.9%	3.5%	-1.1%	2.0%	3.9%				
H26拡大地域（南部5市・田うるま地区除くうるま）	企業数	52	96	122	136	150	556						
	増加数	11	44	26	14	14	109						
合計	企業数	126	418	208	222	230	973						
	増加数	12	51	30	11	11	124						

※沖縄県調査による。
※H26拡大地域（南部5市）における増加数はH25と同様と見込む

3. 立地企業数・税制活用件数

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別償還		合計
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合	
H23年度	120	3	2.4%	11	8.7%	2	1.6%	
H24年度	170	4	2.3%	28	15.7%	4	2.4%	
H25年度	208	3	1.4%	42	20.2%	7	3.4%	
H26年度	223	3	1.3%	47	20.9%	9	4.0%	
H27年度	230	1	0.4%	13	5.5%	5	2.1%	
合計	975	14	1.4%	141	14.5%	29	3.0%	

※沖縄県調査による。

4. 今後（令和3年度以降）の見込み（試算）

(1) 田地域（那覇・うるま）

年度	累計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償還		合計			
		②件数 (①×1.4%)	③適用額 (②×49,705)	④件数 (①×14.5%)	⑤適用額 (④×4,138)	⑥件数 (①×2.0%)	⑦適用額 (⑥×59,380)				
H23年度	98	1	49,705	11,532	14	57,935	3	178,140	41,378	110,795	289,180
H24年度	103	1	49,705	11,532	15	62,074	3	178,140	41,378	114,934	299,919
H25年度	199	2	99,410	23,063	19	78,619	5	178,140	41,378	130,913	353,762
合計	4	198,820	46,127	48	198,221	9	584,420	121,988	356,332	919,461	
H24～H25年度	-	3	74,558	17,298	18	84,143	3	178,140	41,378	122,759	316,941

企業件数について、H23は前年度比+10、H4～H5は前年度比+5を見込む

(2) H26拡大地域（南部5市・田うるま地区除くうるま）

年度	累計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償還		合計			
		②件数 (①×1.4%)	③適用額 (②×49,705)	④件数 (①×14.5%)	⑤適用額 (④×4,138)	⑥件数 (①×2.0%)	⑦適用額 (⑥×59,380)				
H23年度	164	2	99,410	23,063	25	99,118	5	298,900	69,881	191,282	459,623
H24年度	178	3	149,115	34,595	26	107,594	5	298,900	69,881	211,070	559,669
H25年度	492	7	348,112	34,595	29	119,611	7	298,900	69,881	334,173	617,784
合計	8	397,640	92,253	78	327,183	18	900,800	220,419	638,559	1,670,501	
H24～H25年度	-	3	182,547	30,751	26	107,594	5	316,693	73,473	211,818	556,831

※H23の増加数と同様にH24の増加を見込む

(3) 合計

年度	累計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償還		合計			
		②件数 (①×1.4%)	③適用額 (②×49,705)	④件数 (①×14.5%)	⑤適用額 (④×4,138)	⑥件数 (①×2.0%)	⑦適用額 (⑥×59,380)				
H23年度	262	3	149,115	34,595	38	157,253	8	476,040	110,209	302,057	781,408
H24年度	281	4	198,820	46,127	41	169,668	8	476,040	110,209	326,034	843,320
H25年度	920	5	248,525	37,638	44	182,033	9	476,040	110,209	383,736	950,629
合計	12	596,460	138,380	123	509,004	25	1,484,300	344,401	991,787	2,589,994	
H24～H25年度（拡充含む）	-	5	221,672	51,293	43	176,876	9	504,730	117,097	344,605	862,321
H26～H27年度（拡充含む）	0	0	0	0	18,622	0	0	0	0	18,622	37,756
(H24～H25年度) (H4～H5)	0	0	0	0	8,776	0	0	0	0	8,776	17,552

【所得控除】 企業② 適用率から、立地企業が「所得控除を適用する割合」は、1.4%とする。（所得控除件数14件＝立地企業件数975件×1.4%）
企業③ 適用率から、「所得控除件数あたりの適用額」は、49,705千円とする。（所得控除額85,872千円÷所得控除件数17件＝49,705千円）
企業④ 法人税率は、23.2%として試算。

【投資税額控除】 企業④ 適用率から、立地企業が「投資税額控除を適用する割合」は、14.5%とする。（投資税額控除件数141件＝立地企業件数975件×14.5%）
企業⑤ 適用率から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、4,138千円とする。（投資税額控除額583,492千円÷投資税額控除件数141件＝4,138千円）

【特別償還】 企業⑥ 適用率から、立地企業が「特別償還を適用する割合」は、3.0%とする。（特別償還件数29件＝立地企業件数975件×3.0%）
企業⑦ 適用率から、「特別償還件数あたりの適用額」は、59,380千円とする。（特別償還額1,722,022千円÷特別償還件数29件＝59,380千円）
法人税率は、23.2%として試算。

(単位：千円)

税目	税目ごとの減収額			
	法人住民税	事業税	固定資産税	市町村民営
所得控除	2,422	11,008	7,715	9,648
投資税額控除	3,249	14,877	7,715	12,884
特別償還	4,036	12,746	8,678	10,088
合計	9,687	38,636	24,108	32,599
増減率	3.0%	12.1%	8.1%	14.7%
0	0	0	0	
0	0	0	0	

※上記法人住民税は左記「(3)合計」の各特別償還の減収額に7%を乗じて試算
※上記事業税は左記「(3)合計」の所得控除及び特別償還の適用額に6.47%を乗じて試算

達成目標の見込み資料

○目標設定

1 現行区域における立地企業数等の状況及び特別措置の活用実績

項目	H28	H29	H30	R1	R2
① 新規立地企業数	11	55	34	19	21
② ①のうち特別措置を活用した企業数	-	-	-	-	-
③ 活用割合	-	-	-	-	-
④ 立地企業数	126	178	208	225	238
⑤ ④のうち特別措置を活用した企業数	16	38	52	59	19
⑥ 活用割合	12.7%	21.3%	25.0%	26.2%	8.0%
企業増加数	-	52	30	17	13

2 改正要望に係る（現行区域＋拡充区域）立地企業数等の状況及び特別措置の活用見込み

項目	R3	R4	R5	合計
① 新規立地企業数	24	19	19	62
② ①のうち特別措置を使用する企業数	8	7	7	22
割合	33.3%	36.8%	36.8%	-
③ 立地企業数	262	281	300	-
④ ③のうち特別措置を使用する企業数	49	53	58	-
割合	18.7%	18.9%	19.3%	-
単純延長分企業増加数	24	17	17	-
拡充部分による企業増加数	-	2	2	-

左記表を測定指標として、令和5年度までに特別措置を活用して立地する企業数を22社とする（毎年、新規立地企業のうち30%超が特別措置を活用するものと試算）
※特別措置の企業集積貢献度を測定

※①については別シート「⑥試算表(R3-R5分)」のR2の立地企業数232社及びR3の推計立地企業数262社、R4の推計立地企業数281社、R5の推計立地企業数300社に基づき試算したもの
※②R4-R5については、別シート「⑤試算表(R3-R5分)」の(3)合計より算出

○参考指標

1 搬出額の推移（県内、県外、海外） (単位：百万円)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
国際物流拠点集積地域	12,744	19,563	22,512	22,611	26,205
増加額		6,819	2,949	99	3,594
増加額合計					13,461
平均増加額					3,365

2 搬出額の見込み（県内、県外、海外） (単位：百万円)

項目	R3	R4	R5	R6
国際物流拠点集積地域	29,570	32,936	36,301	39,666

※見込みについてはH28-R2の平均増加額3,365百万円と同額が毎年増加するものとして試算

雇用者数について

(1) 地区ごと

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
雇用者数	①旧那覇地区	正規	124	152	182	166	176	214
		非正規	139	182	215	211	257	263
		計	263	334	397	377	433	477
	②南部5市(①除く)	正規	157	338	174	400	197	53
		非正規						
		計	157	495	669	1,069	1,266	1,319
	小計	正規	281	490	356	566	373	267
		非正規	139	182	215	211	257	263
		計	420	829	1,066	1,446	1,699	1,796
	③旧うるま地区	正規	491	517	604	687	701	784
		非正規	108	135	256	223	229	245
		計	599	652	860	910	930	1,029
	④うるま・沖縄地区(③除く)	正規						
		非正規						
計				503	503	523	546	
小計	正規	491	517	604	687	701	784	
	非正規	108	135	256	223	229	245	
	計	599	652	1,363	1,413	1,453	1,575	
合計	正規	772	1,007	960	1,253	1,074	1,051	
	非正規	247	317	471	434	486	508	
	計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152	3,371	

< 出典等 >

- ①旧那覇地区・・・「那覇地区の概要」
- ②南部5市(①除く)・・・NRI調査
- ③旧うるま地区・・・「うるま・沖縄地区の概要」
- ④うるま・沖縄地区(③除く)・・・「雇用状況等調査レポート(中城湾港開発推進協議会)」

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○国際物流特区

(単位：千円)

年度	H28						H29						H30						R1						
	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑥	
単体法人	特別償却	419	104	315	1,211	846	365	5,641	1,399	4,242	14,915	9,924	4,991	18,673	4,632	14,041	29,884	13,244	16,640	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484
	投資税額控除	8,207	2,036	6,171	0	0	0	12,953	3,213	9,740	0	0	0	0	3,858	11,692	0	0	0	27,481	6,817	20,664	0	0	0
	所得控除	2,999	744	2,255	8,676	6,059	2,617	6,515	1,616	4,899	19,100	13,338	5,762	1,978	491	1,487	5,834	4,074	1,760	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859
	小計	11,625	2,884	8,741	9,887	6,905	2,982	25,109	6,228	18,881	34,015	23,262	10,753	20,651	8,981	27,220	35,718	17,318	18,400	59,250	14,697	44,553	85,705	57,362	28,343
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	50	152	0	0	0
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	50	152	0	0	0
計	特別償却	419	104	315	1,211	846	365	5,641	1,399	4,242	14,915	9,924	4,991	18,673	4,632	14,041	29,884	13,244	16,640	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484
	投資税額控除	8,207	2,036	6,171	0	0	0	12,953	3,213	9,740	0	0	0	0	15,550	3,858	11,692	0	0	27,683	6,867	20,816	0	0	0
	所得控除	2,999	744	2,255	8,676	6,059	2,617	6,515	1,616	4,899	19,100	13,338	5,762	1,978	491	1,487	5,834	4,074	1,760	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859
	小計	11,625	2,884	8,741	9,887	6,905	2,982	25,109	6,228	18,881	34,015	23,262	10,753	36,201	8,981	27,220	35,718	17,318	18,400	59,452	14,747	44,705	85,705	57,362	28,343

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3内閣12）

（評価実施府省：内閣府）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長 (民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	令和元年度時点	株式会社民間資金等活用事業推進機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。						H23	/
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	
政策目的		国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献すること。						H26	
								H27	
								H28	
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			H29	0	
	法人事業税								
関係条項		地方税法附則第9条						H30	18,000,000
要望内容		措置の適用期限を令和9年3月31日までの5年間延長する。						R1	18,000,000
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28内閣10	区分	延長		※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載		

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PMI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PMI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PMI事業の更なる推進に貢献する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PMI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PMI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PMI事業の更なる推進に貢献する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② PPP/PMI事業における令和4年度以降の新たな目標については、現在まさに検討中である。この目標は内閣府だけで決定するのではなく、多数の関係各省と議論しなければならないため、現時点で達成すべき水準及び達成すべき時期について示すことは困難である。</p> <p>当面の事業規模目標は3年前倒して達成したものの、PPP/PMI推進の取組は道半ばであることから、PPP/PMI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討していく。</p> <p>PMI推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第31条（機構の目的）を達成するべく、「1-1 機構による関与の結果、PMI事業に参加した企業の数」、「1-2 投資人材の育成」、「1-3 呼び水」及び「2 累積損益」という4項目についてKPIを設定している。このKPIについては、各官民ファンドの運営状況を適切に評価・検証を行うことが可能となるように設定されたもので、第13回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で了承されている。</p> <p>機構においては、それぞれ順調に成果を積み上げており、今後とも、KPIの達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。</p> <p>KPIは、各ファンドは、設置期限や特性等を踏まえ、3年～5年間でマイルストーン（MS）を設定することとなっており、PMI推進機構は、設置期限（令和9年度末）までおよそ3年間隔となるよう令和4年度、令和7年度、令和9年度をMSとして設定している。</p> <p>(参考) KPIの達成状況について</p>
--

i. KPI1-1 機構による関与の結果、PMI事業に参加した企業の数				
年度	令和2年度末	令和4年度末		
件数	167 (実績)	200 (計画)		
ii. KPI1-2 投資人材の育成				
以下A、Bの値の合計を指標とする。				
A ファンドに1年以上在籍した投資従事者の数				
B 投資業務の経験が浅い者を受け入れた数				
年度	令和2年度末	令和4年度末	令和7年度末	令和9年度末
人	69 (実績)	79 (計画)	91 (計画)	99 (計画)
iii. KPI1-3 呼び水（「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率）				
年度	令和2年度末	令和4年度末		
倍率（倍）	9.9 (実績)	8.5 (計画)		
誘発額（億円）	9,234 (実績)	7,281 (計画)		
iv. KPI2 累積損益				
年度	令和2年度末	令和4年度末	令和7年度末	令和9年度末
(億円)	18 (実績)	20 (計画)	32 (計画)	40 (計画)
【点検結果】				
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。				

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）に対する過去の直接的な効果（平成30年度及び令和元年度）について、「令和3年3月末までに、機構で50件の支援決定等を行っている。本措置が講じられた平成29年度以降、機構の業績は改善され、その結果、着実に支援決定数及び支援決定額を積み上げている。また、機構の支援が空港等の大型事業及び地方での事業実施の促進にも繋がっており、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環の実現、公的負担の抑制に一定の役割を果たすなど、PFI事業の更なる推進に寄与している」と説明されているが、過去の効果（事業規模：平成30年度191,000億円及び令和元年度239,000億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事業実績の集計は、確認事項が多く時間を要する。よって、令和2年度については現在集計作業中である。</p> <p>② 本特例措置の効果により、機構が十分な財務基盤を有していたことから、平成30年度及び令和元年度の支援決定数12件、支援決定額570億円に繋がった。機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能とされていることから、少なくとも1,140億円以上もの案件形成に貢献したと考えられる。</p> <p>③ 平成25年度から令和4年度までについて、当面の事業規模目標は達成したものの、分野別に見ると目標を達成していない分野もある。また、PPP／PFI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討していく中で、機構の設立目的が変更されるわけではなく、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「本特例措置の効果により、機構が十分な財務基盤を有していたことから、平成30年度及び令和元年度の支援決定数12件、支援決定額570億円に繋がった。機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能とされていることから、少なくとも1,140億円以上もの案件形成に貢献したと考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「平成25年度から令和4年度までについて、当面の事業規模目標は達成したものの、分野別に見ると目標を達成していない分野もある。また、PPP／PFI普及の意義を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策につい</p>

て検討していく中で、機構の設立目的が変更されるわけではなく、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP／PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 前述のとおり、令和4年度以降の目標は検討中であるため、定量的な効果を示すことは困難であるが、ご指摘を踏まえて、定性的な記載を評価書に追記。</p> <p>平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円もの実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられる。PPP／PFI事業における令和4年度以降の目標については現在検討中であるが、新たなビジネス機会の創出等による地域活性化等を実現していくため、多様なPPP／PFI事業を全国的に普及させていくために、引き続き機構の役割を果たし、PFI事業の更なる推進への貢献が求められる。実際、機構の支援実績は北海道から沖縄県まで全国各地に及んでいる。</p> <p>機構のKPIにおいては、「呼び水」が設定されており、機構の実出融資額に対して誘発された民間企業等からの出融資額の倍率を8.5倍以上とすることを目標としている。機構は、年間9,450万円の税収減により同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となる。この結果、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、5年間（令和4年度から令和8年度）で9億円以上のPFI事業における出融資が可能となり、一層のPFI事業が促進される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円の実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられることから、同様の規模の効果が期待できる」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税5)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 【単独】主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 株民間資金等活用事業推進機構(以下「当機構」という。)は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。)等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行う等により、我が国において特定事業(公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。)を推進することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)により設立された組織である。 当機構について、令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなすとする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。
		《要望の内容》 上記措置の適用期限を令和9年3月31日までの5年間延長する。
		《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第2号、地方税法附則第9条第18項
5	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた。
8	適用又は延長期間	5年間(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。

		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】4. 経済財政政策 【施策】4. 経済財政に関する施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、公共施設等運営事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から令和4年度まで)の事業規模目標21兆円を達成し、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現する。 また、当面の事業規模目標は達成したが、PPP/PFI普及の意義等を踏まえた令和4年度以降の新たな目標の設定及び目標の達成等に向けた推進方策について検討が行われる中で、機構としての役割を果たし、PFI事業の更なる推進に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、財務基盤を強化していく必要がある中で多額の資本割が課されれば、機構の支援決定数及び支援決定額が減少するなど、機構の業務に支障が出るおそれがあるため、当該特例措置を延長することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることで機構の積極的な支援に結び付き、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 適用件数:1件(機構のみ)(平成29年度以降毎年)
		②: 適用額 平成30年度以降:18,000,000千円 (算出根拠) 資本金額(20,000,000千円)－特例措置適用後の課税標準額(2,000,000千円)
		③: 減収額 各年度約94,500千円の見込み。 (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000千円 × 税率 0.525% = 105,000千円 ② 特例措置適用後 資本金額(課税標準額) 2,000,000千円 × 税率 0.525% = 10,500千円 ③ ①－② = 94,500千円

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況(H30～R4の数値の推移＝事業規模)</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 4年度まで</th> <th>令和 8年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業規模</td> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>210,000</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>191,000</td> <td>239,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>歳出削減・歳入増加</td> <td>14,900</td> <td>17,500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成30年度及び令和元年度(累積)の事業規模、歳出削減・歳入増加については、内閣府調べ 2 令和4年度までの事業規模(10年間)については、「PPP/PFI推進アクションプラン」における目標値 3 令和4年度までの事業規模目標については、令和元年度内に達成している。 4 令和8年度までの事業規模の目標値については、現在検討中。</p> <p>PPP/PFI事業における令和4年度以降の目標については現在検討中であるが、平成25年度から令和元年度までの機構の支援対象となり得る事業は規模で16.5兆円の実績があり、機構の役割も一定の効果を果たしたと考えられることから、同様の規模の効果も期待できる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○機構は、年間9,450万円の租税減により同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となる。この結果、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、5年間(令和4年度から令和8年度)で9.45億円以上のPFI事業における出融資が可能となり、一層のPFI事業が促進される。</p> <p>(算出根拠) 9,450万円×5年×2=9.45億円</p> <p>(注)1 機構は原則として出資・融資のそれぞれ50%まで支援可能であるため、全体としては支援可能額の2倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>○令和3年3月末までに、機構で50件の支援決定等を行っている。本措置が講じられた平成29年度以降、機構の業績は改善され、その結果、着実に支援決定数及び支援決定額を積み上げている。また、機構の支援が空港等の大型事業及び地方での事業実施の促進にも繋がっており、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環の実現、公的負担の抑制に一定の役割を果たすなど、PFI事業の更なる推進に寄与している。</p>	年度 区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 4年度まで	令和 8年度まで	事業規模	目標値	—	210,000	検討中	実績値	191,000	239,000	—	歳出削減・歳入増加	14,900	17,500	—	—
	年度 区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 4年度まで	令和 8年度まで															
事業規模	目標値	—	210,000	検討中																
	実績値	191,000	239,000	—																
歳出削減・歳入増加	14,900	17,500	—	—																

11 相当性	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>各年度の支援決定数及び支援決定額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度 以前</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援決定数</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>支援決定額</td> <td>316</td> <td>176</td> <td>151</td> <td>419</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 各年度(平成28年度以前については平成25年度からの累計)の支援決定数、支援決定額については、内閣府調べ</p> <p>本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率のかつ効果的な社会資本整備が推進され、5年間(令和4年度から8年度)で9.45億円の地域における民間の投融资機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれるため、5年間で4億7,250万円(9,450万円×5年)の租税減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。</p>	年度 区分	平成 28年度 以前	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	支援決定数	21	6	6	6	11	支援決定額	316	176	151	419	238																	
		年度 区分	平成 28年度 以前	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度																														
支援決定数	21	6	6	6	11																																
支援決定額	316	176	151	419	238																																
①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当機構は金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を目的としていることから、本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>(参考)各年度の業績推移 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 項目</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>544,785</td> <td>905,349</td> <td>1,404,642</td> <td>1,464,793</td> <td>1,642,269</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>468,590</td> <td>430,876</td> <td>442,647</td> <td>498,651</td> <td>447,955</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>67,762</td> <td>458,069</td> <td>951,584</td> <td>955,033</td> <td>1,172,532</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>66,552</td> <td>456,859</td> <td>875,698</td> <td>716,707</td> <td>808,392</td> </tr> <tr> <td>繰越利益剰余金</td> <td>▲988,303</td> <td>▲531,444</td> <td>344,254</td> <td>1,060,962</td> <td>1,469,355</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 各年度の決算において、機構は保有する営業資産に貸倒れリスクはないと判断し貸倒引当金の計上は行っていないが、今後の案件増加による回収可能性の不確実性に対応するため、営業資産に対して一定の内部留保の確保を目指すこととしており、繰越利益剰余金を積み上げている。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p>	年度 項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	営業収益	544,785	905,349	1,404,642	1,464,793	1,642,269	営業費用	468,590	430,876	442,647	498,651	447,955	経常利益	67,762	458,069	951,584	955,033	1,172,532	当期純利益	66,552	456,859	875,698	716,707	808,392	繰越利益剰余金	▲988,303	▲531,444	344,254	1,060,962	1,469,355
年度 項目	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度																																
営業収益	544,785	905,349	1,404,642	1,464,793	1,642,269																																
営業費用	468,590	430,876	442,647	498,651	447,955																																
経常利益	67,762	458,069	951,584	955,033	1,172,532																																
当期純利益	66,552	456,859	875,698	716,707	808,392																																
繰越利益剰余金	▲988,303	▲531,444	344,254	1,060,962	1,469,355																																

②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担

同一の目的であるほかの措置はない。

	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2025年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p> <p>したがって、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月（H28 内閣10）

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
金融02	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3金融01）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例)					
措置内容	平成30年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税					
関係条項		租税特別措置法第57条の5					
要望内容		積立率の経過措置分4%（令和3年度末までの経過措置）を8%に引き上げる（本則積立率は2%）とともに、経過措置の適用期限を延長すること及び洗替保証率を30%から40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様					
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22金融07、H24金融03、H27金融01、H30金融01			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	49	129,444,420	96.9%	6,718,165
H24	53	115,667,298	96.7%	5,102,663
H25	56	133,939,457	97.3%	5,908,741
H26	60	165,619,628	96.8%	7,306,309
H27	62	169,106,188	97.6%	5,768,719
H28	61	157,258,634	98.7%	4,811,012
H29	65	169,030,402	97.9%	5,102,352
H30	61	172,765,482	96.7%	5,192,812
R1	58	201,770,014	96.8%	6,038,574

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（達成目標に係る目標値は32,031億円（正味収入保険料×1.6）としている）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 10有効性等④効果に記載のとおり、達成目標値は「36,034億円（正味収入保険料×1.6）」であるため、9必要性等③達成目標及びその実現による寄与の欄にも記載。</p> <p>② 前回と状況は同じく、異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p> <p>③ 正味収入保険料の精緻化により、所期の達成目標（32,031億円）は、10有効性等④効果に記載の数値（36,034億円）に変わっているため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度及び令和元年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度）について、「19社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度・令和元年度の適用数は、それぞれ16社・18社。</p> <p>② 令和2年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会の調査による。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の適用数は、それぞれ16社・18社」との説明では、過去の適用数</p>

<p>（平成30年度及び令和元年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 法人税の平成30年度・令和元年度・2年度の減収額は、それぞれ143億円・200億円・209億円。地方法人税の平成30年度・令和元年度・2年度の減収額は、それぞれ6億円・9億円・21億円。</p> <p>② 平成30年度・令和元年度の適用額は、それぞれ1,028億円・1,297億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。</p> <p>③ 過去の減収額及び適用額については、上記①②のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の適用額は、それぞれ1,028億円・1,297億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した」との説明では、適用額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じても減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、令和6年度の減収額は461億円（令和2年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率8%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%（いずれも令和3年度の税率）と仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、令和6年度の減収額は461億円（令和2年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率8%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%（いずれも令和3年度の税率）と仮定を置いて算出）」との説明では、令和6年度の減収額（法人税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、将来の減収額（令和3年度から5年度までの法人税及び法人住民税並びに令和6年度の法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果（令和2年度）について、「令和2年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、1,652億円（積立残高率：正味収入保険料の7.3%）となっており、平成30年度からの増加額は331億円、積立残高率の上昇幅は+0.9%にとどまり、依然として枯渇に近い水準となっている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する過去の効果について、「令和2年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）、（中略）残高を早急に回復させる必要が生じている」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度・令和元年度の積立残高は、それぞれ1,321億円・1,310億円（積立残高率：6.4%、6.0%）と依然として非常に低い水準となっている。</p> <p>② 異常危険準備金積立残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。</p> <p>③ 仮に無税積立率が本則2%のみであったとした場合における平成30年度から令和2年度までの積立額は、それぞれ411億円・432億円・450億円（日本損害保険協会による調</p>

<p>査における、平成30年度の積立額に2/5を、令和元年度及び令和2年度の積立額に2/6を乗じて算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ617億円・865億円・899億円少ないものとなっている。本特例措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金積立残高の増加分を直接的な効果とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30年度・令和元年度の積立残高は、それぞれ1,321億円・1,310億円（積立残高率：6.4%、6.0%）と依然として非常に低い水準となっている」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成30年度及び令和元年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 令和3年度末・4年度末・5年度末の積立残高は、それぞれ1,351億円・2,252億円・2,506億円（令和6年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度末・4年度末・5年度末の積立残高は、それぞれ1,351億円・2,252億円・2,506億円（令和6年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>② 平成30年度から令和2年度までの積立額について、仮に無税積立率が本則2%のみであった場合と実績（平成30年度：本則2%＋特例措置3%、令和元年度及び令和2年度：本則2%＋特例措置4%）を比較した結果（上記(6)過去の効果③の【金融庁の補足説明】に記載）と、本特例措置に代替する政策手段はないことを踏まえ、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切と考える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税9)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等[※]に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、令和3年度までの経過措置:4%)を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>積立率の経過措置分4%(令和3年度末までの経過措置)を8%に引き上げる(本則積立率は2%)とともに、経過措置の適用期限を延長すること及び洗替保証率を30%から40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p>
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%)、令和元年度:6%(残高率30%超の場合は2%) 洗替保証率の変遷 昭和28年度:100%(累積限度額)、昭和36年度:50%(洗替保証率導入)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%
8	適用又は延長期間	恒久措置

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。</p> <p>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)</p>										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施										
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準として、36,034億円(正味収入保険料×1.6(大蔵省告示第232号(平成10年6月8日)に基づき各社が規定))まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>損害保険会社の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>										
10	有効性等	①: 適用数	19社 ※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社										
		②: 適用額	1,349億円 ※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の当期積立額										
		③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>▲149億円 (711億円)</td> <td>▲23億円 (108億円)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>▲209億円 (317億円)</td> <td>▲32億円 (48億円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>▲230億円 (257億円)</td> <td>▲21億円 (23億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、平成30年度以降:23.2%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乘じる)は、令和元年度まで:4.4%、</p>	年度	国税	地方税	平成30年度	▲149億円 (711億円)	▲23億円 (108億円)	令和元年度	▲209億円 (317億円)	▲32億円 (48億円)	令和2年度
年度	国税	地方税											
平成30年度	▲149億円 (711億円)	▲23億円 (108億円)											
令和元年度	▲209億円 (317億円)	▲32億円 (48億円)											
令和2年度	▲230億円 (257億円)	▲21億円 (23億円)											

		<p>令和2年度以降 10.3%</p> <p>法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乘じる)は、平成30年度:15.92%、令和元年度:15.94%、令和2年度:10.05%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> <p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和2年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、1,652億円(積立残高率:正味収入保険料の7.3%)となっており、平成30年度からの増加額は331億円、積立残高率の上昇幅は+0.9%にとどまり、依然として枯渇に近い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、36,034億円(正味収入保険料×1.6)であり、令和2年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55~平成7年度)ないし3%(平成8~16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、巨大自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。</p> <p>さらに、自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、無税積立率は平成25年度には5%、令和元年度には6%へ引き上げられ、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしている。</p> <p>このように、自然災害が激甚化・頻発化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として7.3%と低い水準であり、今後の巨大自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、巨大自然災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%(業界全体で6,000億円レベル)については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害、平成30年度の台風21号、令和元年度の台風19号への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和2年度末の積立残高1,652億円(積立残高率7.3%)に対して、仮に期間を限定する形で令和4年度~6年度に10%で積み立てた場合、令和6年度末の積立残高[※]は、2,760億円(積立残高率12.3%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高36,034億円(正味収入保険料×1.6)とは大きく乖離している。</p> <p>平成30年度以降も巨大自然災害が頻発し、巨大自然災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p>

			<p>※令和6年度の積立残高は、令和4年度から6年度まで①10%で積立、②各年の正味収入保険料は既に決定されている料率引上げ効果等を織り込み、③損害率(支払保険金÷正味収入保険料)は直近10年の傾向値(61.2%)を横置き(これ以上災害が悪化しない前提)し、加えて料率引上げによる損害率の改善効果を織り込み、④損害率50%を超える部分を取崩額と仮定を置いて算出。</p>
		⑥	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が頻発した年度においても、また、平成30年度以降の自然災害が更に激甚化・頻発化している状況においても、保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる巨大自然災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30金融01)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3金融02）

（評価実施府省：金融庁）

【基本情報】

制度名 (措置名)		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長 (-)					
措置内容	令和元年度時点	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
	令和3年度税制改正以後	-					
政策目的		銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-					
要望内容		銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、現状、課税の特例が令和13年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和18年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-	区分	新設	

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）は、政策目的（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正。達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 銀行等保有株式取得機構のみに適用されるため、適用数は1である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 当該特例は、大規模な自然災害の発生など、社会・経済情勢の変動により株価水準が急落し、機構の保有株式について損失が発生する場合においても、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するための措置であるため、現時点において、具体的に減収額を算定することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）は、政策目的（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正。達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長																
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 18) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 11)															
		②: 上記以外の税目																
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】															
4	内容	《現行制度の概要》 —																
		《要望の内容》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」)については、現状、下記の課税の特例が令和 13 年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和 18 年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の 100%</td> <td>所得金額の 50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%	③	欠損金の繰戻しによる還付
		機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い															
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10 年間															
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の 100%	所得金額の 50%															
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし															
《関係条項》 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 58 条 ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第 25 条																		
5	担当部局	企画市場局信用制度参事官室																
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 令和 14 年度～令和 17 年度																
7	創設年度及び改正経緯	—																
8	適用又は延長期間	令和 18 年3月 31 日まで (銀行等保有株式取得機構の存続期限まで)																
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。															

10	有効性等		《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
		①: 適用数	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		②: 適用額	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		③: 減収額	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきたところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。		
⑤: 税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。		

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合においても、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての役割を十分に果たすことで、銀行等の健全な経営基盤の構築に貢献している。</p> <p>こうした銀行等の健全な経営基盤は、当該銀行等による地域における金融機能の発揮、さらには金融システム全体の安定性確保や地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3文科01）

（評価実施府省：文部科学省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等 (-)					
措置内容	令和元年度時点	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
	令和3年度税制改正以後	-					
政策目的		近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行うこと。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第64条					
要望内容		博物館法改正に伴い、現行の制度で登録された博物館に対して行われている税法上の措置についても、所要の措置を講ずる。					
創設年度	S34	過去の政策評価の実績	-			区分	拡充

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 政策目的（近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行う）に対する達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）の寄与について、「博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなり、全国の博物館の活性化につながる」と説明されているが、租税特別措置等の達成目標の実現が、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>現在、文化庁において博物館法を改正し、現行の博物館の登録制度を新たな登録制度に転換する検討を行っている（以下、本改正という。）。具体的には、登録要件の審査基準を外形的な基準から活動内容や公益性への審査に改めた上で、これまで地方自治体、財団・社団法人等に限定されていた博物館法上の登録を受けた博物館（登録博物館）の設置主体を、民間会社を含めたものに拡大することを検討している。</p> <p>この度、事前評価の対象となっている博物館に対する土地収用に伴う法人税の特例措置の要望（以下、本要望という。）は、本改正を前提に、現行制度上の登録博物館に対する税制上の特例措置を新制度上の登録博物館に対しても引き続き適用することを要望するものである。なお、本改正に伴う要望は、法人税関係に限らず本改正の影響を受ける他の税目に対しても行っている。</p> <p>このように、本要望は博物館法改正によって現行の枠組みを変更することに伴う特例措置継続の要望であって、他税目での特例措置の要望を含め、制度改正全体として博物館の振興を図るものである。そのため、全体の文脈から本要望のみを個別に切り出すことは困難であり、本要望の事前評価書においても、その「内容」「政策目的」に係る記載を本改正に伴う制度変更全体に関する記載にしているものである。</p> <p>このことを前提に、以下①～③に回答する。</p> <p>① 本特例措置は、土地収用法に基づいて土地を収用され、その代替資産を取得する法人に対して、所得上の特例措置を設けているものである。そのため、本特例措置の適用には土地収用法に基づく収用とそれに伴う代替資産の取得が前提となるが、それは各自治体等の個別の事情により生じるものであり、博物館の振興にあたり一般的に望ましい件数は存在しない。そのため、定量的な目標の設定にそぐわないものである。</p> <p>② ①に記載した通り、性質上、達成目標を設定できるものではないため、目標達成時期も設定することが困難である。</p> <p>③ 本要望は、現行の登録博物館に関する土地収用法、土地収用法第3条において公共の</p>

利益となる事業とみなされていることから、新制度上の登録博物館に関する土地収用も引き続き公共の利益となる事業として位置づけ、税制上の特例措置を適用することを求めるものである。新制度上の登録博物館が引き続き公共の利益となる施設に位置づけられ、その公共性が担保されることによって、法人からの土地譲渡の円滑化を含め、博物館の運営の活性化を促進するものと考えている。なお、前提として記載した通り、本要望のみをもって政策目的の達成を図るものではない。

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来の適用件数を予測することは不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来の減収額を予想することは不可能である。な</p>

<p>お、(4) 過去の減収額への補足説明に記載した認定実績一覧（平成17年度～令和2年度）において、平成17年度以降に実施された土地収用法に基づく事業は全て公立の博物館に対する事業であり、土地収用法の性質から、将来的にも公立の博物館が主な対象になると考えられる。公立の博物館は現行制度においても登録博物館になることができるため、本改正に伴う新たな減収額は極めて少ないと想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「公立の博物館は現行制度においても登録博物館になることができるため、本改正に伴う新たな減収額は極めて少ないと想定される」との説明では、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する過去の効果が把握できず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 国土交通省のHPで公表されている、土地収用法に基づく土地収用を伴う事業の認定実績一覧において、平成30年度～令和2年度に明らかに博物館に適用されているものはない。なお、本特例措置は博物館に関する事業を公共的な事業と位置づけることで、法人からの土地譲渡を含め、博物館の円滑な運営を促進するものであり、その性質上、本特例措置の効果を単独で切り出し、定量的に測定することはできない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する過去の効果について、過去の適用数がないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、土地収用の必要は各自自治体等における個別の事情により生じるものであり、将来の適用件数を予測することは不可能。また、(6) 過去の効果への補足説明に記載している通り、性質上、単独で効果を切り出し、測定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ</p>
--

<p>適切である理由が説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、土地収用法で公共事業に位置づけられている事業全体に対する措置であり、登録博物館に関する事業はその一つに位置づけられているものである。土地収用法上の公共事業に登録博物館に関する事業が含まれていること自体が登録博物館の公共性を担保し、その運営を助けるものであるため、登録博物館に関する事業が引き続き土地収用法における公共事業に位置づけられ、連動して本特例措置を受けることは必要かつ適切である。</p> <p>② (1) 達成目標への補足説明に記載した通り、政策目的の達成に向けて、現在、文化庁において博物館制度全体の見直しを行っているところである。本要望はその一部であり、他にも税制上の要望を行っている。さらに、令和4年度概算要求において博物館機能強化等推進事業を新規事業として計上しており、本特例措置に限らず、博物館に係る法制度・予算・税等の様々な措置を通じて政策目的の達成を目指しているものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(1) 達成目標への補足説明に記載した通り、政策目的の達成に向けて、現在、文化庁において博物館制度全体の見直しを行っているところである。本要望はその一部であり、他にも税制上の要望を行っている。さらに、令和4年度概算要求において博物館機能強化等推進事業を新規事業として計上しており、本特例措置に限らず、博物館に係る法制度・予算・税等の様々な措置を通じて政策目的の達成を目指しているものである」との説明では、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税1) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税1)	
		②: 上記以外の税目 所得税:外、相続税:外、その他の国税:外、個人住民税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、事業所税:外、その他(都市計画税:外、地方消費税:外)、関税:外	
3	要望区分等の別	【新設(拡充)延長】 (単独)主管・共管	
4	内容	《現行制度の概要》 博物館法に基づく登録を行った博物館について、各種の税制上の優遇措置が適用される。 (法人税関係) ・土地収用法に定める博物館に対して土地等を譲渡した場合、譲渡した法人について、代替資産の所得に当たって課税の特例を受ける。 《要望の内容》 近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正が必要。しかしながら、現行の博物館法における登録制度は、戦後、全国で博物館を増加させる目的で制定された枠組みが維持されており、博物館の活動の質の向上にほとんど貢献できていない。 そこで、博物館法を改正し、現在、外形的基準(設置法人、学芸員配置の有無等)によって行われている登録の審査について、博物館の活動の内容や公益性を審査するものとする。 この制度改正に伴い、現行の制度で登録された博物館に対して行われている税法上の措置についても、所要の措置を講じるものである。 《関係条項》 ・土地収用法 第3条第22号 ・租税特別措置法 第64条第1項第1号	
		担当部局	文化庁企画調整課
		6	評価実施時期及び分析対象期間
7	創設年度及び改正経緯	1959年創設(改正租税特別措置法の交付)	
8	適用又は延長期間	恒久措置	

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行う。 《政策目的の根拠》 博物館法第1条 (参考資料(別添)) 「博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告)」 (2021年7月30日 文化審議会博物館部会)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になり、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われることで、博物館の活発な運営を推進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなり、全国の博物館の活性化につながる。
		①: 適用数 今回の措置によって、直ちに適用が見込まれるものではない。
		②: 適用額 -
		②: 減収額 -
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 観光・まちづくりなど博物館に求められる役割が拡大・多様化する一方、経営基盤・人材の不足等により、求められる役割に博物館が十分こたえることができていない状況であり、これらの課題に対応していくため、博物館の活動と経営の改善・向上を促進する必要がある。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 博物館法に基づく登録制度について、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとなる。	
	⑤: 税収減を是認する理由等 博物館法上の登録を受けた博物館に対してはこれまでも課税の特例が適用されてきているが、この度の博物館法の改正においては、これまで設置法人等の外形的基準のみを審査基準にしていたものを、博物館の活動内容や公益性の審査に改めることとしており、より公益に資	

			する基準となる。そのため、制度改正に伴う新たな基準を満たした博物館は、従前と同等かそれ以上の公益性を有する博物館となると考えられる。なお、本特例措置の性格から、今回の措置に伴い直ちに税収減が見込まれるものではない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法改正により現行措置の枠組みを変更することに伴い、既に租税特別措置によって講じられている特例に関する所要の措置を講じるものである。
		② 他の支援措置や義務付け等の役割分担	法改正により現行措置の枠組みを変更することに伴い、既に租税特別措置によって講じられている特例に関する所要の措置を講じるものである。 (法人税以外の税目についても税制改正要望を行う予定。)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により法人から「登録博物館」の運営等に必要土地等の譲渡が円滑に行われることで、当該地域における博物館の活発な運営に寄与するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）

2021年7月30日
文化審議会博物館部会

約70年にわたって我が国の博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている¹。

2017年に公布・施行された文化芸術基本法²は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018年6月、文部科学省設置法が改正³され、一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することになったことに伴い、2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本とりまとめは、博物館が現代において求められる役割を果たしていくための法制度の在り方等について、博物館部会及びその下に設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において行ってきた審議の経過を報告するものである。

¹ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を發揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

² 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

³ 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）

1. これからの博物館に求められる役割

1-1. 国内外の動向

(博物館法における規定)

- 博物館法では、博物館を以下の活動を目的とする機関と定義している。
 - イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
 - ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
 - ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする
- これら3つの基本的な機能については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告¹や国際博物館会議（ICOM）の規約²等においても概ね同様であり、現在においても、国際的に共有されているものである。

(国内の関係する議論)

- 2003年に日本博物館協会がまとめた『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』³では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しさを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。資料収集保管、調査研究、展示公開という博物館活動の基盤を強化しつつ、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割を充実するという方向性が示された。
- 日本博物館協会では、2012年に「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」⁴を制定し、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」を次のように定めている。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

¹ 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

² 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM 日本委員会）

³ 「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」（2003年3月 財団法人日本博物館協会）

⁴ 「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」（2012年7月 日本博物館協会）

6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

- また、近年、地域社会において様々な現代的課題へ対応していくに当たって、博物館への期待が高まっている。
- 2001年に成立した文化芸術振興基本法には、「美術館、博物館、図書館等の充実」が規定されており、前述の通り、2017年の改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。
- このような観点から、2020年には文化観光推進法¹が公布・施行された。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している。
- また、『知的財産推進計画2020』においては、「文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める」ことが、「施策の方向性」として記載された。
- 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている²。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。

(国際的な議論の動向)

- 国際的な議論に目を向けると、ICOMでは、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ

¹ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）

² 2020年12月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」においては、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、今後の動物園等の在り方の参考となるものである。

を目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」と定義している¹。

- 2015年11月には、UNESCOの第38回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告²が行われた。ここでは、ミュージアムは「非営利の恒久的なサービス機関」と定義され、その役割について、次のように記載された。

「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における記載（抜粋） ※ ICOM日本委員会訳

- ・ 文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。
- ・ 文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。
- ・ 経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- ・ ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

- また、2019年9月に京都で開催された第25回ICOM総会では、前述のミュージアムの定義の全面的な見直しが議論されるとともに、ICOM日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム (Museums as Cultural Hubs)」の理念の徹底等の決議が採択された。定義については、慎重な意見が多く出されたことから、改正に至っていない。

ICOM京都大会で提案された新しい博物館の定義案 ※ 日本博物館協会仮訳

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- これらの国内外の議論を総括すると、現代において、博物館は、収集・保管、

¹ 「イコム規約」(2017年6月改訂 ICOM日本委員会)

² 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(2015年11月20日 UNESCO)

展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮することで、いわば「文化の結節点」として、以下の通り、現代社会における様々な事柄を「つなぐ」ことが期待されているといえる。

- ・ 既知と未知をつなぐ（触発、創造）
提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。
- ・ 知識・経験をつなぐ（探究、創発）
整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。
- ・ 世代をつなぐ（多世代交流、伝承）
過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。
- ・ 人びとをつなぐ（交流、共創）
知る楽しみを通じて繋がりができ、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。
- ・ 多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）
異なる文化との対話が生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。
- ・ 地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）
資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。
- ・ 住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）
蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。
- ・ 自然と人間をつなぐ（環境保護）
博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

(新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題)

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症と、それに伴う集客施設の使用制限措置が与えた社会的影響は甚大であった。多くの博物館も休館

や入場制限を余儀なくされた¹。

- この状況は、私たち人類にとって、実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術について学びあうことがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることのできる身近な場として、地域の博物館の重要性が改めて認識されたといえる。
- 他方で、入館者数の減少に伴う入館料収入の激減等により、多くの館は極めて厳しい経営状況に置かれている²。また、入館者数だけを評価の指標とすることや、いわゆる「ブロックバスター展」に依存する経営の限界を指摘する声もあり、博物館は、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、魅力の発信など多様なアプローチを模索している。
- 特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された³。
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の経験は、博物館の本質的な価値を改めて認識する契機となった一方で、これまで博物館が緩やかに対応を迫られつつあった課題を浮き彫りにし、課題への対応を喫緊のものにしたといえる。

1-2. これからの博物館に求められる役割

（現代社会における博物館の存在意義）

¹ 2020年の緊急事態宣言下では、全国の博物館の約9割が一定期間の休館を行った。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」日本博物館協会「博物館研究」令和3年4月号）

² 2019年と2020年の比較で、開館日数が約20%、入館者が約60%、入館料収入が約55%減少した。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」日本博物館協会「博物館研究」令和3年4月号）

³ 2021年4月には、UNESCOが世界のミュージアムに新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響に関する報告書「Museums Around the World in the Face of COVID-19」を編集・発行している。同報告書では、「デジタル・テクノロジーの役割の拡大」に一節を割き、デジタル化を実施してコレクションの棚卸しを行い、教育やアウトリーチを支援することを求めている。また、同報告書ではミュージアムに対する公的支援の重要性についても警鐘を鳴らしており、早急な対策がなければ、国の文化政策におけるミュージアムの位置づけが危うくなる可能性があることを指摘している。

- このように、博物館法の制定から70年が経過し、博物館に求められる役割は大きく拡大し、多様化し、また高度化している。
- 博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び、現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人びとが自らのアイデンティティを形成し、確認する場である。
- 博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人びとに開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
- 博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を広く市民と共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進し、地域への愛着を育む場である。
- 博物館は、地域やそこに住む人びとが、それぞれ直面する様々な社会的課題に対して、資料や活動を通じて共に向き合い、地域社会や人びとの生活をさらに豊かにしていくことのできる場である。
- 博物館は、市民の「知る権利」を保障する。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

（博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割）

- これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献

- ・社会的包摂・社会統合への寄与
- ・地域の創生、活性化への貢献
- ・その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(必要となる取組)

○ これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていくことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。

○ 博物館が、このような求められる役割を果たし、好循環を形成していくため

には、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続ける必要がある。このために、実態との乖離が指摘されている現行の博物館法における登録制度等を見直し、各館の取組を促進する新たな枠組みを検討すべきである。

○ その際、規模の大小にかかわらず、それぞれの館が上記の役割を果たしていくための「底上げ」と、工夫や挑戦を支援し「盛り立て」ていくことが重要である。また、短期的な成果や効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点で評価することについては、特に配慮する必要がある。

○ 国や地方公共団体は、これからの時代の博物館に多様かつ高度な役割が求められることを認識し、その役割に応じた適切な支援を行うことが求められる。

○ また、資料を実物として保存・継承していくことにとどまらず、体系的に整理・構築したデジタル・アーカイブを、インターネットを通じて情報発信し、その価値を多くの人びとと共有していくことも重要である。

2. 登録制度について

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立館への補助と私立館への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約70年が経過し、また、当時全国で200館余りにすぎなかった博物館が5,000館を超えるまでになった¹現在、現行制度は以下の課題を抱えていると考えられる。
- ① 設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない(ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない)。
- ② 審査が外形的な基準(学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等)によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、その影響力は限定的となっている。
- ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のインセンティブが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の2割程度しか登録・指定がなされていない(法律で規定されていない博物館類似施設が約8割に上る)。

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007年6月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007年報告」という。)では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査すること、それに伴い、都道府県等が行う審査に第三者機関が関与すること等が提言された。

¹ 社会教育調査

- しかしながら、翌年の2008年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007年報告の提言内容の大部分が反映されなかったことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながった。
- 日本博物館協会においては、2007年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている¹。
- また、日本学術会議においても、登録制度に関する提言が2度にわたって行われた。2017年7月に公表された提言²では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020年8月に公表された提言³では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、これからの社会において求められる役割を果たしていくため、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。
- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」

¹ 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017年3月 公益財団法人日本博物館協会

² 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて」(2017年7月 日本学術会議)

³ 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」(2020年8月 日本学術会議)

や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とし、法人の形態ではなく、博物館としての活動を評価できるようにすべきである。
- 特に、国・独法が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割を果たして行くことが期待される。
- 民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性の審査に当たっては、財務・経営の状況やその透明性等について考慮する必要が生じると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかや、公益性と透明性をどのように担保するかなどについても検討が必要である。

(審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた実現可能性等の検討が求められる。

(審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育

委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。

- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。
- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

(審査時の状態を維持・向上させる仕組み)

- 現行の登録制度は、登録要件に係る事項に変更があった場合に博物館が都道府県等へ届出を行い、登録の要件を欠くに至った場合には、登録の取消が行われることとなっているが、例えば、学芸員を配置していない館が登録されたままになっているなど、この仕組みがうまく機能していないと考えられる。
- 審査基準の転換に伴い、登録（認証）の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについての検討を行うべきである。
- 例えば、更新制を導入するのであれば、その期間については、10年程度が目安となると考えられるが、審査側と申請側両方の手続きに係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討が必要である。また、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- このような仕組みの検討に当たっては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある。

(連動した博物館振興策)

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）のインセンティブをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するインセンティブの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するインセンティブは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館の資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、人材等のリソースやノウハウを共有することによって求められる役割を果たしていくための仕組みを提案する。
- ネットワークの形成による振興については、これから博物館に求められる役割をそれぞれの館が持続的に果たしていくための支援策として重要であり、登録制度の刷新を待たず早急に開始し、一定の時間を要すると考えられる各館の体制整備を支援していくことが望ましい。今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

【分野のイメージ】

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

3. 学芸員制度について

(学芸員資格・養成の在り方)

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことや専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなど、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、上記の課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き本部会において検討していく必要がある。
- 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験を認め、その処遇等の改善に資するため、上位の資格を創設すべきであるとの意見もあるが、実際の博物館の現場や養成を行う大学への影響等について、慎重に検討すべきであるとの意見も多くあった。学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することの必要性は論を俟たないところであり、日本図書館協会が行う「認定司書」のような、法律に基づく資格制度とは異なるかたちでの対応について検討していくことも有効であると考えられる。
- 学芸員補については、法制定時からの大学進学率の向上等の社会的環境の変化を反映した内容とする必要がある。ただし、学芸員補は短期大学における学芸員養成課程修了者の任用にかかる位置付けや、法第5条第3号に基づく試験認定・審査認定における勤務経験としての考慮、社会教育主事補や司書補の勤務経験を学芸員補とみなす運用等により、一定数活用されている実態があるため、現在の活用の実態と改正による行政上の影響等について評価すべきである。
- これらの議論と関連して、博物館の専門的職員としての学芸員とは別に、博物館の活動に關与する者を増やすための方策として、一定の資格を有する者または学芸員有資格者に対して「博物館士」等として資格や称号を付与してはどうかという意見もあった。2020年度より、文部科学省から委託を受けた実施機関が行う社会教育主事講習を修了した者等が「社会教育士」と称することのできる制度¹が開始したところであり、このような動きも参考としつつ、さらに検討を進める必要がある。

¹ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

(学芸員等の専門的職員の配置)

- 博物館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、中核的職員として活躍する学芸員のみならず、館種や規模に応じて、様々な専門的職員が必要となっている。海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーバー、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラ）、教育普及（エデュケーター）等の専門人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。また、デジタル化やマーケティング、ファンドレイジング等に関する専門人材が活躍する事例もある。
- 国内においても、一部の館でこのような専門人材を雇用する事例があるが、これからの博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門人材の確保が必要であり、新しい登録制度の枠組みの中では、このような観点も重視する必要がある。

(学芸員等の資質向上)

- また、現職の学芸員や上記のような様々な専門的職員をはじめとする博物館職員について、その資質を向上し、もって博物館全体の活動の充実を図ることは喫緊の課題である。多くの地方公共団体や相対的に規模の小さい博物館においては、財政難や人員不足により、出張を伴う研修への出席が困難な場合が多いことなどが指摘されており、研修を行う各主体の役割分担のもと、現職研修の一層の充実を図る必要がある。
- 加えて、登録制度の枠組みを見直すことに伴い、都道府県等の行政職員に対して、研修等の対応が必要になると考えられる。

4. 今後の検討について

- 本とりまとめでは、これから博物館に求められる役割と、その役割を果たして行くための法制度の在り方に関する方向性について、暫定的に提示した。今後、本部会において提示された方向性を踏まえて、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、ワーキンググループにおいて地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリングや新たな制度の枠組みにおける対象となる館の数等のシミュレーションといった具体的な検討を行うこと等を通じて、制度設計を具体化していくことが必要となる。
- また、国内外の状況を踏まえて、博物館の定義等の関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。
- これら一連の改革を着実に実現させることにより、現代社会において、博物館が求められる様々な役割を果たしていくことを支援し、もって地域社会や人びとの生活が、持続可能な文化的基盤のもと、より創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことを期待するものである。

以上

文化審議会博物館部会 委員名簿

(令和3年4月現在。◎:部会長、○:部会長代理)

(正委員)

- ◎ しまたに ひろゆき 独立行政法人国立文化財機構 理事長,
島谷 弘幸 九州国立博物館長
- みやざき のりこ 実践女子大学教授
宮崎 法子
- (臨時委員)
- いでみつ さちこ 公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授
出光 佐千子
- いとう せいいち 美濃加茂市長
伊藤 誠一
- うらしま もよ 美術ライター
浦島 茂世
- おおさか えりこ 国立新美術館長
逢坂 恵理子
- おおした よしゆき 文化政策研究者, 同志社大学教授,
太下 義之 独立行政法人国立美術館理事
- かわばた きよし 大阪市立自然史博物館館長
川端 清司
- こばやし まり 東京大学教授
小林 真理
- ささき ひでひこ 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
佐々木 秀彦
- たかだ こうじ 海と博物館研究所所長
高田 浩二
- なかむら いちや iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
中村 伊知哉
- にし のよしあき 東京大学総合研究博物館特任教授
西野 嘉章
- ◎ はまだ ひろあき 桜美林大学教授 (博物館学)
浜田 弘明
- はんだ まさゆき 公益財団法人日本博物館協会専務理事
半田 昌之
- ふるた りょう 東京藝術大学大学美術館教授
古田 亮
- やがさき のりこ 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニ
矢ヶ崎 紀子 ティ構想専攻教授

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(令和3年2月現在。◎:座長、○:座長代理)

- あおき ゆたか 國學院大學教授
青木 豊
- うちだ たけし 早稲田システム開発株式会社 代表取締役
内田 剛史
- こばやし まり 東京大学教授
小林 真理
- さくまだいすけ 大阪市立自然史博物館学芸課長
佐久間大輔
- ◎ ささき ひでひこ 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
佐々木 秀彦 (公財) いわさきちひろ記念事業団事務局長
ちひろ美術館主席学芸員
- たけさこ ゆうこ 京都大学総合博物館准教授
竹迫 祐子
- しおせ たかゆき 京都大学総合博物館准教授
塩瀬 隆之
- ◎ はまだ ひろあき 桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長
浜田 弘明
- ほら ままこ 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
原 真麻子
- はんだ まさゆき 日本博物館協会専務理事
半田 昌之

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3厚労01）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置 (-)						
措置内容	令和元年度時点	-						
	令和2年度税制改正以後	-						
	令和3年度税制改正以後	-						
政策目的		労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		-						
要望内容		令和2年12月に公布された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講ずる。						
創設年度		-	過去の政策評価の実績		-	区分	新設	

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する）は、政策目的（労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 「9③達成目標及びその実現による寄与」《租税特別措置等により達成しようとする目標》について、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援、に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間に示されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合法は未施行であり、また、組織の設立予定数も確認できていないところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合法は未施行であり、また、組織の設立予定数も確認できていないところであり、現時点では予測できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する）は、政策目的（労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正 「10④効果」《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》について、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援、に修正。 「10④効果」《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》について、多様な就労の機会を創出することと共に、を追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、事前評価書の「10有効性等④効果」欄の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の説明は、達成目標（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会は新たな法人形態であるため、税制上の位置付けを適切に定める必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義)(自動運動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	(国税)(所得税:外、印紙税:外、登録免許税:外) (地方税)(個人住民税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外)
3	要望区分等の別	【新設】・【拡充・延長】 【単独】・【主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 令和2年12月に公布された労働者協同組合法(令和2年法律第78号)が公布後2年以内に施行されることに伴い、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に係る税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 —
	担当部局	雇用環境・均等局勤労者生活課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和4~7年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 労働者協同組合法の施行に伴い、今後、営利を目的としてその事業を行ってはならない労働者協同組合及び労働者協同組合連合会が設立され、多様な事業を実施することを適切にサポートできるようにすることにより、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
10	有効性等	①: 適用数	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		②: 適用額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		③: 減収額	労働者協同組合法は未施行であり、新法人が設立されていないため、現時点では把握できない。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の支援 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、多様な就労の機会を創出することと共に、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現が促進される。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の事業を通じて、高齢者等の雇用の安定・促進を図る。その結果、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3厚労02）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 (社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	令和元年度時点	医療法人等については、社会保険診療報酬につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。						H23	753,311,123
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	774,715,165
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	689,786,978
政策目的		国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	593,626,895
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	582,550,165
	法人事業税							H28	551,381,013
関係条項	地方税法第72条の23						H29	466,780,084	
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで1年間延長する。						H30	538,465,356	
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労20、H27厚労09、R1厚労02、R2厚労04		区分	延長	R1	543,617,053

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の適用数（平成26年度から令和元年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度から28年度までの過去の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、個人事業税及び法人事業税に係る減収額の合計値であり、法人事業税のみに係る減収額が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 個人事業税及び法人事業税の内訳を追記修正する。 ② 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ③ 出典について追記修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「医療経済実態調査」と「医療施設調査」より推計しているが、両調査のデータは毎年11月にならないと揃わないため、令和元年度が最新となる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 指標対象数は医療施設調査を参照しており、令和元年度が最新となる。 ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「収税減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き

き要望しているもの。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 指標対象数は医療施設調査を参照しており、令和元年度が最新となる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の点を追記修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)】

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,890,258	527,211	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,890,128	487,828	146,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.5%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,848,883	507,897	163,737	88,883
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,851,890	489,805	137,375	49,805
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,548	17,824	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,893	41,073
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	65.8%	97.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,724	146	28,728	39,923
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	143,542,908	2,180,885	249,174,971	723,775,128
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,455,498	109,044	16,413,854	36,188,726

医療法人	個人
一般病院	4,805
精神病院	915
診療所	157

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	87,834	44,768
社会保険診療報酬(年間)②	78,818	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,082
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	89,582	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	8,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,782	63,133
黒字率⑧:注1	87.4%	97.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,950	61,805
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	89,211,143	396,104,818
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,589,076	19,805,241

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,831,230
要員の増量の適用放免員込み	194,276

出典:「令和元年度第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)、「令和元年度医療施設数調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年度第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」黒字率の分布を基に施設毎の黒字率を算出

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑩にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

令和3年税制改正要望
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,695	703,632	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,580,399	556,412	146,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	79.1%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,649,155	567,194	163,737	58,963
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	448,651	137,375	49,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	107,762	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	58.7%	69.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,288	129	30,361	39,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	125,989,227	13,530,291	283,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	8,287,845	678,515	17,349,678	35,914,558

H30.10.1現在 医療法人 個人
一般病院 4,848 169
精神病院 916 18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,758
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,082
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	86,562	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,882
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,215	52,125
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	71,058,448	400,568,135
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,680,762	20,028,407

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,944,783
要項の措置の適用対象見込み	135,719

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

平成32年税制改正要望
単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,067	88,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	628,916	145,192	78,589
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.5%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,694,726	671,815	168,624	60,458
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,165	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,582	28,669	11,313	25,388
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	56.7%	69.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,269	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,790,428	3,733,924	336,303,213	801,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	168,698	22,182,665	45,050,290

H28.10.1現在 医療法人 個人
一般病院 4,853 188
精神病院 913 22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,886
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.9%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,360
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,880	52,563
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,259	397,258,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,558,024	10,882,828

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要項の措置の適用対象見込み	135,642

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成27年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 14)
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和5年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の12
	5: 担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
	6: 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成26~令和4年度
	7: 創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年度時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		①: 適用数	令和元年度 134,275 件/年※ 平成30年度 135,719 件/年 平成29年度 135,642 件/年 平成28年度 136,371 件/年 平成27年度 136,482 件/年 平成26年度 136,429 件/年 ※令和元年11月実施第22回医療経済実態調査及び令和元年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年11月の為、今回は令和元年度が最新データ
		②: 適用額	令和元年度 課税標準額 1,740,032 百万円(※) (個人事業税 1,196,415 百万円) (法人事業税 543,617 百万円) 平成30年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成29年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成28年度 課税標準額 1,824,735 百万円 (個人事業税 1,273,354 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) 平成27年度 課税標準額 1,849,971 百万円 (個人事業税 1,272,901 百万円) (法人事業税 577,070 百万円) 平成26年度 課税標準額 1,893,022 百万円 (個人事業税 1,299,395 百万円) (法人事業税 593,627 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和元年~平成29年:第204回国会提出、平成28年~26年:第196回国会提出)参照
	③: 減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和元年度 1,740,032 百万×4.6%=80,042 百万 (個人事業税 1,196,415 百万×4.6%=55,035 百万) (法人事業税 543,617 百万×4.6%=25,007 百万) 平成30年度 1,766,308 百万×4.6%=81,250 百万 (個人事業税 1,227,843 百万×4.6%=56,480 百万) (法人事業税 538,465 百万×4.6%=24,770 百万) 平成29年度 1,732,211 百万×4.6%=79,682 百万 (個人事業税 1,265,431 百万×4.6%=58,210 百万) (法人事業税 466,780 百万×4.6%=21,472 百万)	

		<p>平成 28 年度 1,824,735 百万 × 4.6% = 83,938 百万 (個人事業税 1,273,354 百万 × 4.6% = 58,574 百万) (法人事業税 551,381 百万 × 4.6% = 25,364 百万) 平成 27 年度 1,849,971 百万 × 4.6% = 85,099 百万 (個人事業税 1,272,901 百万 × 4.6% = 58,554 百万) (法人事業税 577,070 百万 × 4.6% = 26,545 百万) 平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万 (個人事業税 1,299,395 百万 × 4.6% = 59,772 百万) (法人事業税 593,627 百万 × 4.6% = 27,307 百万)</p>																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 26 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,416</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		26	27	28	29	30	医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090		1					医療機関数	179,416				
	26	27	28	29	30																					
医療機関数	177,546	178,212	178,911	178,492	179,090																					
	1																									
医療機関数	179,416																									
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 26 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																								
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 ー</p>																								
12	有識者の見解	ー																								
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 2 年 9 月(厚労 04)																								

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3厚労03）

（評価実施府省：厚生労働省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 (医療法人に係る税率の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)	
措置内容	令和元年度時点	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。						H23	1,790,756
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	1,724,425
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	1,960,754
政策目的		地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図ること。						H26	1,718,203
評価対象税目	義務対象			努力義務対象				H27	1,979,951
	法人事業税							H28	2,523,386
関係条項		地方税法第72条の24の7						H29	2,124,957
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで1年間延長する。						H30	2,056,923
創設年度	S27	過去の政策評価の実績		H26厚労21、H27厚労10、R1厚労03、R2厚労05		区分	延長	R1	2,506,099

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の適用数（平成26年度から30年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 過去の適用数（令和元年度）について、「令和元年度分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数等のデータを集計し推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 適用数は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」より所得区分毎の医療法人数

等のデータを集計し推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の減収額（平成26年度から30年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（令和元年度の法人事業税）について、「第204回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ③ 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙資料では、平成26年度の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人事業税）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 減収額は「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」と「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」の両データから推計しており、今回は令和元年度が最新データとなる。なお、これは次年度以降も同様の対応とならざるを得ない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による））に対する過去の効果（令和2年
-------------------------	--

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数
★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態」第9表」から引用

令和4年度税制改正要望資料

度)が把握されていない。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 達成目標(事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による))の達成状況(達成目標に対する進展の程度)について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① 測定指標である医療機関数は「医療施設調査」より把握しているが、令和元年度が最新となっている。
 ② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の下支え」により維持がなされていることから、引き続き要望していくもの。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標(事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による))に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① 医療機関数は「医療施設調査」より把握しているが、令和元年度が最新となっている。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。

【厚生労働省の補足説明】
 ① ご指摘の点を追記修正する。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	334,765	111,792	271,855	383,647
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,236	18,446	44,856	63,302
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,933	904	2,198	3,102
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	667	312	758	1,070
影響額合計(百万円)⑨	2,600	1,216	2,956	4,172

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	334,765	111,792	271,855	383,647
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,236	18,446	44,856	63,302
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,933	978	3,140	4,118
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	715	362	1,162	1,523
影響額合計(百万円)⑨	2,649	1,339	4,302	5,641

○減収見込額

法人事業税 : 4,118百万円-3,102百万円=1,016百万円
 地方法人特別税 : 1,523百万円-1,070百万円=453百万円

合計

1,469百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%=2,500万円、800万÷16.5%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
 「令和元年税務統計から見た法人企業の実態」第9表(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和3年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,891	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	789	2,115	2,903
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	721	272	730	1,002
影響額合計(百万円)⑨	2,810	1,061	2,844	3,905

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	7,544	3,891	
医療法人所得(百万円)②(注3)	361,823	97,562	261,552	359,114
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	59,701	16,098	43,156	59,254
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,090	853	3,021	3,874
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	773	316	1,116	1,433
影響額合計(百万円)⑨	2,863	1,169	4,139	5,308

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円-2,903百万円=971百万円

地方法人特別税 : 1,433百万円-1,002百万円=431百万円

合計

1,402百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数、4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,748	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,748	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,896
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円-2,899百万円=997百万円

地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円

合計

1,439百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数、4,500万円超の部分については所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成27年財務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成30年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	367,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	929	2,300	3,228
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	401	993	1,395
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,330	3,293	4,623

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	3,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	3,000万円超6,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	6,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	36,122	8,430	3,799	
医療法人所得(百万円)②(注3)	469,522	148,458	367,596	516,055
社会保険診療報酬外所得割合③	13.6%	13.6%	13.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,855	20,190	49,993	70,183
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,171	1,030	3,350	4,379
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	938	445	1,447	1,992
影響額合計(百万円)⑨	3,109	1,475	4,797	6,271

○増収見込額

法人事業税 : 4,379百万円-3,228百万円=1,151百万円

地方法人特別税 : 1,892百万円-1,395百万円=497百万円

合計

1,648百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万+13.6%≒3,000万円、800万+13.6%≒6,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
3,000万円超、6,000万円以下の部分については、所得が3,000万円以上の法人数。6,000万円超の部分については所得が6,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年財務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年財務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

平成29年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	928	2,348	3,274
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	400	1,014	1,415
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,328	3,363	4,689

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	33,888	8,774	4,093	
医療法人所得(百万円)②(注3)	423,424	149,133	378,154	527,287
社会保険診療報酬外所得割合③	13.5%	13.5%	13.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	57,162	20,133	51,051	71,184
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,944	1,027	3,420	4,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	840	444	1,478	1,921
影響額合計(百万円)⑨	2,783	1,470	4,898	6,368

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円

地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円

合計

1,679百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万+13.5%≒2,500万円、800万+13.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年財務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和4年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **16.5%** となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和3年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると **16.5%** となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

令和2年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.6%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成30年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.6%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

平成29年税制改正要望資料

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして

保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**13.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,721
(一般診療所) 開設主体：医療法人	12.9%	39,455
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	18.9%	12,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	13.5%	

出典：「平成27年実施第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成26年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 15)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。
		《要望の内容》 適用期限を1年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成 26 年～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数 令和元年度 7,020 件/年※ 平成 30 年度 7,544 件/年 平成 29 年度 7,582 件/年 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 ※令和元年度分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計
		②: 適用額 ② 減収額参照
		③: 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 令和元年度 税制 2,506 百万円(※) 平成 30 年度 税制 2,056 百万円 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 ※第 204 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 26 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。
		⑤: 税収減を是認する理由等 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 26 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域にお

	26	27	28	29	30
開設者が医療法人の医療機関数	57,569	58,837	60,287	61,564	62,913
開設者が医療法人の医療機関	1				

※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)

		ける医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(厚労 05)

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
経産02	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
経産03	海外投資等損失準備金の延長
経産04	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産05	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長
経産06	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除の見直し及び延長
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産08	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
経産09	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産01）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長 (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)						
措置内容	令和元年度時点	-						
	令和2年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で一定の特定事業活動を行うものが、令和2年4月1日から4年3月31日までの期間内に特定株式を取得して、その取得した事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額の25%相当額以下の金額を取得事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法により経理したときは、その特別勘定の金額を損金の額に算入できることとされた。この場合において、特定株式につき、その取得の日から5年を経過する日までの間は、産業競争力強化法に基づく証明がないことその他一定の事由に該当するときは、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入することとされている。なお、損金の額に算入する金額は、所得金額等を限度とすることとされている。すなわち、適用対象法人が、適用事業年度において、一定の要件を満たす出資をした場合には、その出資を5年超継続する限り、一定の特別勘定の繰入額の所得控除ができる。						
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						
政策目的		事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化すること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第66条の13						
要望内容		特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を令和6年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。						
創設年度	R2	過去の政策評価の実績		R1経産01	区分	拡充・延長		

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）から新たな達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2023年度を目標とする。修正版にて反映済み。</p> <p>② 前半（事業会社が～実施するとともに、）については、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」と同趣旨の目標を「事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施する」という表現に言い換えているに過ぎない。更に後半（スタートアップ企業が～目標とする。）は、オープンイノベーションが大企業・中堅企業目線だけでなく、スタートアップ目線でも重要な取り組みであることを鑑み、従来の既存企業（大企業等の事業会社を想定）を主語とした記述を改め、スタートアップを主語とした記載を追記した。オープンイノベーションを促進する趣旨に変更はない。</p> <p>二文目（上記の目標達成のため）は、達成目標は定量的なものが好ましいと考え、一文目で記載した定性的目標の達成度合いを測るうえで重要な指標となるスタートアップ投資額の水準について定量的な指標を今回新たに設定した。更に、同部分については、今回の照会后、目標数値を事業会社・CVCによるベンチャー投資額の対GDP比0.066%（所期にも目標と設定していた数値）から0.060%に変更を行った。変更の趣旨としては、従来米国のベンチャー投資額の対GDP比のみを比較対象にしていたところ、より信頼のおける数値を利用するべく、他国のベンチャー投資額の対GDP比の推移も参照し、0.060%に再設定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数は制度の執行上で得た実測値であるため、算定を行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 各年の事業会社・CVCによるベンチャー投資額の予想値（A）を、投資1件あたりの投資額平均の予想値（B）で除することで、件数を算出している。</p> <p>（A）は、2020年の事業会社・CVCによるベンチャー投資額（※）を、毎年1.2731倍（事業会社・CVCによるベンチャー投資額+17.68%、税による押し上げ効果+9.63%）することで算出している。</p> <p>（B）は、各年度共通で、2017、2018年度の事業会社・CVCによるベンチャー投資額の1件あたりの額（投資額（※）を、件数（※）で除する）の平均（3.81億円）を用いている。</p> <p>※出典：INITIAL 「2020 Japan Startup Finance」</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算（財務省「法人課税に関する基本的な資料」）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 修正版の事前評価書で記載済み。</p> <p>② 修正版の事前評価書では、法人実効税率を用いていない。（法人実効税率を用いると、税目別の把握ができないう状態。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算（財務省「法人課税に関する基本的な資料」）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 修正版の事前評価書で記載済み。</p> <p>② 修正版の事前評価書では、法人実効税率を用いていない。（法人実効税率を用いると、</p>

税目別の把握ができない状態。)
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」には、事業会社によるスタートアップ投資の促進が重要であり、過去の投資の促進効果及び特例措置の手段の有効性については事前評価書10有効性等④効果及び、事前評価書11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等に記載の通り。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する」には、事業会社によるスタートアップ投資の促進が重要であり、過去の投資の促進効果及び特例措置の手段の有効性については事前評価書10有効性等④効果及び、事前評価書11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等に記載の通り」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。上記の目標達成のため、具体的には、米国で事業会社等からのベンチャー投資額が急上昇した時期（2013-2014）の米国における事業会社等による投資と同水準（対GDP比0.066%）までベンチャー投資額を増加させることを目標とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本制度により、事業会社・CVCによるベンチャー投資額の増加の割合が、制度がなかった場合よりも大きくなる。（本点検結果表(3)将来の適用額【経済産業省の補足説明】①で記載の「税による押し上げ効果」がこれに該当。）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 事前評価書11相当性②他の支援措置や義務付けとの役割分担に記載の通り。 また、実際に税制を活用した企業から、税制の存在がオープンイノベーションの実施の後押しとなったとの声が上がっており、本制度は必要かつ適切なものであると考えている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長
2	対象税目	法人税：義（国税5） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税8）
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社等を対象に、その投資額の25%を当該事業会社の課税所得から控除するもの。 《要望の内容》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を令和5年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。 《関係条項》 租税特別措置法第66条の13
	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	令和2年度創設（令和2年4月1日～）
8	適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウイズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等
		②：政策体系における政策目的の位置付け 経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウイズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウイズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

		について、引き続き検討を行う。 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウイズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
	②：政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウイズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープンイノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウイズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

10	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げることを目標とする。 上記の目標達成のため、具体的には、他国の例より、事業会社・CVCによるベンチャー投資額の対GDP比が、0.060%程度を閾値として、0.120%程度まで上昇していくとの見込みのもと、2023年までに同投資額の対GDP比を0.060%増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社によるベンチャー投資額の増加に有効な手段である。</p>																							
		① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数(社)</td> <td>77</td> <td>238</td> <td>322</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td>件数(件)</td> <td>112</td> <td>352</td> <td>477</td> <td>642</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	適用事業者数(社)	77	238	322	433	件数(件)	112	352	477	642								
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																				
適用事業者数(社)	77	238	322	433																						
件数(件)	112	352	477	642																						
② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額(億円)</td> <td>344.4</td> <td>1750</td> <td>2372</td> <td>3189</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	投資額(億円)	344.4	1750	2372	3189															
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																						
投資額(億円)	344.4	1750	2372	3189																						
	③ 減収額	<p>1. 減収額試算【国税】 減収額(法人税) = 税制対象投資額 × 所得控除額 × 法人税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>減収額(法人税)</td> <td>19.5</td> <td>100.3</td> <td>136.0</td> <td>182.8</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>減収額(法人税)</td> <td>0.5</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>減収額(国税)</td> <td>19.9</td> <td>101.4</td> <td>137.4</td> <td>184.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位: 億円)</p> <p>2. 減収額試算【地方税】 減収額(法人住民税) = 減収額(法人税) × 法人住民税率 減収額(法人事業税: 所得割) = 所得控除額 × 法人事業税率(所得割) 減収額(特別法人事業税) = 減収額(法人事業税: 所得割) × 特別法人事業税率 減収額(法人事業税率: 付加価値割) = 所得控除額 × 法人事業税率(付加価値割)</p>			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	大企業	減収額(法人税)	19.5	100.3	136.0	182.8	中小企業	減収額(法人税)	0.5	1.1	1.5	2.0	合計	減収額(国税)	19.9	101.4	137.4	184.8
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																					
大企業	減収額(法人税)	19.5	100.3	136.0	182.8																					
中小企業	減収額(法人税)	0.5	1.1	1.5	2.0																					
合計	減収額(国税)	19.9	101.4	137.4	184.8																					

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大企業	減収額(法人住民税)	1.4	7.0	9.5	12.8
	減収額(法人事業税: 所得割)	0.8	4.3	5.9	7.9
	減収額(特別法人事業税)	2.2	11.2	15.2	20.5
	減収額(法人事業税率: 付加価値割)	1.0	5.2	7.0	9.5
中小企業	減収額(法人住民税)	0.0	0.1	0.1	0.1
	減収額(法人事業税: 所得割)	0.2	0.3	0.5	0.6
	減収額(特別法人事業税)	0.1	0.1	0.2	0.2
	減収額(法人事業税率: 付加価値割)	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	減収額(地方税)	5.6	28.3	38.4	51.6

(単位: 億円)

3. 減収額試算【国税+地方税】

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
合計	減収額(国税+地方税)	25.6	129.7	175.8	236.4

(単位: 億円)

(参考)

(税率)	法人税率	法人住民税率	法人事業税率(所得割)	特別法人事業税率	法人事業税率(付加価値割)
大企業	0.232	0.070	0.010	2.600	0.012
中小企業	0.216	0.070	0.070	0.370	0.000

税制対象投資額	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大企業	335.5	1730	2345	3153
※海外スタートアップ投資は大企業のみが行うと仮定				
中小企業	8.9	20	27	36

(単位: 億円)

所得控除率: 0.25

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:創設時～令和3年4月) ○事業会社等によるベンチャー投資額 1732億円(2019年度)→1789億円(2020年度) ※ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は約241億円であり、これは2020年度の実績による国内ベンチャー投資全体(1789億円)のうちの約14%にあたる。したがって、本税制が措置されていなかった場合と比して本税制により最大約15.5%の投資額の押し上げ効果があったと考えられる。</p>	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社等によるベンチャー投資額が押し上げられていると考えられる。更に、本税制による後押しを受けてベンチャー投資を行ったことで、当該事業会社がベンチャー投資のノウハウを蓄積させ、投資への積極性を増していく等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。</p>	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、広く事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした他の支援措置として、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」が昨年取り纏められた。この措置は、スタートアップ企業側の法的知見の不足を補うことでオープンイノベーションの成功率を向上させその付加価値を最大化するものだが、一方で本措置は事業会社によるスタートアップ企業とのオープンイノベーションの実施を促進するものであり、政策効果が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産02）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置 (-)							
措置内容	令和元年度時点	-							
	令和2年度税制改正以後	-							
	令和3年度税制改正以後	-							
政策目的		参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげること。							
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	事業所税	車体課税	不動産取得税
関係条項		-							
要望内容		2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講じる。							
創設年度	-	過去の政策評価の実績			-			区分	新設

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）は、政策目的（参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる」という政策目的については、実現状況を定量的に評価することは難しく、当該目的の下、達成しようとする目標を定量的に設定することも困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大阪・関西万博については現在進行形で内容の検討や参加招請を行っており、現段階でいつどの程度の参加者が集まるのか、予測することは難しく、適用数の予測も困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 大阪・関西万博については現在進行形で内容の検討や参加招請を行っており、現段階でいつどの程度の参加者が集まるのか、それぞれの参加国がどのような出展を行うのか予測することは難しく、減収額の予測も困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）は、政策目的（参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる」という政策目的については、実現状況を定量的に評価することは難しく、当該目的の下、達成しようとする目標を定量的に設定することも困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われているため、評価書を修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている」との説明では、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置
2	① 対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税13) (法人住民税・事業税:義(自動連動)、個人住民税:外(自動連動)、事業所税・車体課税・不動産取得税・固定資産税:外)(地方税3)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる税目につき、税制上の所要の措置を講じる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省 商務・サービスグループ 博覧会推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：令和4年4月1日～令和8年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日
9	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約において、参加国・参加者に便宜を図ることが求められている。 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
		《政策目的の根拠》 令和2年12月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
		10 有効性等	① 適用数 —
		② 適用額 —	
		③ 減収額 —	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	我が国における国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトであり、大阪・関西万博の円滑な開催につながる措置を講じるが必要不可欠であるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	大阪・関西万博は、2025年4月13日から10月13日までの6か月間開催され、150か国・25国際機関の出席を目指していることから、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人・非居住者が来日すること

		<p>が予想される。</p> <p>過去の海外博及び国内博においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、来日する外国公式参加者に係る外国法人及び非居住者の【一定の】万博関連所得、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることがある。また、国内企業等からなる非公式参加者も多数の参加が想定されるところ、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援する。</p> <p>さらに、開催者たる博覧会協会がその業務に供するものとして会場内外に所有する家屋・償却資産等については、大阪・関西万博が我が国にとって重要な国家プロジェクトであることを踏まえれば、その公共的性格が強いものと認められるとともに、それらは会期終了後には撤去される仮設物としての性格が強いということも鑑みれば、それらについては非課税とすることが適当である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>税制改正要望以外にも、大阪・関西万博の成功裡の開催に向けて、国際博覧会推進本部が2020年12月に策定した「2025年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>—</p>

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産03）

【基本情報】

制度名 (措置名)		海外投資等損失準備金の延長 (海外投資等損失準備金)					
措置内容	令和元年度時点	次の法人（特定法人）の株式等（設立又は増資により取得するものに限る。）の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、取得価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 ① 資源開発事業法人：20% ② 資源開発投資法人：20% ③ 資源探鉱事業法人：50% ④ 資源探鉱投資法人：50%					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の安定供給を確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第55条、第68条の43					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S39	過去の政策評価の実績	H23経産08、H25経産08、H27経産06、H29経産05、R1経産03			区分	延長

（評価実施府省：経済産業省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	14	38,398,447	98.7%	1,992,879
H24	10	17,647,132	-	778,503
H25	12	11,326,427	-	499,665
H26	7	18,403,812	-	811,884
H27	5	13,801,493	-	470,810
H28	5	5,545,696	-	169,659
H29	5	2,573,563	-	77,686
H30	2	18,093,454	-	543,835
R1	3	6,620,307	-	198,132

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、「エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））は、エネルギー基本計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとした。</p> <p>③・④ 本特例措置は、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、石油・天然ガスの自主開発比率の維持・向上を図るものである。このうち、本特例措置は自主開発比率等の向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）」における実績を引用と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成30年度及び令和元年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかになっていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため記載をしなかったが、項目を分け、法人事業税については「—」と記載した。</p> <p>② 平成30年度から令和元年度までの法人税及び法人住民税の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会提出）を参考に、それぞれ平成30年度は42億円及び令和元年度は15億円にそれぞれ修正したい。また、令和2年度から令和5年度の法人税及び法人住民税の減収額は、下記のとおり前3年度の平均値によって推計した金額に修正したい。</p> <p>令和2年度：21億円（平成29年度から令和元年度までの平均値） 令和3年度：26億円（平成30年度から令和2年度までの平均値） 令和4年度：21億円（令和元年度から令和3年度までの平均値） 令和5年度：23億円（令和2年度から令和4年度までの平均値）</p> <p>③ 平成30年度から令和元年度までの法人住民税の減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第204回国会提出）に基づき、それぞれ平成30年度は5.4億円及び令和元年度は2.0億円にそれぞれ修正したい。また、令和2年度から令和5年度の法人住民税の減収額は、下記のとおり前3年度の平均値によって推計した金額に修正したい。</p> <p>令和2年度：2.7億円（平成29年度から令和元年度までの平均値） 令和3年度：3.4億円（平成30年度から令和2年度までの平均値） 令和4年度：2.7億円（令和元年度から令和3年度までの平均値） 令和5年度：2.9億円（令和2年度から令和4年度までの平均値）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第204回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため記載をしなかったが、項目を分け、法人事業税については「一」と記載した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。
② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑦ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑧ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。
⑨ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
⑩ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①・② 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中
鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中

③ 石油・天然ガス（令和元年度）については、以下のとおり。
自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）
÷（輸入量及び国内生産量）
＝（174.6万boe/d）÷（502.8万boe/d）
＝34.7%
（出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）

④ 鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。
自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）
÷（国内金属需要量）
＝50.2%
※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。
（出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

⑤・⑥ リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の本来的に多くない中で、後述（⑦及び⑧）のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える。

⑦・⑧ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して5～6割程度を占めている。石油・天然ガスについては、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%、令和元年度は55.5%、金属鉱物については、平成29年度は49.9%、平成30年度は64.2%（令和元年度は集計中）となっている。また、本制度はリスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

⑨ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の直近（令和元年度）の達成状況は、86.8%。

⑩ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（平成30年度）の達成状況は62.8%。

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成27年度から29年度までの達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、後述（⑦及び⑧）のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献している」との説明では、本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与しているのかについて分析が十分にされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦・⑧ 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して5～6割程度を占めている。石油・天然ガスについては、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%、令和元年度は55.5%、金属鉱物については、平成29年度は49.9%、平成30年度は64.2%（令和元年度は集計中）となっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨・⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成状況（達成目標に対する進展の程度）を踏まえて本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 上記のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。</p> <p>資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。</p> <p>こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消さ</p>

<p>れたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（令和3年度）、3件（令和4年度）及び3件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	法人税：義(国税14) 法人住民税、法人事業税：義(地方税10)(自動連動)
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う国内法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 《要望の内容》 令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第55条、第68条の43、同法施行令第32条の2、第39条の72、同法施行規則第21条、第22条の45 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号、同法施行令第21条の6
	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設(3年間) 昭和42年度 延長(2年間) 昭和44年度 延長(2年間) 昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2年間) 昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3年間) 昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和49年度 延長(2年間) 昭和51年度 延長(2年間)(開発の積立率：50%→40%) 昭和53年度 延長(2年間) 昭和55年度 延長(2年間) 昭和57年度 延長(2年間) 昭和59年度 延長(2年間) 昭和61年度 延長(2年間) 昭和63年度 延長(2年間) 平成2年度 延長(2年間) 平成4年度 延長(2年間) 平成6年度 延長(2年間)

			平成8年度 延長(2年間) 平成10年度 延長(2年間)(開発の積立率：40%→30%) 平成12年度 延長(2年間) 平成14年度 延長(2年間) 平成16年度 延長(2年間) 平成18年度 延長(2年間) 平成20年度 延長(2年間) 平成22年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(2年間) 平成28年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：90%→70%) 平成30年度 延長(2年間)(探鉱の積立率：70%→50%) (開発の積立率：30%→20%) 令和元年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間		令和4年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、資源ナショナリズムの高まり等の供給脆弱性を克服するため、エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の安定供給を確保する。 《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。・・・ また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。・・・

		<p>第2節 2030年に向けた政策対応</p> <p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。...</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは2030年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。...</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組む、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。</p> <p>金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。...</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>1. グリーン社会の実現</p> <p>(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策</p> <p>...</p>
--	--	--

		<p>脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>...</p> <p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり</p> <p>(6) 経済安全保障の確保等</p> <p>我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。</p> <p>○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第6章 経済安全保障の確保と集中投資</p> <p>1. 経済安全保障政策の推進</p> <p>(2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上</p> <p>半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。</p> <p>5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン</p> <p>レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定)。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与することになる。</p>

10 有効性等	① 適用数	<p>○適用数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	適用件数	2	3	3	3	3	3																											
	年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																				
	適用件数	2	3	3	3	3	3																																				
	② 適用額	<p>○適用額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>181</td> <td>66</td> <td>91</td> <td>113</td> <td>90</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	適用額	181	66	91	113	90	98																											
年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																					
適用額	181	66	91	113	90	98																																					
③ 減収額	<p>○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国税</td> <td>42</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>2.7</td> <td>3.4</td> <td>2.7</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>2.7</td> <td>3.4</td> <td>2.7</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度～令和元年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)における実績を引用。 ※令和2年度～令和5年度については、前3年度の平均値によって推計。</p>	年度	平成30	令和1	2	3	4	5	区分							国税	42	15	21	26	21	23	地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9	法人事業税	-	-	-	-	-	-
年度	平成30	令和1	2	3	4	5																																					
区分																																											
国税	42	15	21	26	21	23																																					
地方税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																																					
法人住民税	5.4	2.0	2.7	3.4	2.7	2.9																																					
法人事業税	-	-	-	-	-	-																																					
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガスの自主開発比率(注1)</p> <p>平成27年度: 27.2% 平成28年度: 27.4% 平成29年度: 26.6% 平成30年度: 29.4% 令和元年度: 34.7% (達成率:86.8%)</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注2)</p> <p>平成27年度: 52.1% 平成28年度: 51.3% 平成29年度: 50.6%(達成率:63.3%)</p>																																										

		<p>平成30年度: 50.2%(達成率:62.8%) 令和元年度: 集計中</p> <p>(注1)石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>(注2)鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第204回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成29年度～令和元年度の平均で3社、また、本制度の適用額は、平成29年度～令和元年度の平均で90億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約10億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し</p>

			(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第58条第14項)</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産04-1）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)					
措置内容	令和元年度時点	鉱業事業者が、一定の鉱物に係る新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の支出に備えるため、鉱物の採掘収入金額の12%又は採掘収入金額に係る採掘所得金額の50%（海外探鉱準備金は40%）相当額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第58条、第68条の61					
要望内容		令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。					
創設年度	S40	過去の政策評価の実績	H24経産05、H27経産07、H30経産03			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	44	50,034,083	88.8%	6,105,806
H24	42	77,593,572	84.7%	8,982,623
H25	42	65,155,806	89.3%	7,460,748
H26	40	69,309,473	87.3%	7,940,400
H27	36	46,466,624	94.3%	4,878,275
H28	29	68,546,050	95.9%	8,034,309
H29	34	81,653,350	95.2%	6,137,443
H30	27	46,205,386	95.7%	3,447,255
R1	25	42,296,006	98.1%	3,145,941

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（「(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める」、「(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる」及び「(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す」)を削除する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>④ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。また、資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要するものである。本特例措置は、その維持に資する措置であることから、適用期間の最終年度までに、可能な限り、現状の自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）を維持することを目指す。</p> <p>③ 鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現</p>
--

<p>状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>④・⑤ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されれば、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の低下を抑制することに繋がり、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を可能せしめるものであることから、達成目標として適切であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。					
② 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。					
③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合98.1%（令和元年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。					
④ 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果について、「石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね9割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約5倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成30年度50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。					
⑤ 所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（ウラン、鉄鉱石及び石炭））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。					
【経済産業省の補足説明】					
① 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。					
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中
鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中
鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5
ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中
石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中

② 自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の算定根拠については、以下のとおり。					
石油・天然ガス：自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）÷（輸入量及び国内生産量）＝（174.6万バレル/日）÷（502.8万バレル/日）＝34.7% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）					
鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）÷（国内金属需要量）＝50.2% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）					
ウラン：自主開発比率＝（日本が保有する権益からのウラン引取量）÷（電力事業者によるウラン引取量）＝40.2% （出典：「日本が保有する権益からのウラン引取量」及び「電力事業者によるウラン引取量」：資源エネルギー庁による企業アンケート）					
鉄鉱石：自主開発比率＝（我が国企業の持分生産量）÷（全国鉄鉱石輸入量） ＝11.4百万トン÷99.4百万トン ＝11.5% （出典：（一社）日本鉄鋼連盟調べ（持分生産量）、財務省「貿易統計」）					
石炭：自主開発比率＝（海外権益持分量及び国内権益持分量）÷（輸入量及び国内生産量） ＝（104,054千トン）÷（186,978千トン）＝55.7% （出典：「海外権益持分量及び国内権益持分量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート、「輸入量」：財務省貿易統計、「国内生産量」：石炭・コークス・バイオ年鑑）					
③ 資源開発は、巨額な資金とリードタイムを必要とする上、多大なリスクを包含するという事業特性から、相対的に事業規模の大きな企業がその役割を担わざるを得ない。一方で、非金属鉱業は、相対的に事業規模が小さい企業がその役割を担っており、両者が混在した中で、適用額を比較した場合、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が圧倒的に大きくなってしまふのはやむを得ない傾向である。 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和3年1月国会提出、財務省）」の資本金階級別の適用件数で見た場合、探鉱準備金又は海外探鉱準備金で言えば、100億円超の企業が40%（10社/25社）、1億円以下の企業が24%（6社/25社）となっており、必ずしも特定の者に偏っているわけではないため、達成目標の実現に有効な手段であったと考えられている。					
	1億円以下	10億円以下	100億円以下	100億円超	合計
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	6	3	6	10	25
	181,730	228,565	2,471,093	39,414,617	42,296,006
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	3	2	3	6	14
	34,686	14,262	244,241	4,549,472	4,842,663
	11,562	7,131	81,414	758,245	345,905
出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省） 上欄：適用企業数、中欄：適用額（千円）、下欄：1社あたり適用額（千円）					

<p>④ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。</p> <p>特に、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく資源を新たな探鉱活動により補填し、持続的かつ安定的な鉱山経営を後押しすることで、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を図るものである。従って、本特例措置単独の効果としては、探鉱活動を下支えし探鉱活動を促進できたかどうかである。</p> <p>企業アンケート結果に基づき、大手非鉄金属鉱業者7社の探鉱活動に対する投資状況を、「鉱業収入に占める探鉱費の割合」で比較すると、本制度を活用している企業は約6%（平均）、活用していない企業は約3%（平均）であり、本制度の活用により、我が国企業の探鉱活動に対して約2倍の促進効果があると考えられる。</p> <p>⑤ ウランについては、足元のウラン需要が落ち着いている中で我が国企業が權益を保有する鉱山において安定的に生産が進んでいるため、自主開発比率は順調に上昇している。</p> <p>鉄鉱石については、過去に投資した案件において、パートナーの資金調達難等の理由から稼働が遅延しており、自主開発比率の上昇が想定に反し長期停滞している。今後、本件が順調に稼働すれば、自主開発比率は向上し、目標に近づくものと期待している。</p> <p>石炭については、NGO等による火力発電用の石炭（一般炭）開発に対する強い批判等を受けて、一般炭開発に対する投資環境が悪化する中、商社等による一般炭の自主開発權益の売却が自主開発比率の低下につながっている。一方で、石炭消費量のほぼ全てを輸入に依存する我が国が石炭の安定供給を実現するためには、石炭の自主開発比率60%という目標を維持し、「国が石炭安定供給を軽視している」という誤ったシグナルを市場関係者に送ることなく、石炭を安定的に確保し、エネルギー安定供給を実現する必要がある。</p> <p>その上で、鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流權益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が不可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内外資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和2年度の石油・天然ガス、元年度及び2年度の鉱物資源（ベースメタル）、2年度のウラン並びに2年度の石炭の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容の不十分であると思われる点の一部が解消されたが、鉱物資源（ベースメタル）及びウランの過去の効果の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題と</p>
--

<p>する。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
<p>(7) 将来の効果</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本制度の達成目標である自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）は中長期的な傾向としては概ね順調に維持・向上してきている。他方、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化による探鉱開発費用の増大、資源ナショナリズムの高まりによる探鉱開発プロジェクト形成の困難化、国内外での脱炭素化に伴う化石燃料事業の資金調達の困難化など資源開発におけるリスクが多様化・複雑化してきている。</p> <p>そのため、今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は令和2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる。</p> <p>資源エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国は、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要不可欠であり、本制度により我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動を下支えすることで、自主開発比率（自給率）の低下を抑制し、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の維持・向上が図られるものであることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>(8) 他の政策手段</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産04-2）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 (新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)					
措置内容	令和元年度時点	探鉱準備金又は海外探鉱準備金を有する法人が、新鉱床探鉱費の支出をした場合又は探鉱用機械設備の償却をした場合には、準備金の益金算入額等の範囲内で損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第59条、第68条の62					
要望内容		令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。					
創設年度	S40	過去の政策評価の実績	H24経産05、H27経産07、H30経産03			区分	拡充・延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	16	17,020,947	99.8%	2,072,814
H24	20	25,781,001	99.1%	2,972,673
H25	21	30,172,567	98.2%	3,452,910
H26	26	23,040,977	96.8%	2,638,050
H27	25	14,673,321	98.9%	1,539,239
H28	18	23,220,665	99.4%	2,721,651
H29	17	9,983,955	99.5%	744,088
H30	17	16,359,703	99.6%	1,218,345
R1	14	4,842,663	99.5%	360,807

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（「(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める」、「(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる」及び「(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す」）を削除する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>④ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑤ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。また、資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要するものである。本特例措置はその維持に資する措置であることから、適用期間の最終年度までに、可能な限り、現状の自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）を維持することを目指す。</p> <p>③ 鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現</p>

<p>状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p> <p>④・⑤ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を図るものである。本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されれば、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の低下を抑制することに繋がり、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の維持・向上を可能せしめるものであることから、達成目標として適切であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 国税及び地方税を含めた法人実効税率約30%で算出していた減収額について、法人税、法人住民税及び法人事業税別に記載することとし、評価書を修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																																					
①	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。																																				
②	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果（平成30年度から令和2年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。																																				
③	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（石油・天然ガス、非鉄金属、ウラン、鉄鉱石及び石炭））に対する過去の効果について、「石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね9割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約5倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成30年度50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると「考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。																																				
④	所期の達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る（ウラン、鉄鉱石及び石炭））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。																																				
【経済産業省の補足説明】																																					
①	達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率</td> <td>26.6</td> <td>29.4</td> <td>34.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉱物資源 （ベースメタル）</td> <td>自給率</td> <td>50.6</td> <td>50.2</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>12.3</td> <td>11.9</td> <td>10.8</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>37</td> <td>40.2</td> <td>40.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>自主開発比率</td> <td>58.6</td> <td>56.4</td> <td>55.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table>			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中	鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5	ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中	石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度																																
石油・天然ガス	自主開発比率	26.6	29.4	34.7	集計中																																
鉱物資源 （ベースメタル）	自給率	50.6	50.2	集計中	集計中																																
鉄鉱石	自主開発比率	12.3	11.9	10.8	11.5																																
ウラン	自主開発比率	37	40.2	40.2	集計中																																
石炭	自主開発比率	58.6	56.4	55.7	集計中																																

②	<p>自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の算定根拠については、以下のとおり。</p> <p>石油・天然ガス：自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）÷（輸入量及び国内生産量）＝（174.6万バレル/日）÷（502.8万バレル/日）＝34.7% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）</p> <p>鉱物資源（ベースメタル）（平成30年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）÷（国内金属需要量）＝50.2% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）</p> <p>ウラン：自主開発比率＝（日本が保有する権益からのウラン引取量）÷（電力事業者によるウラン引取量）＝40.2% （出典：「日本が保有する権益からのウラン引取量」及び「電力事業者によるウラン引取量」：資源エネルギー庁による企業アンケート）</p> <p>鉄鉱石：自主開発比率＝（我が国企業の持分生産量）÷（全国鉄鉱石輸入量） ＝11.4百万トン÷99.4百万トン ＝11.5% （出典：（一社）日本鉄鋼連盟調べ（持分生産量）、財務省「貿易統計」）</p> <p>石炭：自主開発比率＝（海外権益持分量及び国内権益持分量）÷（輸入量及び国内生産量） ＝（104,054千トン）÷（186,978千トン）＝55.7% （出典：「海外権益持分量及び国内権益持分量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート、「輸入量」：財務省貿易統計、「国内生産量」：石炭・コークス・バイオ年鑑）</p> <p>③ 本特例措置は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の維持・向上を図るものである。 特に、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく資源を新たな探鉱活動により補填し、持続的かつ安定的な鉱山経営を後押しすることで、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を図るものである。従って、本特例措置単独の効果としては、探鉱活動を下支えし探鉱活動を促進できたかどうかである。 企業アンケート結果に基づき、大手非鉄金属鉱業者7社の探鉱活動に対する投資状況を、「鉱業収入に占める探鉱費の割合」で比較すると、本制度を活用している企業は約6%（平均）、活用していない企業は約3%（平均）であり、本制度の活用により、我が国企業の探鉱活動に対して約2倍の促進効果があると考えられる。</p> <p>④ ウランについては、足元のウラン需要が落ち着いている中で我が国企業が権益を保有する鉱山において安定的に生産が進んでいるため、自主開発比率は順調に上昇している。 鉄鉱石については、過去に投資した案件において、パートナーの資金調達難等の理由から稼働が遅延しており、自主開発比率の上昇が想定に反し長期停滞している。今後、本件が順調に稼働すれば、自主開発比率は向上し、目標に近づくものと期待している。 石炭については、NGO等による火力発電用の石炭（一般炭）開発に対する強い批判等を受けて、一般炭開発に対する投資環境が悪化する中、商社等による一般炭の自主開発権益の売却が自主開発比率の低下につながっている。一方で、石炭消費量のほぼ全て</p>
---	---

<p>を輸入に依存する我が国が石炭の安定供給を実現するためには、石炭の自主開発比率60%という目標を維持し、「国が石炭安定供給を軽視している」という誤ったシグナルを市場関係者に送ることなく、石炭を安定的に確保し、エネルギー安定供給を実現する必要がある。</p> <p>その上で、鉄鋼原料である鉄鉱石や原子力発電の燃料であるウランは、国内埋蔵量が限られることから、製鉄所や原子力発電の操業において必要な資源量を確保するため、業界が立ち上がった当初から、需要家である鉄鋼メーカーや電力会社が、直接又は商社経由で原料を海外から調達しなければならない構造となっている。そのため、安定供給確保のため、海外上流権益を確保する主体も需要家である鉄鋼メーカー、電力会社又は商社が主流である。政策方針として自主開発比率向上を掲げて取り組んでいるものの、本特例措置の対象者が鉱業者に限定されていることから、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。また、石炭については、国内生産を行っている鉱業者が存在するものの、世界の需給動向や国際価格等の種々の状況を踏まえ、現状、新規の探鉱活動は見込まれておらず、本特例措置による自主開発比率への貢献を見込むことは現状困難な状況である。そのため、所期の達成目標には、石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）を主体として記載することが適切であると考えている。</p> <p>ただし、今後、資源価格の高騰や国外調達が不可能になる等、大きな状況変化が生じた場合には、国内外資源開発を行う可能性はあることから、鉱業政策上対象としている鉄鉱石、ウラン、石炭は、引き続き本特例措置の対象鉱種に位置づけるべきものであると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和2年度の石油・天然ガス、元年度及び2年度の鉱物資源（ベースメタル）、2年度のウラン並びに2年度の石炭の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容の不十分であると思われる点の一部が解消されたが、鉱物資源（ベースメタル）及びウランの過去の効果の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標についての過去の実現状況との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本制度の達成目標である自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）は中長期的な傾向としては概ね順調に維持・向上してきている。他方、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化による探鉱開発費用の増大、資源ナショナリズムの高まりによる探鉱開発プロジェクト形成の困難化、国内外での脱炭素化に伴う化石燃料事業の資金調達の困難化など資源開発におけるリスクが多様化・複雑化してきている。</p> <p>そのため、今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は令和2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれて</p>

<p>おり、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる。</p> <p>資源エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国は、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要不可欠であり、本制度により我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動を下支えすることで、自主開発比率（自給率）の低下を抑制し、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の維持・向上を図られるものであることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後の新たな探鉱活動の見通しを立てることが困難な状況ではあるが、令和3年度以降の探鉱費は2年度と同等程度から3倍弱の支出が見込まれており、本制度は我が国民間企業の継続的・安定的な探鉱活動の下支えとなっていると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税15) 法人住民税、法人事業税:義(地方税9)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2
5	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月

		分析対象期間:平成30年4月1日～令和7年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p> <p>昭和43年度 延長(2年間)</p> <p>昭和45年度 延長(1年間)</p> <p>昭和46年度 延長(3年間)</p> <p>昭和49年度 延長(3年間)</p> <p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%)</p> <p>昭和52年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:14%→13%)</p> <p>昭和55年度 延長(3年間)</p> <p>昭和58年度 延長(3年間)</p> <p>昭和61年度 延長(3年間)</p> <p>平成元年度 延長(3年間)</p> <p>平成4年度 延長(3年間)</p> <p>平成7年度 延長(3年間)</p> <p>平成10年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:13%→12%)</p> <p>平成13年度 延長(3年間)</p> <p>平成16年度 延長(3年間)</p> <p>平成19年度 延長(3年間)</p> <p>平成22年度 延長(3年間)</p> <p>平成25年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等)</p> <p>縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%)</p> <p>平成28年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年)</p> <p>縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等)</p> <p>令和元年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率50%以上→議決権比率50%以上)</p> <p>縮減(海外自主開採法人要件:鉱石引取率30%→40%)</p>
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)
9	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、</p>

	<p>同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「エネルギー基本計画(第5次)」(平成30年7月3日閣議決定)</p> <p>第2章. 2030年に向けた基本的な方針と政策対応</p> <p>第1節. 基本的な方針</p> <p>2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向</p> <p>(5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善</p> <p>…海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。</p> <p>第2節. 2030年に向けた政策対応</p> <p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。…</p> <p>…石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。…</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>…JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組む、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。…</p> <p>…我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給の逼迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。…</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</p>
--	--

	<p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>1. グリーン社会の実現</p> <p>(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策</p> <p>…</p> <p>脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>…</p> <p>5. 4つの原動力を支える基盤づくり</p> <p>(6) 経済安全保障の確保等</p> <p>我が国のサプライチェーンを強靱化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進める。</p> <p>○「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第6章 経済安全保障の確保と集中投資</p> <p>1. 経済安全保障政策の推進</p> <p>(2) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上</p> <p>半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等の先行的な重点項目とともに、基幹的なインフラ産業において不可欠な物資・技術について、サプライチェーンの分析を進め、国内における生産能力の確保・強化や調達の多元化など、サプライチェーンの強靱化に必要な対策を検討する。</p> <p>5. レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン</p> <p>レアアースを含む重要鉱物の開発や生産拠点の多元化を進めるとともに、医薬品等国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、サプライチェーンの強靱化を推進する。</p> <p>○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)」</p> <p>4. 重要分野における「実行計画」</p> <p>(1) 洋上風力・太陽光・地熱産業(次世代再生可能エネルギー)</p> <p>i) 洋上風力</p> <p>② 投資促進・サプライチェーン形成</p> <p><今後の取組></p> <p>…風車製造に必要なであるが特定国依存度の高いレアアース等の原材料の確保に向けた取組を進める。</p> <p>(5) 自動車・蓄電池産業</p> <p>③ 蓄電池</p> <p><今後の取組></p> <p>イ) 鉱物資源の確保</p> <p>蓄電池の製造には、ニッケル、コバルト、リチウム等の鉱物資源が必要であることから、カーボンニュートラル実現に向けた電動化の進展等に伴い、関連する鉱物資源の需要拡大が想定される。こ</p>
--	---

		<table border="1"> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>※出典：①平成 30～令和元年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に外形標準課税（所得割 0.7%、地方法人特別税率 414.2%及び付加価値割 1.26%）から試算（実績推計） ②令和 2～6 年度：適用見込額を基に外形標準課税（所得割 1%、特別法人事業税率 260%及び付加価値割 1.26%）から試算（推計）</p>	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	22	21	22	21	21	21	21											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	8	2	5	4	4	4	4											
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 （石油・天然ガス） 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 27.4%（達成率 68.5%） 34.7%（達成率 86.8%）</p> <p>（非鉄金属） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 平成 28 年度 平成 30 年度 51.3%（達成率 64.1%） 50.2%（達成率 62.8%）</p> <p>（ウラン） 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成 28 年 令和元年 38.3% 40.2%</p> <p>（鉄鉱石） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成 28 年 令和元年 12.2%（達成率 40.7%） 10.8%（達成率 36.0%）</p> <p>（石炭） 我が国の石炭安定供給を確保するため、石炭の自主開発比率は 2030 年に 60%を維持することを目指す。 〔石炭の自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 61.1%（達成率 101.8%） 55.7%（達成率 92.8%）</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p>																

		<p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱支出額の比率は概ね 3 割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱支出額の比率は、概ね 9 割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約 5 倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成 30 年度 50.2%であったが、これは過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず直近の自給率が低下したものの、自給率の中長期トレンドは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる。</p>
	⑤	<p>⑤: 税収減を是認する理由等 本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確定で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立て予見可能性があることから、政策手段として妥当。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。 本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるもので</p>

		<p>ある。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成30年8月(H30 経産03)</p>

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産05）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 （措置名）		保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長 （保険会社等の異常危険準備金）					
措置内容	令和元年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実かつ円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第57条の5、第68条の55					
要望内容		本税制措置の適用期限を令和7年3月31日まで3年間延長する。					
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22経産44、H24経産09、H27経産12、H30経産06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 （法人税・件）	適用総額 （法人税・千円）	適用額の 上位10社割合 （法人税・%）	地方税への影響額 （地方法人二税・地方 法人特別税・千円）
H23	49	129,444,420	96.9%	15,761,052
H24	53	115,667,298	96.7%	13,338,340
H25	56	133,939,457	97.3%	15,323,180
H26	60	165,619,628	96.8%	18,958,530
H27	62	169,106,188	97.6%	17,729,752
H28	61	157,258,634	98.7%	18,430,644
H29	65	169,030,402	97.9%	12,596,406
H30	61	172,765,482	96.7%	12,866,941
R1	58	201,770,014	96.8%	14,982,815

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 共済事業においては、自然災害等の予見し難い事由により共済金の支払いに支障が生じる懸念があることから異常危険準備金を積み立てているもの。 異常危険準備金は、大企業に比べて経済的に脆弱な状況にある中小企業に対して、予測不可能な自然災害等による経済的損失を補填することが目的であるため、積み立てて維持することが必要である。異常危険準備金は本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の積立を予定しているが、今後の異常災害の発生は予測できず、平成30年度のように異常危険準備金を大きく取り崩す事態が頻発しており、想定通りに積立ができる環境にはなく、今後の異常災害の発生によっては流動的な状況となっており、具体的に示すことが不可能。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分））を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分））を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成30年度から令和2年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分）×税率）を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和3年度から6年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（当期無税積立額（特例分）×税率）を集計したものであり、当省において何らこれに推計等を与えていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の効果（平成28年度から令和2年度まで）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の効果について、「異常危険準備金の額は令和2年度時点で5,358百万円」と説明されているが、過去の適用数3件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する過去の直接的な効果について、「火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与している」と説明されているが、過去の効果（令和2年度時点の異常危険準備金額：5,358百万円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）に</p>
--

<p>ついて、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災共済事業を行う全ての火災等共済組合、協同組合連合会からの報告値（異常危険準備金積立残高）を集計したものであり、当省において何らかの推計等を与えていない。</p> <p>② 都道府県の区域を地区とする火災等共済組合は47機関存在するが、その内44都道府県においては、各都道府県の火災等共済組合と協同組合連合会が共同元受で火災共済事業を行い、その共済責任の全てを協同組合連合会が負うこととしていることから、本特例措置の適用を受ける機関は1件とカウントされることになる。また、その他3県については単独で火災共済事業を行っていることから、実質、4機関で全国をカバーしている。</p> <p>また、令和3年度以降については異常災害の発生等により適用数に変更が生じる可能性があるが、異常災害の発生は予測困難なため令和2年度実績を踏襲しているものである。</p> <p>③ 本特例措置による租税時期の繰り延べの効果により、平成30年度～令和2年度までの減収額は7,032万円であり、その減収額分を異常危険準備金として積み立てできることから、これが異常危険準備金の直接的効果と理解している。</p> <p>④ 異常災害の発生という将来の不測の事態に備えるため、異常危険準備金を可能な限り早期に目標額まで積立てることが直近の課題となっている。令和2年度末時点の異常危険準備金は5,358百万円であり、未だ目標額に未達となっていることから、本特例措置を活用して積み立てを進める必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の額について、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記（1）に記載した通り、本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の異常危険準備金の積み立てを予定している。また、上記（3）と同様、本特例措置の適用が想定される火災等共済組合からの報告値によれば、令和3年度～令和6年度までの租税時期の繰り延べによる減収見込み額として約1億円を見込んでおり、さらにその減収見込み額分を異常危険準備金に積み立てることができるため、異常危険準備金の積み立てに大きな効果があるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置の適用期間の最終年度（令和6年度）末時点において、約69億円の異常危険準備金の積み立てを予定している」との説明では、将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>

<p>て説明されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 相互扶助に基づく共済制度であることを大原則としつつも、財務基盤が脆弱な中小企業の実態を考慮し、異常危険準備金の積み立てに何らかの政策的支援が必要であるものと考えている。その際、自然災害等のリスクに対処したいという全国の中小企業者が加入できる共済制度であること、本共済制度を運営する機関が4機関と限定されていること等から、現在の本特例措置による税制での措置が必要最小限であり、かつ、適切であるものと考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長
2	対象税目	(国税 21・地方税 13(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合（以下、「火災等共済組合等」という。）については、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を3年間(令和6年度末まで)延長する。 《関係条項》 租税特別措置法 第57条の5、第68条の55 租税特別措置法施行令第33条の2、第39条の83
	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%) 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%)、平成28年度 45%(60%)
	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実に円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等の経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならない。																						
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																						
10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与するものであり、有効な手段となっている。																						
		①: 適用数	適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本要望対象の組合に係る数値のみを抽出できないため、火災等共済組合報告値等によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4団体</td> <td>8,592</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3団体</td> <td>8,262</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3団体</td> <td>8,569</td> </tr> <tr> <td>令和3年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,070</td> </tr> <tr> <td>令和4年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,249</td> </tr> <tr> <td>令和5年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,419</td> </tr> <tr> <td>令和6年度見込</td> <td>3団体</td> <td>9,606</td> </tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		適用団体数	適用額	平成30年度	4団体	8,592	令和元年度	3団体	8,262	令和2年度	3団体	8,569	令和3年度見込	3団体	9,070	令和4年度見込	3団体	9,249	令和5年度見込	3団体	9,419	令和6年度見込
	適用団体数	適用額																							
平成30年度	4団体	8,592																							
令和元年度	3団体	8,262																							
令和2年度	3団体	8,569																							
令和3年度見込	3団体	9,070																							
令和4年度見込	3団体	9,249																							
令和5年度見込	3団体	9,419																							
令和6年度見込	3団体	9,606																							
	②: 適用額	上記のとおり。																							

	③: 減収額	【減収額】 (単位:万円)																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1,632</td> <td>210</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,569</td> <td>202</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>1,628</td> <td>113</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度見込</td> <td>1,723</td> <td>120</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度見込</td> <td>1,757</td> <td>123</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度見込</td> <td>1,789</td> <td>125</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度見込</td> <td>1,825</td> <td>127</td> <td>632</td> </tr> </tbody> </table>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 30 年度	1,632	210	565	令和元年度	1,569	202	544	令和 2 年度	1,628	113	563	令和 3 年度見込	1,723	120	597	令和 4 年度見込	1,757	123	609	令和 5 年度見込	1,789	125	620	令和 6 年度見込	1,825	127	632
			法人税	法人住民税	法人事業税																													
		平成 30 年度	1,632	210	565																													
令和元年度	1,569	202	544																															
令和 2 年度	1,628	113	563																															
令和 3 年度見込	1,723	120	597																															
令和 4 年度見込	1,757	123	609																															
令和 5 年度見込	1,789	125	620																															
令和 6 年度見込	1,825	127	632																															
※ 出典: 火災等共済組合報告値等																																		
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 異常危険準備金の額は、最近の異常災害の多発により取崩しが続いたため、減少の一途で低水準になっている。</p> <p>【異常危険準備金の額の推移】 平成 28 年度 9,324 百万円 平成 29 年度 9,515 百万円 平成 30 年度 6,381 百万円 令和元年度 5,409 百万円 令和 2 年度 5,358 百万円 ※出典：火災等共済組合報告値等</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 上記のとおり、火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与している。</p>																																	
⑤: 税収減を是認する理由等	本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。																																	
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（火災共済協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税されることから、必要最低限の措置として妥当である。																																
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																																
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるために準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>																																

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 経産 06)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産06）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)						
措置内容	令和元年度時点	-						
	令和2年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者であるものが、同法の施行の日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日までの間に、その法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却又は15%相当額の税額控除ができる。						
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						
政策目的		Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図ること。 国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図ること。 令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図ること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税	所得税			
関係条項		租税特別措置法第42条の12の6、第68条の15の6の2						
要望内容		適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。						
創設年度		R2	過去の政策評価の実績		R1総務01	区分	延長	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る」、「国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る」及び「令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る」）は、政策目的を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標について、以下のとおり修正する。なお、現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。</p> <p>【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。</p> <p>【ローカル5G】 商用普及拡大前であるため機器の導入コストが未だ低廉化していないローカル5Gシステムの導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度）について、「66件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件、税額控除制度の適用件数は66件である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明より、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件、税額控除制度の適用件数は66件である」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討中につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「（法人税）88百万円（法人住民税）6.19百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度において、法人事業税の減収額は0百万円である。</p> <p>② 令和2年度において、特別償却制度の適用件数は0件である。 なお、（法人税）88百万円＝590百万円（適用額）×15%（税額控除率）であり、適用額は税制を利用した事業者からの報告より積算。 また、（法人住民税）6.19百万円＝88百万円（法人税）×7%（法人住民税率）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明より、分析・内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討中につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての所期の達成目標（「2022年度末までに約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる」、「現行開設計画において2022年度末累計約3.5万局とされている基地局整備を加速し、2022年度末までに約1.9万局の前倒し整備をはかる」、「5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要となる光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する」及び「2022年度末までに、本税制により約1,900箇所における5G基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する」）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制は税制要望プロセス後に事前評価時の要望内容とは異なる措置内容となったため、令和元年に実施の事前評価時に設定した達成目標については、現行の税制の効果を測定する指標としては適切ではない。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 「本税制は税制要望プロセス後に事前評価時の要望内容とは異なる措置内容となったため、令和元年に実施の事前評価時に設定した達成目標については、現行の税制の効果を測定する指標としては適切ではない」との説明では、過去の効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（「Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る」、「国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る」及び「令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る」）は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標については「(1) 達成目標」に記載のとおり修正する。なお、現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難であり、現時点では将来の効果を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該租税特別措置は、安全・安心な5Gシステムの普及等の政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与するものであり、政策手段として適切である。なお、当該措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しないため比較は困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当該租税特別措置は、安全・安心な5Gシステムの普及等の政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与するものであり、政策手段として適切である。なお、当該措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しないため比較は困難である」との説明では、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目 (1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7) 及び (8) に課題があり、その中でも (1) 達成目標が設定されておらず、(6) 過去の効果が把握されておらず、(3) 将来の適用数、(5) 将来の減収額及び (7) 将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税24) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動運動))(地方税23)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①内容 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「5G法」という。)の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除ができる措置を講じている。 ②対象設備 【全国5G(前倒し整備分であって高度なもの)】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) 【ローカル5G】 ・送受信装置 ・空中線(アンテナ) ・通信モジュール ・交換設備 ・伝送路設備(光ファイバを用いたもの) ③措置内容 取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除
	《要望の内容》	適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。
	《関係条項》	・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条 ・租税特別措置法第10条の5の5、第42条の12の6、第68条の15の6の2 ・租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47 租税特別措置法施行規則第20条の10の2、第22条の33 ・地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号

5	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和2年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	令和2年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Society 5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形での導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。 《政策目的の根拠》 ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号) (目的) 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。)を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。 ○成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 2. 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G(ポスト5G)、さらには6G(ビヨンド5G)の技術開発を推進する。 ○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(2)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進</p> <p>i)安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5Gについて、我が国のO-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>2. 官民挙げたデジタル化の加速</p> <p>(2)民間部門におけるDXの加速</p> <p>デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。</p> <p>このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五世代移動通信システム(5G)や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。 ・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度(2022年度)中にその試行を開始する。 <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。 <p>産業育成 データ活用</p>
--	----------------------------	---

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。</p> <p>【ローカル5G】 商用普及拡大前であるため機器の導入コストが未だ低廉化していないローカル5Gシステムの導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形での5G基地局の導入は多額の費用を要するため、通信キャリアが自発的に取り組むことが難しいところ、本税制でインセンティブを与えることで、そうした状況が改善されることが見込まれる。</p> <p>○ローカル5Gについては、現時点で機器の導入コストが未だ低廉化していないところ、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易ではないことから、本税制で要件を満たした幅広い事業者に対して、ローカル5G設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、ローカル5Gサービスの円滑導入が図られる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>令和2年度 66件(特別償却:0件、税額控除:66件) 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>② 適用額</p>	<p>令和2年度 590百万円 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>令和2年度 (法人税)88百万円 (法人住民税)6.19百万円 (法人事業税)0百万円 令和3～5年度 精査中</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【全国5G】 各通信キャリアは全都道府県で5Gサービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G基地局の整備は進展中。</p> <p>【ローカル5G】 2020年12月にローカル5G用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 安全・安心な5Gシステムおよびローカル5Gへの投資に対する租税特別措置を講ずることにより、安全で信頼できる5Gシステムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。また、ローカル5Gのさらなる円滑な導入を促進し、機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化、ソリューションの拡大を図ることが可能。</p> <p>なお、令和2年度における本税制措置の適用件数は66件であるが、これは税制適用条件である法律認定が令和2年12月と</p>

		なり、4 ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制により、安全・安心な5Gシステムへの投資促進を図ることにより、我が国におけるサイバーセキュリティ等の確保されたシステムの開発、提供及び維持管理に係る産業基盤を強化するとともに、開発供給されたシステムの需要を喚起して健全な市場を創出する。くわえて、ローカル5Gの円滑導入を支援することにより、様々な課題解決や新たな価値の創造等を実現できることから、税収減を是認するに足る効果があると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、5G インフラは製造業・農業・防災をはじめとした様々な分野における活用が見込まれており、この円滑な導入を促進することは地域課題の解決や地域経済の活性化を実現するものであることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月 (R01 総務 01)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産07）

【基本情報】

制度名 (措置名)		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)					
措置内容	令和元年度時点	中小企業者等（常時使用する従業員の数が1,000人以下のものに限る。）が少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるもの）の取得等をした場合には、取得価額の全額について損金算入ができる。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とする。					
	令和2年度税制改正以後	・対象法人から連結法人を除外 ・従業員の数を500人（改正前：1,000人）に引下げ					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第67条の5					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H15	過去の政策評価の実績	H23経産17、H25経産28、H27経産16、H29経産11、R1経産07			区分	延長

（評価実施府省：経済産業省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	425,223	234,741,916	0.03%	32,677,318
H24	431,038	242,307,068	0.00%	32,254,614
H25	459,729	261,286,334	0.00%	22,065,816
H26	504,568	285,108,925	0.00%	24,093,718
H27	489,992	276,816,142	0.00%	22,168,949
H28	510,262	288,176,722	0.00%	22,169,004
H29	531,317	302,071,554	0.00%	23,085,704
H30	549,940	314,813,536	0.00%	23,916,998
R1	586,013	341,503,335	0.00%	25,879,917

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）から新たな達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置の要望に係る適用期間の最終年度である令和5年度末までに目標を達成することを旨とする。</p> <p>② 「売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達すること」という達成目標自体について変更は行っておらず、本目標を設定する理由及び水準の適正性について、記載を付記したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 減収額試算根拠について、提出する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 減収額試算根拠について、提出する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和3年度及び5年度の法人住民税及び法人事業税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置を利用できない場合、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や、法人税申告書別表の作成等の事務負担が発生するが、本措置によりこれらの事務負担が軽減される。帝国データバンクのアンケート調査によると、これらに要する時間数は、平均で年17時間（有効回答数334件）と見込まれる。また、本措置は、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得に多くの企業において活用されており（前述のアンケート調査によると約半数の企業において活用）、このような機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減も見込まれる。このことから、本税制措置は相当程度販管費の軽減に寄与し、達成目標の実現に有効な手段であることが分かる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置を利用できない場合、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や、法人税申告書別表の作成等の事務負担が発生するが、本措置によりこれらの事務負担が軽減される。帝国データバンクのアンケート調査によると、これらに要する時間数は、平均で年17時間（有効回答数334件）と見込まれる。また、本措置は、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得に多くの企業において活用されており（前述のアンケート調査によると約半数の企業において活用）、このような機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減も見込まれる。このことから、本税制措置は相当程度販管費の軽減に寄与し、達成目標の実現に有効な手</p>

段であることが分かる」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。
また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置により、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や法人税申告書別表の作成等の事務負担（上記アンケート調査によると平均で年17時間）が軽減されることに加え、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減が見込まれる。これらを通じて、本税制措置が相当程度、販管費の軽減に寄与し、目標の実現に寄与する有効な手段であると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置により、固定資産台帳と実物資産の突合等の現況調査や法人税申告書別表の作成等の事務負担（上記アンケート調査によると平均で年17時間）が軽減されることに加え、パソコン、タブレット等の情報通信関係機器の取得を通じたバックオフィス業務におけるデジタル化による業務効率化に伴う販管費の削減が見込まれる。これらを通じて、本税制措置が相当程度、販管費の軽減に寄与し、目標の実現に寄与する有効な手段であると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（以下、「適用実態調査」）の情報がある平成27年度から令和元年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成27年度	489,992件		
平成28年度	510,262件	(前年度比	4.1%)
平成29年度	531,317件	(前年度比	4.1%)
平成30年度	549,940件	(前年度比	3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比	6.6%)
		平均	4.6%

(2) 「適用実態調査」の令和元年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和2年度以降の適用社数を推計。

令和元年度	586,013社
令和2年度	612,864社 (586,013×1.046)
令和3年度	640,944社 (612,864×1.046)
令和4年度	670,312社 (640,944×1.046)
令和5年度	701,025社 (670,312×1.046)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の平成30年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和元年度以降の適用者数を推計。

平成28年度	59,147者
平成29年度	80,433者
平成30年度	34,926者
令和元年度	36,526者 (34,926×1.046)
令和2年度	38,200者 (36,526×1.046)
令和3年度	39,950者 (38,200×1.046)
令和4年度	41,781者 (39,950×1.046)
令和5年度	43,695者 (41,781×1.046)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

$$37,175 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{2,602 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和4年度の国税減収見込額

令和元年度の減収額(325億円)から、4.6%(平成27年度から令和元年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

① 法人事業税所得割の減収額

$$160,237 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,217 \text{ 百万円}}$$

$$(\text{※2}) 37,175 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

② 地方法人特別税の減収額

$$11,217 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,150 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

$$2,602 \text{ 百万円} + 11,217 \text{ 百万円} + 4,150 \text{ 百万円} = \underline{17,969 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特別措置の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	(国税26・地方税26(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。
		《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで)
		平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (令和 4 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

		《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦む中、経理担当の人員も少なく (1.9 人)、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。	
10	有効性等	①: 適用数	平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 549,940 社 令和元年度 586,013 社 令和 2 年度 612,864 社 令和 3 年度 640,944 社 令和 4 年度 670,312 社 令和 5 年度 701,025 社 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から令和元年度まで実績値。令和 2 年度以降は推計値(令和 2 年度以降、毎年 4.6%(平成 27 年度から令和元年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。
		②: 適用額	平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,148 億円 令和元年度 3,415 億円

③: 減収額	令和2年度 3,572億円 令和3年度 3,735億円 令和4年度 3,906億円 令和5年度 4,085億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から令和元年度まで実績値。令和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.5%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種(令和元年度)			
	業種	農林水産業	鉱業	建設業
	割合(%)	1.9%	0.1%	19.7%
	業種	小売業	料理飲食旅館業	金融保険業
	割合(%)	8.3%	4.2%	1.2%
	業種	運輸通信公益事業	サービス業	不動産業
	割合(%)	3.5%	29.2%	8.6%
	業種	運輸通信公益事業	サービス業	その他
	割合(%)	3.5%	29.2%	2.1%
	法人税	法人住民税	法人事業税	
	H27	265	46	
	H28	273	35	
	H29	290	37	
	H30	302	39	
	R1	325	23	
	R2	340	24	
	R3	355	25	
	R4	372	26	
	R5	389	27	
	単位: 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計) ※令和2年度以降は推計値(令和2年度以降、毎年4.6%(平成27年度から令和元年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。			

11	相当性	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
		⑤: 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
12	有識者の見解	②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 経産07)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産08）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長 (廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置)					
措置内容	平成30年度時点	廃炉等実施認定事業者について、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		廃炉等の適正かつ着実な実施の確保をすること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人事業税						
関係条項		地方税法附則第9条第19項					
要望内容		措置の適用期限を令和9年3月31日まで5年間延長する。					
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	—			区分	延長

適用総額 (法人事業税・千円)		
H23	/	
H24		
H25		
H26		
H27		
H28		
H29		0
H30		126,834,010
R1	140,871,247	

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東電HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円(※)を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な回収に貢献する。</p> <p>※ 適用事業者が廃炉等を実施している福島第一原子力発電所の廃炉に要する資金は、一定の蓋然性を有した金額として8兆円とされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用事業者が1者であるため、適用額の聞き取りを行った。適用額は、廃炉等積立金の原資として、東京電力PGから東京電力HDに支出された額を指す。</p> <p>② 適用事業者から聞き取った適用額に、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人</p>

<p>事業税の税率を掛け合わせたもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用事業者が1者であるため、適用額の聞き取りを行った。適用額は、廃炉等積立金の原資として、東京電力PGから東京電力HDに支出された額を指す」及び「適用事業者から聞き取った適用額に、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせたもの」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用見込み事業者が1者であるため、適用見込み額を聞き取り、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせて算出した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用見込み事業者が1者であるため、適用見込み額を聞き取り、地方税法上、電気供給事業者に定められた法人事業税の税率を掛け合わせて算出した」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用事業者である東電HDは、適用期間中に、廃炉に要する資金8兆円の確保に向けて、新々・総合特別事業計画（平成29年5月主務大臣認定）において目標としていた廃炉等積立金年平均約3,000億円の確保を達成した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）は、政策目的（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用見込み事業者である東電HDは、適用見込み期間中に、廃炉等に要する資金8兆円の確保に向けて、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な回収に貢献する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない</p>

ため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税11)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。)が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置などが講じられた。</p> <p>あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月閣議決定。以下「基本指針」という。)において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な政省令改正が行われた。</p> <p>現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東電HD」という。)は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電HDに支払っている。また、第四次総合特別事業計画(2021年8月認定)においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。</p> <p>廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から本特例措置は必要とされている。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を5年間延長する</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第9条第19項 地方税法施行令附則第6条の2第5項</p>
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和8年度

7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設																							
8	適用又は延長期間	令和4年度～令和8年度																							
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保</p> <p>《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。</p>																						
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																						
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために必要である。</p>																						
10	有効性等	①: 適用数	<p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 機構法第45条第1項に基づく廃炉等実施認定事業者数の実績及び見込み</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8													
		件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													
②: 適用額	<p>(適用額単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>1,268</td> <td>1,408</td> <td>1,233</td> <td>1,345</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 適用事業者からの聞き取り。 R3年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるものの、年平均1,200億円程度を見込んでいる。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8															
額	1,268	1,408	1,233	1,345	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200															
③: 減収額	<p>(適用額単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	額	16	18	15	14	12	12	12	12	12	12		
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8															
額	16	18	15	14	12	12	12	12	12	12															

		<p>【算定根拠】 ②適用額から試算。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 適正かつ着実な廃炉等の実施の確保</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者は、廃炉等を適切かつ着実に実施するために、廃炉等に要する資金として、平成 29 年度以降、廃炉等積立金の積立を着実にしている。 ○廃炉等積立金の実績 平成 29 年度 3,913 億円 平成 30 年度 3,611 億円 令和元年度 2,804 億円 令和 2 年度 2,600 億円</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するための手段として、妥当な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>政策目的である適正かつ着実な廃炉等の実施を確保する上で、必要な資金を確保するためには、地方税上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>本措置が適用されている廃炉等実施認定事業者が廃炉等に要する資金の積立を行っている廃炉等積立金制度は、「基本指針」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3経産09）

（評価実施府省：経済産業省）

【基本情報】

【適用状況】

制度名 (措置名)		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長 (ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置)						適用総額 (法人事業税・千円)		
措置内容	令和元年度時点	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。						H23	5,050,518	
	令和2年度税制改正以後	従前どおり						H24	6,784,746	
	令和3年度税制改正以後	従前どおり						H25	5,342,381	
政策目的		ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。						H26	11,700,377	
評価対象税目		義務対象			努力義務対象				H27	11,040,407
		法人事業税							H28	12,036,857
関係条項		地方税法附則第9条第10項						H29	11,792,752	
要望内容		措置の適用期限を令和7年3月31日まで3年間延長する。						H30	27,480,583	
創設年度		H20	過去の政策評価の実績	H24経産23、H27経産20、H30経産12			区分	延長	R1	32,562,013

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成30年度から令和2年度まで）が年度ごとに把握されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 過去の適用数は以下のとおり。 平成30年度 106社、令和元年度 108社、令和2年度 109社
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始されているところ、本特例を受ける事業者の適用数は新規参入やスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から切り替えること）により変動することから、将来の予測を行うことが困難であるため。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成30年度から令和2年度まで）について、「平成30～令和2年度は実績」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成30年度～令和元年度の託送量については、実績のある託送事業者へのアンケート調査により算定。令和2年度の託送量については、平成30年、令和元年の過去2か年において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、令和2年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行

った。 ② 本件については、地方税法に基づき把握される影響額の情報が存在しないことから、①の方法に基づき減収額を算定した。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和3年度から6年度まで）について、「令和3年度～6年度は見込み」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 将来の見込みについては、これまでの託送供給依頼実績や令和2年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存ガス会社から切り替えること）率を参考に算定。また、託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、新規参入者による託送量が記載されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、過去の適用数109件（平成30年度から令和2年度まで）が前回評価時の将来予測8件とかい離していることについて、その原因が分析されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 平成30年度～令和元年度の託送量については、実績のある託送事業者へのアンケート調査により算定。令和2年度の託送量については、平成30年、令和元年の過去2か年において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、令和2年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。 ② 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始されており、全面自由化によって本特例を適用する事業者数の予測を行うことが困難であったため。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかわりにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
-------------------------	--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。また、ガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。また、ガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(3)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税12)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4項
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成30～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間	3年間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2) ガスシステム改革の推進
		②: 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 電力・ガス

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。										
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。										
10	有効性等	①: 適用数 平成30年度: 106社、令和元年度: 108社、令和2年度: 109社 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		②: 適用額 適用額(百万円) = 控除託送料金(百万円) 平成30年度: 70,003、令和元年度: 73,834、令和2年度: 89,107、令和3年度: 105,664、令和4年度: 122,310、令和5年度: 138,958、令和6年度: 155,640 ※平成30～令和2年度は実績、令和3年度～6年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		③: 減収額 減収額(百万円) = 控除託送料金(百万円) × 税率 平成30年度: 902、令和元年度: 945、令和2年度: 1,148、令和3年度: 1,361、令和4年度: 1,576、令和5年度: 1,790、令和6年度: 2,005 ※平成30～令和2年度は実績、令和3年度～6年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)										
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位: 百万メガジュール) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (実績)</th> <th>R2 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託送量</td> <td>73,653</td> <td>110,122</td> <td>359,569</td> <td>384,181</td> <td>445,267</td> </tr> </tbody> </table> 新規参入者により託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	託送量	73,653	110,122	359,569
年度	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)							
託送量	73,653	110,122	359,569	384,181	445,267							
	⑥: 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。										

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。</p> <p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。</p> <p>自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 10 月 (H30 経産 12)	

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
国交02	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3国交01）

【基本情報】

制度名 (措置名)		物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (倉庫用建物等の割増償却)					
措置内容	令和元年度時点	特定総合効率化計画の認定を受けた法人が、物資流通拠点区域において、特定流通業務施設である倉庫用建物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の10%の割増償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		物流分野において深刻化する労働力不足、E C 市場の更なる成長やカーボンニュートラルの必要性等、物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流の効率化・デジタル化を推進することにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第48条、第68条の36					
要望内容		特定流通業務施設の設備要件に物流 D X 関連機器を追加し、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S49	過去の政策評価の実績	H22国交44、H24国交04、H26国交03、H27国交01、H29国交01、R1国交01			区分	延長

（評価実施府省：国土交通省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	19	187,176	91.6%	23,617
H24	24	907,428	96.7%	118,993
H25	19	96,328	87.3%	11,831
H26	20	107,650	90.4%	12,918
H27	20	130,883	84.8%	14,672
H28	18	137,567	91.9%	16,228
H29	21	171,828	90.7%	13,784
H30	14	152,622	96.1%	12,254
R1	13	159,811	94.8%	12,865

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）に対する過去の効果（令和3年度）について、「令和3年度は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① ご指摘の点につき、令和3年度の適用件数の推計は、物流総合効率化法の認定申請状況及び業界団体実施のアンケート調査に基づくものとなりますので、政策評価書及び別添積算根拠の記載を修正致しました。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流DX関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約70%（42棟）とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 本特例によるインセンティブ効果により、物流DX関連機器が導入された特定流通業務施設が整備される。物流DX関連機器は、貨物の運搬や重量物の積み替え等の従来人の手に頼っていた庫内作業を代替又は補助することにより、倉庫業におけるオペレーション改善や働き方改革を実現し、生産性向上が図られる。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例によるインセンティブ効果により、物流DX関連機器が導入された特定流通業務施設が整備される。物流DX関連機器は、貨物の運搬や重量物の積み替え等の従来人の手に頼っていた庫内作業を代替又は補助することにより、倉庫業におけるオペレーション改善や働き方改革を実現し、生産性向上が図られる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
		法人税: 義(国税 1)、法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 14) 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、5年間、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を講ずる。 《要望の内容》 上記特例措置について、新たな総合物流施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加し、適用期限を令和6年3月31日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 租税特別措置法施行令 第 8 条、第 29 条の 6、第 39 条の 65 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2、第 20 条の 22、第 22 条の 43 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条
5	担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 8 年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100) 平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し

8	適用又は延長期間	平成 30 年度 延長(償却率 10/100) 令和 2 年度 延長(償却率 10/100) 2年間(令和4年度及び令和5年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流分野において深刻化する労働力不足、EC 市場の更なる成長やカーボンニュートラルの必要性等、物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流の効率化・デジタル化を推進することにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。 《政策目的の根拠》 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 1 条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の日円化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021(抄)(令和3年6月18日閣議決定) 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。 (2)民間部門におけるDXの加速 (中略)物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。 ○成長戦略実行計画(抄)(令和3年6月18日閣議決定) 第 3 章 グリーン分野の成長 1. 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 (1)2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み 脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速しており、温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。再生可能エネルギーを最大限導入する必要がある。2050 年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、グリーン成長戦略の具体化を下記のとおり進める。その際、需要側である国民一人一人にどのようなメリットがあるのか分かりやすく発信する。また、2030 年の排出削減目標を視野に入れて、更なる必要な投資を促す方策を検討する。なお、継続的に戦略の進捗状況のフォローアップと内容や分野の見直しを行う。

		<p>(3)分野別の課題と対応</p> <p>⑩物流・人流・土木インフラ産業</p> <p>水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成、スマート交通の導入、自転車移動の導入促進、グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化、建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に総合的に取り組むことで、物流・人流・土木インフラ産業での 2050 年のカーボンニュートラル実現を目指す。</p> <p>○ 総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(抄) (令和3年6月15日閣議決定)</p> <p>1: 物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流の実現)</p> <p>(2) 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進</p> <p>② 倉庫等の物流における自動化・機械化の導入に向けた取組</p> <p>倉庫や配送センターなど物流施設においては、ピッキングやパレタイズを自動で行うロボットや無人フォークリフト、無人搬送(AGV)の活用など、様々な機器やシステムの導入が進んでいる。これらの導入には相応の投資が必要となることから、そのインセンティブとして、国は「自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業」など導入支援策を講じているところであるが、改正物流総合効率化法のスキームの活用も念頭にこうした支援をさらに強化する。(略)</p> <p>物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p> <p>2: 時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現)</p> <p>物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。</p> <p>(1)トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備</p> <p>④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上</p> <p>トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。(略)</p> <p>新設倉庫における荷待ち発生率 【2020 年度 約 25% → 2025 年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>物流の中核的な役割を担う倉庫において、業務の自動化・機械化、デジタル化を図り、従来のオペレーションの改善や働き方改革を実現することで、倉庫業の生産性向上を図る。</p> <p><測定指標></p> <p>倉庫事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流 DX 関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約 70%(42 棟)とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>(参考)</p> <p><総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)における目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流 DX を実現している物流事業者*の割合 *物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。 <p>【70%(2025 年度)】</p> <p>物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>毎年新設・増設される営業倉庫(約 160 棟)のうち、本措置の対象となり得る一定規模以上の営業倉庫は約 60 棟。この約 60 棟の 70%(42 棟)を、予算措置等も活用しながら、物流 DX 関連機器の導入によりオペレーション改善や働き方改革の効果を定量的に得ている営業倉庫とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>なお、本措置を図ることにより、引き続き、トラックの荷待ち時間の削減にもつなげていくこととする。</p> <p>これにより、物流の中核的役割を担う倉庫の生産性向上が図られ、サプライチェーン全体の最適化に寄与することができる。</p>																										
10 有効性等	①: 適用数	<p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1525 979 2067 1082"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th>平成</th> <th></th> <th></th> <th>令和</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したものの。 2 平成 28～令和 2 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を計上令和 3 年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和 4 年度以降は令和 3 年度と同数を計上)。 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和 3 年 1 月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の実績は、それぞれ 21 件、14 件、13 件となっている。)</p>	年度 区分	平成			令和					28	29	30	1	2	3	4	5	適用件数	7	18	14	18	12	25	25	25
年度 区分	平成				令和																							
	28	29	30	1	2	3	4	5																				
適用件数	7	18	14	18	12	25	25	25																				

		4 算定根拠については、別紙参照。								
		<<僅少ではないか>> 令和元年度及び2年度の目標値が計 50 件であったのに対して実績は 30 件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。								
②: 適用額		《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		適用額	103	133	113	129	104	163	163	163
		(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したものの。 2 平成 28～令和2年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を推計。令和3年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和4年度以降は、令和3年度の適用額と同数を計上。) 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用額を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の実績は、それぞれ 172 百万円、153 百万円、160 百万円 となっている。)) 4 算定根拠については、別紙参照。								
		<<偏りがないか>> 租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計は 90%を超えているが、これは本措置の適用を受ける倉庫ごとに、整備額の開きがあることに由来するものである。本措置は、より多くの法人に活用してもらうことで、より多くの特定流通業務施設を整備することを目的とするものであるため、物流の効率化に資すると認められる一定規模以上の倉庫であれば、1件当たりの整備額の大小を問うものではない。 上述のことから、適用の偏りは、当該措置の適用件数と当該措置を利用した法人数の比で分析すべきであるが、この点、改正物流総合効率化法施行後から令和2年度までの当該措置の適用件数は 65 件、当該措置を利用した事業者は 55 者となり、当該措置の適用が特定の者に偏っているとは言えない。								
③: 減収額		《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		法人税	24	31	26	30	24	38	38	38
		法人住民税	3	4	3	2	2	3	3	3
		法人事業税	7	9	8	9	7	11	11	11

		地方法人特別税	3	4	3	4	-	-	-	-
		特別法人事業税	-	-	-	-	3	4	4	4
		(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したものの。 2 平成 28～令和2年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件、令和3年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和4年度以降は、令和3年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出。) 3 本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の適用額は、172 百万円、152 百万円、160 百万円となっている。)) 4 算出根拠については、別紙参照。								
④: 効果		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		新設・増設倉庫棟数(総数)	149	148	157	193	173	160	160	160
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	53	50	60	103	72	60	60	60
		認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-	-
		認定件数(新法)	7	32	27	43	32	37	37	37
		認定件数(合計)	19	32	27	43	32	37	37	37
		税制特別措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-	-
		税制特別措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	18	12	25	25	25
		税制特別措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	18	12	25	25	25
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する認定件数の割合	13%	22%	17%	22%	18%	23%	23%	23%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する認定件数の割合	36%	64%	45%	42%	44%	61%	61%	61%
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する税制特別措置の適用対象件数の割合	5%	12%	9%	9%	7%	16%	16%	16%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する税制特別措置の適用対象件数	13%	36%	23%	17%	16%	42%	42%	42%

		産性の向上を伴うものであり、これまでの政策目的と相反するものではない。
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>改正物流総合効率化法の認定制度と一体的に取り組む本措置により、従来のオペレーション改善や働き方改革を実現する倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進が図られる。</p> <p>また、今般新たに要件化する、物流 DX 関連機器による倉庫事業者の自動化・機械化、デジタル化は、庫内作業の生産性を向上させるだけではなく、荷主企業やトラック事業者が、「トラック予約受付システム」や「EDI」などの従前より本措置等にて導入を促進してきた機器を倉庫事業者と連携して利用する契機にもなり、サプライチェーンの全体の最適化に資することができる。</p> <p>本措置の減収額は、令和4年度・5年度ともに、各年度約 38 百万円を見込んでいる。また、各年度 25 件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は、年間約 1.5 百万円、5年間合計で約 7.5 百万円となる。</p> <p>一方で、一般的な営業倉庫から物流 DX 関連機器等を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり 15 百万円～60 百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。これにより、サプライチェーンの効率化が推進され、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持に寄与することができる。</p> <p>以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>①予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>②特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>令和4年度予算概算要求において、以下の補助金の予算要求を検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（1490 百万円の内数）

		<ul style="list-style-type: none"> 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業（6200 百万円の内数） 物流生産性向上の推進（128 百万円の内数） <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係上記施策は、いずれも物流 DX 関連機器導入等にあたり補助金が措置されるものであり、その主な政策目的は、CO2 排出量削減等及びサプライチェーン全体の徹底した最適化の促進となっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>倉庫は生活や産業活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、物流の中核的な役割を担うものでありながら、地域雇用の創出に貢献している。今般、物流 DX 関連機器の導入を図る特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工等の流通業務を一体的に行うものであり、当該施設でオペレーション改善や働き方改革を実現させることは、地域経済の生産性向上に寄与するものである。上記のことから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 国交 01)

適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

1. 平成 28 年度

(1) 件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7 件（普通倉庫 5 件、冷蔵倉庫 2 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3
冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7
合計	7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0

2. 平成 29 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 12 件、冷蔵倉庫 6 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	22,151.0	31	0.033	10%	73.1	17.1	2.2	4.9	2.1
冷蔵倉庫	6	12,465.0	21	0.048	10%	59.8	14.0	1.8	4.0	1.7
合計	18	34,616.0				132.9	31.1	4.0	8.9	3.8

3. 平成 30 年度

(1) 件数

平成 30 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件（普通倉庫 7 件、冷蔵倉庫 7 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.2%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	1.2
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	2.1
合計	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	3.3

4. 令和元年度

(1) 件数

令和元年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 9 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H) × 税率 (H)
			耐用 年数 (B)	定額法 (C)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	23082.0	31	0.033	10%	76.2	17.7	1.2	5.3	2.3
冷蔵倉庫	6	11066.0	21	0.048	10%	53.1	12.3	0.9	3.7	1.6
合 計	18	34,148.0				129.3	30.0	2.1	9.1	3.9

5. 令和2年度

(1) 件数

令和2年度における税制特例措置の適用対象件数は、12 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 3 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数 (B)	定額法 (C)						
営業倉庫										
普通倉庫	9	20,379.0	31	0.033	10%	67.3	15.6	1.1	4.7	1.7
冷蔵倉庫	3	7,686.0	21	0.048	10%	36.9	8.6	0.6	2.6	1.0
合 計	12	28,065.0				104.1	24.2	1.7	7.3	2.7

6. 令和3年度

1) 件数

令和3年度における税制特例措置の適用件数は、25 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、特定流通業務施設の整備を促進するため、令和3年度は、25 件（普通倉庫 19 件、冷蔵倉庫 6 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数（見込み）^{※2}

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和3年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率(37.0%)

(単年度) (百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × C (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫							23.20%	7.00%	7.00%	37.00%
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

2-25

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率(37.0%)

(単年度) (百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × C (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫							23.20%	7.00%	7.00%	37.00%
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

7. 令和4年度、5年度

(1) 件数

令和4年度及び5年度における税制特例措置の適用件数は、25件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和4年度以降は、毎年度25件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫6件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）※²

※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

※² 令和3年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

- ・ 普通倉庫：1,664百万円 × 19件 = 31,616百万円
- ・ 冷蔵倉庫：2,020百万円 × 6件 = 12,120百万円

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率(10%)

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率(23.2%)

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(7.0%)

⑤ 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率(7.0%)

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3国交02）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充 (-)						
措置内容	令和元年度時点	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地につき、土地の譲渡等の課税の特例、代替資産を取得した場合の課税の特例、収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等を措置する。						
	令和2年度税制改正以後	-						
	令和3年度税制改正以後	-						
政策目的		特定所有者不明土地に所有者不明建物が存する場合等について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続きの合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を進めること。						
評価対象税目		義務対象			努力義務対象			
		法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第64条、第64条の2、第65条の2、第68条の70、第68条の71、第68条の73						
要望内容		所有者不明土地法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地の対象範囲の拡大を予定していることから、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例について措置する。						
創設年度	R1	過去の政策評価の実績		H30国交02	区分	拡充		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））を達成すべき時期として、「令和2年度～令和6年度の平均」に修正した。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））を達成すべき時期として、「令和元年6月～令和6年5月の平均」を追加した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）について、「土地の取得費のみの法人については、収用換地等の場合の所得の特別控除が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、当該特例が適用されるものとして適用数を算出した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）について、「土地の取得費のみの法人については、当該特例が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものとして適用数を算出した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数の算出にあたり、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに推計することができない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに把握することができない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況</p>

<p>調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数の算出にあたり、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度の①②譲渡所得の特例関係）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度から5年度までの③④代替資産の特例関係）について、「見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）を追加した。</p> <p>なお、将来の適用数（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）については、公共事業実施者が土地所有者等の各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、①及び②の制度ごとに予測することができない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度から6年度までの③④代替資産の特例関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数と同じく、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに予測することができない。</p> <p>なお、平成29年度から令和2年度までに公共事業実施者が発行した租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績を基に、③④代替資産の特例関係については、[1,806件（H29）+1,394件（H30）+2,427件（R1）+2,804件（R2）] /4=2,108件、⑤5,000万円特別控除関係については、[2,215件（H29）+2,131件（H30）+488件（R1）+1,977件（R2）] /4=1,703件と予測した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）について、「建物等の補償費がある法人が圧縮限度額まで損金経理を行うものとして、損金算入額の税率30%にあたる金額を減収額とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
--

<p>③ 過去の減収額（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）について、「土地の取得費のみの法人の損金算入額の税率30%にあたる金額を減収額とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）については、国土交通省が公共事業施行者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の減収額の算出にあたり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や法人税の申告内容によって異なる法人税、法人事業税及び法人住民税の税目ごとに推計することができない。</p> <p>② 過去の適用額及び減収額（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。 また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに把握することができない。 なお、過去の適用額及び減収額の推計にあたっては、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に、土地所有者等が取得するものとして算出した代替資産の取得額から補償額を差し引いた金額を損金算入額として推計した。</p> <p>③ 過去の適用額及び減収額（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に、補償額が5,000万円以下の土地所有者については、補償額から譲渡直前の帳簿価格（補償額の5%相当額）を控除した金額を損金算入額とし、補償額が5,000万円を超える土地所有者については、5,000万円を損金算入額として推計した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和5年度の①②譲渡所得の特例関係）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度から5年度までの③④代替資産の特例関係）について、「平成29年度から令和2年度までの減収額の平均値とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）については、国土交通省が公共事業施行者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の減収額と同じく、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の</p>
--

<p>経理方法や法人税の申告内容によって異なる法人税、法人事業税及び法人住民税の税目ごとに推計することができない。</p> <p>② 将来の減収額（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）を追加した。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度から6年度までの③④代替資産の特例関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。 また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに予測することができない。 なお、平成29年度から令和2年度までに公共事業施行者が発行した租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績を基に、③④代替資産の特例関係については、〔1,971百万円（H29）+1,788百万円（H30）+5,654百万円（R1）+4,585百万円（R2）〕/4≒3,500百万円、⑤5,000万円特別控除関係については、〔7,411百万円（H29）+7,046百万円（H30）+②,016百万円（R1）+5,542百万円（R2）〕/4≒5,504百万円と予測した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果について、「2.78%（平成27年度～令和元年度の平均）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「本特例措置について、土地収用法に基づく収入手続による場合と同様に適用させることによって、所有者不明土地法に基づく収入手続に要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の用地あい路率については現在集計のため、集計が完了している直近5年度（平成27年度～令和元年度）の平均と各年度における用地あい路率を記載してい</p>

<p>る。</p> <p>② 用地あい路率は、用地交渉開始後3年以上経過した事業単位において、当該年度に用地取得が計画（予算配賦）されていた総契約件数【契約対抗件数】に対する当該年度内に契約の見込みがないものの件数【あい路件数】の割合であり、国土交通省が各地方整備局等に対して実施している用地あい路調査の結果に基づき算出した。</p> <p>なお、用地あい路率2.78%（平成27年度～令和元年度の平均）は、各年度における用地あい路率を基に〔2.77%（H27）+2.66%（H28）+3.17%（H29）+2.96%（H30）+2.39%（R1）〕/5=2.79と算出した。</p> <p>③ 各年度における用地あい路率のうち、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本特例措置に係る税制が直接的な要因となるあい路率を追加した。</p> <p>④ 達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）については、本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あい路率が2.39%（本特例措置に係るあい路率：0.01%）に低下していることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しているものである。</p> <p>⑤ 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）については、令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業について所有者不明土地の収用手続きに要する期間を短縮するものとしているが、現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないことから、具体的な達成状況を把握することができないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないことから、具体的な達成状況を把握することができないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである」との説明では、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））に対する将来の効果について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））に対する将来の効果について、「本特例措置について、土地収用法に基づく収用手続きによる場合と同様に適用させることによって、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（令和2年度～令和6年度の平均））に対する将来の効果については、本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あ</p>

<p>い路率が2.39%（本特例措置に係るあい路率：0.01%）に低下しており、今後も同様に用地あい路率の低下が見込まれることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与するものである。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））に対する将来の効果については、現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税03) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税06)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税、個人事業税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「所有者不明土地法」という。)に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地につき、土地の譲渡等の課税の特例、代替資産を取得した場合の課税の特例、収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等を措置する。
		《要望の内容》 所有者不明土地法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地の対象範囲の拡大を予定していることから、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例につき、以下の内容を措置する。 ① 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期(5年超)譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税:重課(法人税5%)の適用除外 (重課自体は令和4年度末まで課税停止) ② 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期(5年以内)譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税:重課(法人税10%)の適用除外 (重課自体は令和4年度末まで課税停止) ③ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税、法人事業税: 代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する。 ④ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合において、特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みであるときに、譲渡益に相当する金額を損金に算入する。 ・法人税、法人住民税、法人事業税

		⑤ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から 5,000 万円を控除する。 ・法人税、法人住民税、法人事業税
		《関係条項》 ・租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条、第 64 条、第 64 条の 2、第 65 条の 2、第 68 条の 68、第 68 条の 69、第 68 条の 70、第 68 条の 71、第 68 条の 73
5	担当部局	不動産・建設経済局土地政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	令和元年度 創設 令和2年度 延長
8	適用又は延長期間	①:1年間、①以外:恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定所有者不明土地に所有者不明建物が存する場合等について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を進める。
		《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化等により、「所有者不明土地」が全国的に増加しており、公共事業の推進等の場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっているほか、今後も相続機会の増加が予期されている中で、所有者不明土地の拡大が懸念されている。 このような背景のもと、令和元年6月に所有者不明土地法が全面施行され、国土交通大臣、都道府県知事が事業認定した事業について、所有者不明土地の収用等に係る手続を合理化・円滑化する土地収用法の特例が創設され、同年に税制特例措置も創設された。 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、『地域における迅速な社会資本整備を進めるため、所有者不明土地の円滑な利活用や管理を図るための仕組みの充実等を図る』と記載されたこと、所有者不明土地法の施行後3年経過の見直しに伴う法改正が予定されていること等を踏まえ、所有者不明土地法の収用特例の対象範囲の拡充等を行う必要がある。 所有者不明土地法の収用特例については、 ① 所有者不明土地法による裁定対象(所有者不明建物)の拡大 ② 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用の規定の追加 により対象範囲を拡大するものとしている。 所有者不明土地法の収用特例に基づく収用についても、土地収用法に基づく収用と同様の税制措置を講じ、地域における迅速な社会資本整備を進める必要がある。

		②: 政策体系における政策目的的位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> <p>業績指標 118 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率:過去5年度の平均)</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地あい路率 2.30%以下(令和2年度～令和6年度の平均) ・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) 約1/3短縮(約31か月 → 21か月以下) (令和元年6月～令和6年5月の平均) ※令和元年6月以降に収用手続を開始したもの <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 所有者不明建物が存する特定所有者不明土地における収用手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備に寄与することとなる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用数の増加はない。 なお、既存の特例措置の適用数については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成29年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合:4件) 平成30年度 適用なし(" :1件) 令和元年度 適用なし(" :2件) 令和2年度 適用なし(" :1件) (以下、見込数) 令和3年度 適用なし 令和4年度 適用なし 令和5年度 2件 令和6年度 2件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和4年度までは本特例措置の適用がないが、令和5年度以降の見込数については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成29年度から令和2年度までに本特例措置の適用が見込まれた件数の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成29年度 1,806件 平成30年度 1,394件 令和元年度 2,427件 令和2年度 2,804件</p>

			<p>(以下、見込数) 令和3年度 2,108件 令和4年度 2,108件 令和5年度 2,108件 令和6年度 2,108件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、土地所有者等の選択により、当該特例又は収用換地等の場合の所得の特別控除が適用されるものであり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、本特例措置の適用数の集計にあたり、土地の取得費のみの法人については、収用換地等の場合の所得の特別控除が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、当該特例が適用されるものとして適用数を算出した。なお、見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000万円特別控除関係】 平成29年度 2,215件 平成30年度 2,131件 令和元年度 488件 令和2年度 1,977件 (以下、見込数) 令和3年度 1,703件 令和4年度 1,703件 令和5年度 1,703件 令和6年度 1,703件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、土地所有者等の選択により、当該特例又は収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものであり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、本特例措置の適用数の集計にあたり、土地の取得費のみの法人については、当該特例が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものとして適用数を算出した。なお、見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした。</p> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「租税透明化法」という。)に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業施行者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
		②: 適用額	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用額の増加はない。</p>

	<p>なお、既存の特例措置の適用額については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成 29 年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合: 86 百万円) 平成 30 年度 適用なし(" :0.2 百万円) 令和元年度 適用なし(" :0.7 百万円) 令和 2 年度 適用なし(" :0.1 百万円) (以下、見込額) 令和 3 年度 適用なし 令和 4 年度 適用なし 令和 5 年度 22 百万円 令和 6 年度 22 百万円</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和 4 年度までは本特例措置の適用がないが、令和 5 年度以降の見込額については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成 29 年度から令和 2 年度までに本特例措置の適用が見込まれた金額の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成 29 年度 6,571 百万円 平成 30 年度 5,959 百万円 令和元年度 18,845 百万円 令和 2 年度 15,283 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 11,665 百万円 令和 4 年度 11,665 百万円 令和 5 年度 11,665 百万円 令和 6 年度 11,665 百万円</p> <p>(推計方法: 損金算入額) 損金算入額の算出にあたっては、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、土地所有者等が建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得するものとし、代替資産の取得額から補償額を差し引いた金額を損金算入額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの適用額の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000 万円特別控除関係】 平成 29 年度 24,704 百万円 平成 30 年度 23,485 百万円 令和元年度 6,720 百万円 令和 2 年度 18,473 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 18,346 百万円 令和 4 年度 18,346 百万円 令和 5 年度 18,346 百万円</p>
--	--

	<p>令和 6 年度 18,346 百万円</p> <p>(推計方法: 損金算入額) 損金算入額の算出にあたって、補償額が 5,000 万円以下の土地所有者については、補償額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除した金額を損金算入額とし、補償額が 5,000 万円を超える土地所有者については、5,000 万円を損金算入額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの適用額の平均値とした。</p> <p>※租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業施行者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
③: 減収額	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による減収額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例措置の減収額については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成 29 年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合: 4 百万円) 平成 30 年度 適用なし(" :0 百万円) 令和元年度 適用なし(" :0 百万円) 令和 2 年度 適用なし(" :0 百万円) (以下、見込額) 令和 3 年度 適用なし 令和 4 年度 適用なし 令和 5 年度 1 百万円 令和 6 年度 1 百万円</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和 4 年度までは本特例措置の適用がないが、令和 5 年度以降の見込額については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成 29 年度から令和 2 年度までに本特例措置による減収が見込まれた金額の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成 29 年度 1,971 百万円 平成 30 年度 1,788 百万円 令和元年度 5,654 百万円 令和 2 年度 4,585 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 3,500 百万円 令和 4 年度 3,500 百万円 令和 5 年度 3,500 百万円 令和 6 年度 3,500 百万円</p>

	<p>(推計方法) 減収額の算出にあたっては、建物等の補償費がある法人が圧縮限度額まで損金経理を行うものとして、損金算入額の税率 30%にあたる金額を減収額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2年度までの減収額の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000 万円特別控除関係】 平成 29 年度 7,411 百万円 平成 30 年度 7,046 百万円 令和元年度 2,016 百万円 令和 2 年度 5,542 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 5,504 百万円 令和 4 年度 5,504 百万円 令和 5 年度 5,504 百万円 令和 6 年度 5,504 百万円</p> <p>(推計方法) 減収額の算出にあたっては、土地の取得費のみの法人の損金算入額の税率 30%にあたる金額を減収額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和2年度までの減収額の平均値とした。</p> <p>※租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業施行者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・用地あい路率 2.78%(平成 27 年度～令和元年度の平均) (※平成 28 年度～令和2年度の平均:集計中) 平成 27 年度 2.77%(本特例措置に係る用地あい路率:0.05%) 平成 28 年度 2.66%(" :0.01%) 平成 29 年度 3.17%(" :0.02%) 平成 30 年度 2.96%(" :0.01%) 令和元年度 2.39%(" :0.01%)</p> <p>本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あい路率が 2.39%(本特例措置に係る用地あい路率:0.01%)に低下しており、今後も同様に用地あい路率の低下が見込まれることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与するものと考えられる。</p> <p>・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) 実績なし (※令和元年6月以降に収用手続を開始したもの)</p> <p>本特例措置について、土地収用法に基づく収用手続による場合と同様に適用させることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取</p>

		<p>得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続に要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>既存の土地収用法等に基づく収用に対する措置と同様の措置であり、同様の効果が発揮されるものである。</p>
	⑥: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、所有者不明建物が存する特定所有者不明土地における収用手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を図るために、土地所有者等の税負担を軽減するものであり、土地の譲渡等に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、土地の譲渡等に係る課税の特例を措置することが妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置によって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進が可能になるとともに、地域における迅速な社会資本整備が図られることになる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月 (H30 国交 02)

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3環境01）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長 (特定災害防止準備金)					
措置内容	令和元年度時点	廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、(独)環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和2年度税制改正以後	積立限度額を(独)環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する金額の60%（改正前：100%）に引き下げ					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を促進すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税	個人住民税	所得税		
関係条項		租税特別措置法第56条、第68条の46					
要望内容		措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H23環境02、H25環境04、H27環境01、H29環境01、R1環境01			区分	延長

（評価実施府省：環境省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	119	4,533,950	71.9%	675,265
H24	122	4,065,304	68.6%	525,745
H25	105	3,794,823	69.7%	483,357
H26	119	2,099,454	62.1%	266,539
H27	117	1,293,042	60.3%	153,975
H28	109	2,271,577	55.2%	269,819
H29	150	3,226,855	60.0%	333,958
H30	174	3,466,572	55.1%	391,368
R1	177	3,663,155	64.4%	407,606

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。））について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 新たな達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在目標見直しを検討中。</p> <p>② 常に達成することを目指すべきものであるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度においても、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることを目標とする。</p> <p>③ 常に水準を維持すべきものであるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度においても、一般廃棄物最終処分場の残余年数について、平成29年度の水準（20年分）を維持することを目標とする。</p> <p>④ 平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在、達成すべき時期（目標達成時期）を検討中。</p> <p>⑤ 従前から設定していた「最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。」という達成目標について、より具体的な達成目標を追加したものである。</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 出典は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和3年1月国会提出）であり、最新の適用数が令和元年度になるため、把握できない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 当該報告書によるデータがない令和2年度分についても、独自調査等により適用件数を把握する必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 維持管理積立金の積立件数は平成30年度には687施設、令和元年度には677施設、令和2年度には647施設であり、令和3年度以降は約670事業者（過去3か年の施設数の平均）の適用を見込んでいる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「維持管理積立金の積立件数は平成30年度には687施設、令和元年度には677施設、令和2年度には647施設であり、令和3年度以降は約670事業者（過去3か年の施設数の平均）の適用を見込んでいる」との説明では、維持管理積立金の積立件数は本特例措置の将来の適用数とは異なるものであり、本特例措置の将来の適用数が明らかにされおらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度及び令和2年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 点検項目(5)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 国税：令和2年度以降 420（百万円） （財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和元年度）を基に試算した減収額（実績推計）の6割（注）を減収見込額として記載） 地方税：令和2年度以降 244（百万円） （地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書をもとに、令和元年度特定災害防止準備金（単体法人と連結法人の合計）の6割（注）を減収見込額として記載） （注）：損金算入可能な限度額について、令和2年4月1日から都道府県知事による通知額の60%となった。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実にこなせる）に対する過去の効果について、「維持管理積立金の残高は、平成30年度には104,287百万円、令和元年度には110,982百万円、令和2年度には117,831百万円であり」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実にこなせる）に対する過去の直接的な効果について、「当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。実際に、平成26年度以降、未積立件数が総通知件数に占める割合は3%未満と低い割合に収まっている。また、平成23年度には全体3.84%あった未払いの件数が、平成30年には2.28%に減っている。なお、平成23年度から平成30年度にかけて当該特例措置の利用率は増加している。両者のデータの間には相関関係があり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与していることがわかる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実にこなせる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われること</p>

<p>で、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施された。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られた。なお、平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標（20年分）を達成しているものの、一般廃棄物最終処分場の令和元年度の設置件数は1,620件（前年同比▲19件）と平成22年から下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保を図っていく必要がある。</p> <p>② 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施された。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られた。なお、平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、産業廃棄物最終処分場の平成30年度の設置件数は1,631件（前年同比▲19件）と平成22年から下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保を図っていく必要がある。</p> <p>③ 独立行政法人環境再生保全機構の調査 (https://www.erca.go.jp/erca/guide/guide/saisyu_iji.html) から引用。</p> <p>④ 平成31年度（令和元年度）環境省調査（非公表）と平成31年度（令和元年度）の独立行政法人環境再生保全機構の調査（非公表）から引用。</p> <p>⑤ 維持管理積立金の積立件数と金額は平成30年度には687施設6,833百万円、令和元年度には677施設7,687百万円、令和2年度には647施設7,410百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが達成目標に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 また達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている」との説明では、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の</p>
--

<p>実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることで、維持管理積立金の全てが円滑な積立てが行われ、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。なお、令和2年度の未積立件数は9件(平成26年度は19件)、未積立割合は0.87%(平成23年度は1.78%)で着実に積立てが進んでいる。</p> <p>② 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られる。このことから、将来においても引き続き、平成29年度の水準(20年分)を維持することが見込まれる。</p> <p>③ 本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保が図られる。平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標(10年分)を達成しているものの、目標年次を経過したことから、増大傾向にある災害廃棄物の排出の状況やプラスチック新法の影響などを踏まえつつ、現在目標見直しを検討中。新たな達成目標を設定した後に、目標に対しての将来の効果を正確に予測する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「将来においても引き続き、平成29年度の水準(20年分)を維持することが見込まれる」との説明では、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p> <p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならぬという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減することが必要である。当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税3)(法人税:義、所得税:外) (地方税3)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 特例の内容</p> <p>廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置</p> <p>(2) 対象者</p> <p>青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの</p> <p>《要望の内容》</p> <p>当該特例措置を2年間延長すること</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48</p>
5	担当部局	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～令和6年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度から措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、令和2年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。なお、令和2年度税制改正において、損金算入可能な限度額について、令和2年3月31日までは都道府県知事による通知額の100%であったが、令和2年4月1日から都道府県知事による通知額の60%となることとなった。
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	①: 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保の促進。

		《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
②: 政策体系における政策目的の位置付け		4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
③: 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる。また、維持管理積立金の未積立の割合がどのように変化しているかを年度ごとに比較する。達成すべき目標については、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする。</p> <p>さらに、大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準(20年分)を維持する。(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標(20年分)を達成しているものの、上記計画における達成年度は、あくまで令和4年度時点であるため、当該目標年度に達成状況を判断すべきである。 ● 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。(なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。)(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)また、平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標(10年分)を達成しているものの、目標年次を経過したことから、上述のとおり増大傾向にある廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産</p>

		<p>した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減し、もって最終処分場の適切な維持管理を促進する。</p> <p>加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性や、廃棄物の埋立てを行うという特殊性から、元来住民の忌避感、不信任感が強く、新規設置又は容量拡大のための社会的合意形成が極めて困難であるにも関わらず、大規模災害の発生等による国内の廃棄物の処分量の増加が見込まれることから、新設や拡張が強く求められている。</p> <p>ついで、維持管理積立金によって、最終処分場の円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信任感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図る。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	<p>平成30年度 適用件数 174件</p> <p>令和元年度 適用件数 177件</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)</p>
		②: 適用額	<p>平成30年度 適用額 35億円</p> <p>令和元年度 適用額 37億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」)</p>
		③: 減収額	<p>令和元年度 700(百万円)</p> <p>(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」令和元年度)を基に試算した減収額(実績推計)より)</p>
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>特例措置の適用により、維持管理積立金の積立件数と金額は、平成30年度には687施設6,833百万円、令和元年度には677施設7,687百万円、令和2年度には647施設7,410百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成30年度には56施設1,833百万円、令和元年度には53施設992百万円、令和2年度には48施設560百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。</p> <p>上記の積立状況から、維持管理積立金の残高は、平成30年度には104,287百万円、令和元年度には110,982百万円、令和2年度には117,831百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積</p>

		<p>立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。実際に、平成26年度以降、未積立件数が総通知件数に占める割合は3%未満と低い割合に収まっている。また、平成23年度には全体3.84%あった未払いの件数が、平成30年には2.28%に減っている。</p> <p>なお、平成23年度から平成30年度にかけて当該特例措置の利用率は増加している。両者のデータの間には相関関係があり、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与していることがわかる。</p> <p>また、本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信任感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。加えて、引き続き本特例措置が適用された法人に対するアンケート調査を通じて、本特例措置の効果や減額された納付税額の使途などを聴取するなどして、本特例措置の直接的な効果を把握する。令和元年度に行ったアンケート調査では、本特例措置の効果として、最終処分場の適切な維持管理に寄与したとの回答が約6割、維持管理積立金の無理のない積み立てに寄与したとの回答が約5割であった。また、減額された納付税額の使途は設備維持費が9割以上、人件費が約4割であった。</p>	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>維持管理積立金が適切に積み立てられなかった場合、最終処分業者が埋立終了後に収入が無くなった時点で、処分場の適正な維持管理ができなくなる可能性がある。</p> <p>最終処分場の維持管理ができない場合には、不適正処理や不法投棄等の発生により、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。また、最終処分場の設置に関し、国が最終処分業者の維持管理積立金の積立てを支援しなければ、住民の忌避感や不信任感を払拭することができず、最終処分場の十分な受け入れ量の確保がなされない恐れがある。その場合、埋立てられない廃棄物について、不適正処理や不法投棄等がされ、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。</p>	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置:</p> <p>1. 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害</p>

		<p>防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p> <p>2. 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業 上記予算措置は公共関係産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の適正化事業に対して必要に応じて財政支援を行うものである。最終処分場の適正な維持管理の支援を目的とした事業である。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p> <p>産業廃棄物処分場についても埋立終了後に維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、処分場の立地する自治体の生活環境の保全に貢献するものである。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和元年8月 (R1 環境 01)</p>